川根本町地域防災計画

共　通　対　策　編

地　震　対　策　編

風　水　害　対　策　編

大　火　災　対　策　編

大規模事故対策編

令和７年４月

川根本町防災会議

川根本町地域防災計画

共通対策編

令和７年４月

川根本町防災会議

目　次

第１章　総則 1

第１節　計画の策定 1
１　計画の目的 1
２　計画の構成及び内容 1
３　計画の運用等 3
第２節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3
１　町 3
２　県 4
３　静岡県警察（島田警察署） 4
４　静岡市消防局 4
５　自衛隊 4
６　指定地方行政機関 4
７　指定公共機関 7
８　指定地方公共機関 8
９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 9
第３節　町の自然的条件 10
１　位置・境域 10
２　地形・地質 10
３　河川 12
４　気候 13
第４節　町の社会的条件 14
１　人口・世帯数 14
２　産業 14
３　交通 15
４　土地利用 15
第５節　予想される災害と地域 16
１　地震 16
２　風水害 16
３　土石流・地すべり・山がけ崩れ 17
４　大規模事故 17
５　複合災害・連続災害 18

第２章　災害予防計画 19

第１節　通信施設等整備改良計画 19
１　有線通信施設 19
２　無線通信施設 19
３　通信施設整備計画 20
４　被災者等への情報伝達手段の整備 20
５　障害のある方への情報伝達体制の整備 20

第２節　防災資機材の整備計画 21
１　消防資機材 21
２　水防資機材 21
３　救助資機材 21
第３節　道路鉄道等災害防止計画 21
１　主旨 21
２　道路交通の災害予防計画 21
３　鉄道の災害予防計画 21
第４節　防災知識の普及計画 22
１　主旨 22
２　普及方法 22
３　普及すべき内容 23
４　町の実施事項 23
５　防災関係機関 26
第５節　防災のための調査研究 26
１　実施方針 26
２　災害発生状況調査 27
第６節　住民の避難体制 27
１　主旨 27
２　避難体制の概要 28
第７節　防災訓練 31
１　総合防災訓練の実施 32
２　防災関係者等の訓練実施 32
３　救助・救急関係機関の連携 32
４　非常通信訓練 32
５　防災訓練のための交通の禁止又は制限 33
６　防災訓練実施後の評価等 33
第８節　自主防災組織の育成 33
１　主旨 33
２　自主防災組織の概要 33
３　推進方法 34
４　研修会等の開催 34
５　住民の果たすべき役割 34
６　地域における自主防災組織の果たすべき役割 35
７　町の指導及び助成 36
８　自主防災組織と消防団との連携 37
第９節　事業所等の防災活動 37
１　平常時からの防災活動の概要 38
２　事業所の防災力向上の促進 38
３　事業継続計画（ＢＣＰ）の取組み 38
第10節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 38
第11節　ボランティア活動に関する計画 39
１　ボランティア活動の支援 39

２　ボランティア活動経費の準備 39
３　災害ボランティア・コーディネーターの養成 39
第12節　要配慮者支援計画 39
１　主旨 39
２　要配慮者の支援体制の整備 39
第13節　救助・救急活動に関する計画 42
１　救助隊の整備 42
2　保健医療福祉調整本部の総合調整 42
第14節　応急住宅・災害廃棄物処理 42
１　応急住宅 42
第15節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 43
１　町 43
２　重要施設の管理者 43
３　ライフライン事業者 44
第16節　被災者生活再建支援に関する計画 44
１　人材育成 44
２　実施体制の整備 44
３　システムの活用 44
第17節　県・町の業務継続に関する計画 44
１　業務継続体制の確保 44
２　業務継続計画等において定めておく事項 45
第18節　複合災害対策及び連続災害対策 45
１　主旨 45
第19節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 45
１　主旨 45
第20節　災害に強いまちづくり 46
１　主旨 46

第３章　災害応急対策計画 47

第１節　総則 47
１　町地域防災計画と県地域防災計画との関係 47
２　町の行う措置 47
３　この計画を理解し実施するための留意事項 48
第２節　組織計画 49
１　災害対策組織 49
２　職員動員及び配備 50
第３節　動員・応援・受援計画 51
１　実施基準 52
２　実施方法 52
３　受入体制の確立 54
第４節　通信情報計画 55
１　気象予報、警報等伝達体制及び周知方法 55

２　被害状況等の報告 57
３　情報伝達手段及び通信系統 59
４　異常現象発見の通報 60
第５節　災害広報計画 60
１　広報の内容等 60
２　経費負担区分 62
３　住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 62
第６節　災害救助法の適用計画 62
１　災害救助法の適用基準 62
２　被害世帯の算定基準 63
３　災害救助法の適用手続 63
４　災害救助法事務 63
５　費用限度額 63
６　一時繰替支弁 63
７　災害救助法適用外の災害 63
第７節　避難救出計画 64
１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 64
２　住民への周知 66
３　避難者の誘導等 66
４　警戒区域の設定 67
５　被災者の救助 67
６　避難地への避難誘導・運営 68
７　避難所の開設・運営等 69
８　災害救助法に基づく県の実施事項 71
９　町長の要求、要請に基づく県の実施事項 72
10　避難行動要支援者への支援 72
11　広域避難・広域一時滞在 73
第８節　愛玩動物救護計画 74
１　同行避難動物への対応 74
２　放浪動物への対応 75
第９節　食料供給計画 75
１　応急食料の確保計画量の実施主体と実施内容 76
２　災害救助法に基づく実施事項 76
３　応急食料調達給与の方法 77
４　応急食料給与の方法 77
５　　交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 77
６　災害救助法適用外の災害 78
第10節　衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画 78
１　実施主体と実施内容 78
２　災害救助法に基づく実施事項 79
３　衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法 79
４　災害救助法適用外の災害 80
第11節　給水計画 80

１　実施主体と実施内容 80
２　災害救助法に基づく実施事項 80
３　給水実施方法 81
４　災害救助法適用外の災害 81
第12節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 82
１　被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定 82
２　災害危険区域の指定 82
３　応急住宅の確保 83
４　災害救助法に基づく実施事項 84
５　実施方法 85
６　災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用 86
７　要配慮者への配慮 86
８　住宅の応急復旧活動 86
９　災害救助法適用外の災害 87
10　非常災害時における特例 87
第13節　医療・助産計画 87
１　基本方針 87
２　救護所の設置と活動 88
３　実施主体と実施内容 88
４　災害救助法に基づく実施事項 88
５　実施方法 89
６　健康への配慮 90
７　災害救助法適用以外の災害 91
８　非常災害時における特例 91
第14節　防疫計画 91
１　町長の実施事項及び県への要請事項 91
２　実施方法 91
３　町民及び自主防災組織の実施事項 93
４　関係団体の実施事項 93
５　その他 93
第15節　清掃及び災害廃棄物処理計画 93
１　基本方針 93
２　し尿処理 93
３　廃棄物（生活系）処理 94
４　災害廃棄物処理 94
５　非常災害時における特例 95
第16節　遺体の捜索及び措置埋葬計画 95
１　基本方針 96
２　実施主体と実施内容 96
３　災害救助法に基づく実施事項 97
４　実施方法 97
５　災害救助法適用外の災害 98
６　非常災害時における特例 98

第17節　障害物除去計画 98
１　災害救助法に基づく実施事項 98
２　実施方法 98
３　知事への要請事項 99
４　災害救助法適用外の災害 99
５　災害の拡大と二次災害の防止活動 99
第18節　社会秩序維持計画 99
１　実施方法 99
第19節　輸送計画 100
１　町及び防災関係機関の緊急輸送 100
２　災害救助法の規定による輸送の範囲 101
３　鉄道事業者の実施事項 102
４　知事への要請事項 102
第20節　交通応急対策計画 102
１　陸上交通の確保 102
２　道路管理者の実施事項 103
３　知事又は県公安委員会の実施事項 104
４　大井川鐵道株式会社の実施事項 106
５　交通マネジメント 106
第21節　応急教育計画 106
１　基本方針 107
２　計画の作成 107
３　災害救助法に基づく実施事項 108
４　実施方法 108
５　学校施設の応急復旧 109
６　児童・生徒の登下校対策 109
７　学校給食 109
８　文化財の応急対策 109
９　社会教育施設の応急対策 109
10　知事への要請事項 110
11　災害救助法適用外の災害 110
第22節　社会福祉計画 110
１　基本方針 110
２　実施事項 110
第23節　消防計画 112
１　基本方針 112
２　消防活動 114
第24節　応援協力計画 115
１　要請の実施基準 115
２　実施方法 115
第25節　ボランティア活動支援計画 115
１　町の実施事項 116
２　町社会福祉協議会の実施事項 116

３　行政・NPO・ボランティア等の三者連携 116
第26節　自衛隊派遣要請の要求計画 117
１　災害派遣要請の要求範囲 117
２　災害派遣要請の要求手続 118
３　災害派遣部隊の受け入れ体制 118
４　災害派遣部隊の撤収要請 119
５　経費の負担区分 119
６　その他 119
第27節　県防災ヘリコプター支援要請計画 119
１　支援の範囲 120
２　県への支援要請手続 120
第28節　電力施設災害応急対策計画 120
１　電力会社 120
２　応急措置の実施 120
３　県等との連絡協議 120
第29節　ガス災害応急対策計画 120
１　非常体制組織の確立 120
２　応急対策 121
３　県等との連絡協議 121
４　事故の報告 121
第30節　突発的災害に係る応急対策計画 122
１　突発的災害応急体制 122
２　災害対策本部の設置 123
３　災害対策本部の実施する応急対策 123
４　災害対策本部の廃止 124
第31節　原子力災害に関する応急対策計画 124
１　主旨 124
２　情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携 125
３　広域一時滞在の受入れ 125
第32節　町有施設及び設備等の対策 125
１　町・県防災行政無線 126
２　公共施設等 126
３　コンピュータ 127

第４章　復旧・復興対策 128

第１節　災害復旧計画 128
１　公共土木施設災害復旧事業計画 128
２　農林業施設災害復旧事業計画 128
３　水道施設災害復旧計画 128
４　公共用地災害復旧事業計画 128
５　住宅災害復旧事業計画 128
６　社会福祉施設災害復旧事業計画 128
７　公立医療施設、病院等災害等復旧事業計画 129

８　学校教育施設災害復旧事業計画 129
９　社会教育施設災害復旧事業計画 129
10　被災中小企業復興計画 129
11　その他の災害復旧事業計画 129
第２節　資金計画 129
１　国による財政援助等 129
２　災害復旧事業に係る町の財政措置 130
第３節　激甚災害の指定 130
１　基本方針 131
２　実施事項 131
第４節　被災者の生活再建支援 131
１　被災者の生活確保 131
２　中小企業等への融資 134
３　災害相談の実施 135
４　要配慮者の支援 135
第５節　風評被害の影響の軽減 136
１　正しい情報の提供 136
２　必要な検査等の実施 136
３　被害の拡大防止 136
４　関係機関との連携 136

第１章　総則

第１節　計画の策定

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、川根本町の地域に係る防災対策の大綱を定めることを目的とする。

なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靭化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。

２　計画の構成及び内容

この計画は、当町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の内容は次に示すとおりである。

また、この計画の構成は、次頁に示すとおりである。

各編の名称	記 載 内 容
① 共 通 対 策 編	各編（２～5 編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策
② 地 震 対 策 編	地震による災害対策
③ 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
④ 大 火 災 対 策 編	大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
⑤ 大規模事故対策編	道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
⑥ 資　　料　　編	各編に付属する各種資料

【川根本町地域防災計画の構成】

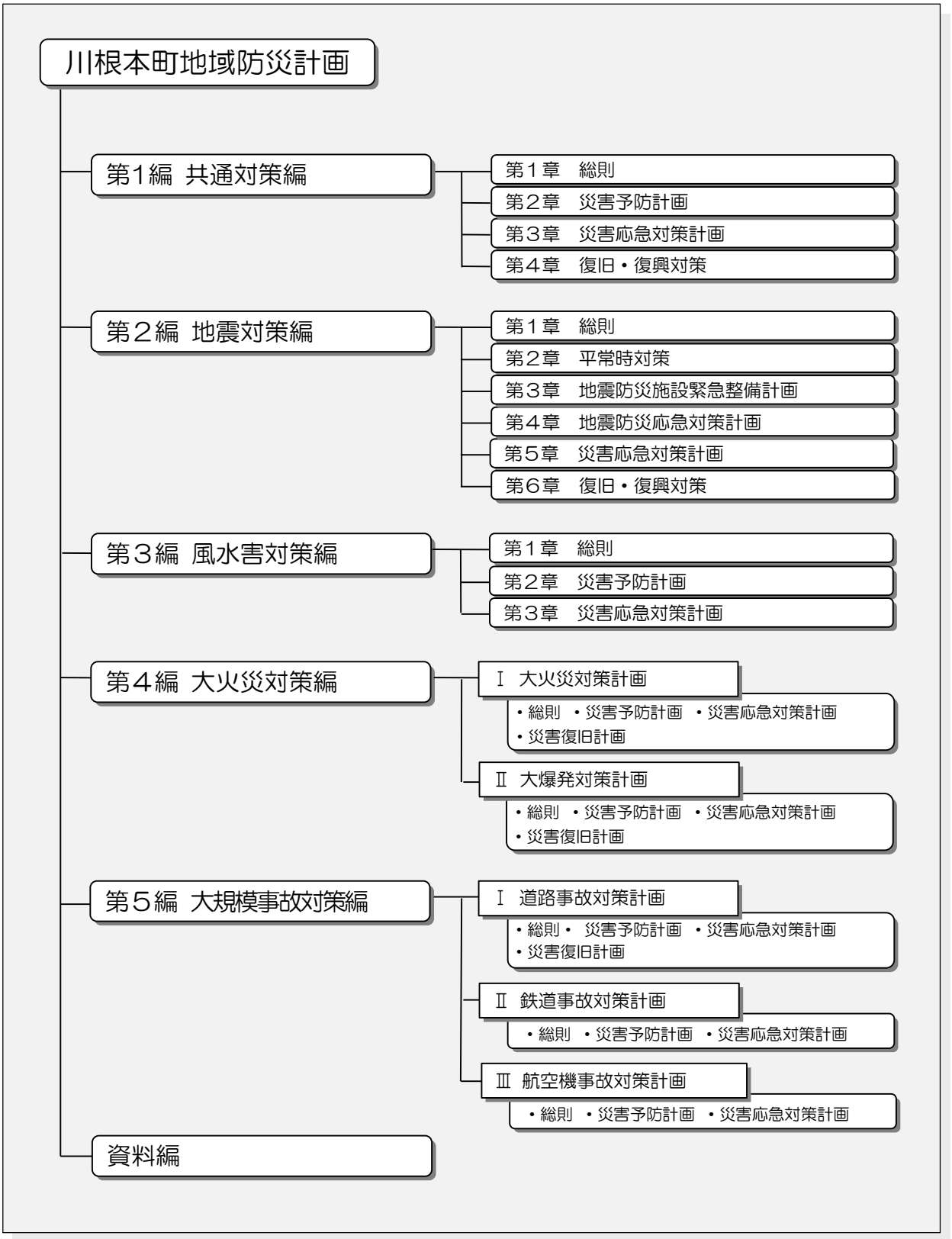

３　計画の運用等

⑴　他計画との関係

ア　静岡県地域防災計画との関係

この計画は、当町の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、静岡県地域防災計画と整合を図るものとする。

【国、県及び当町の防災会議並びに防災計画の関係】

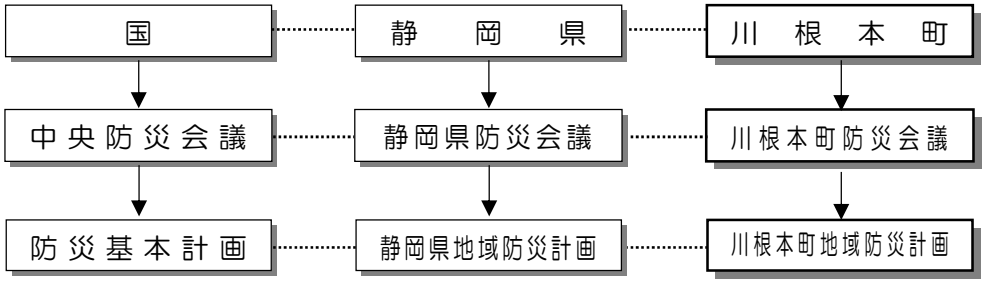

イ　災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、静岡県知事が実施する救助のうち、同法第 30 条に基づき、町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

⑵　計画の修正

川根本町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第 42 条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは速やかに修正する。

⑶　計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努める。

また、川根本町の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第２節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

川根本町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町内全域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

１　町

⑴　町防災会議に関する業務
⑵　防災に関する組織の整備
⑶　防災に関する訓練の実施
⑷　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
⑸　防災に関する施設の新設、改良及び復旧

⑹　消防、水防その他の応急措置
⑺　警報の発令、伝達及び避難の指示
⑻　情報の収集、伝達及び被害調査
⑼　被災者の救難、救助その他保護
⑽　被害を受けた児童及び生徒の応急教育
⑾　清掃、防疫及び保健衛生
⑿　緊急輸送の確保
⒀　災害復旧の実施
⒁　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

２　県

⑴　静岡県地域防災計画に掲げられている掌握事務
⑵　市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

３　静岡県警察（島田警察署）

⑴　災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
⑵　犯罪の予防、災害時の交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

４　静岡市消防局

⑴　消防・その他の応急措置
⑵　被害者の救護・救助その他の保護
⑶　その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
⑷　地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
⑸　防災知識の啓発、普及
⑹　被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
⑺　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

５　自衛隊

⑴　陸上自衛隊東部方面隊第１師団第 34 普通科連隊
　ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
　イ　災害時における応急復旧活動
⑵　航空自衛隊第１航空団（浜松基地）
　ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
　イ　災害時における応急復旧活動
⑶　航空自衛隊第 11 飛行教育団（静浜基地）
　ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
　イ　災害時における応急復旧活動

６　指定地方行政機関

⑴　総務省東海総合通信局

ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
エ　通信インフラに支障が発生した被害地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
カ　非常通信協議会の運営に関すること

⑵　財務省東海財務局（静岡財務事務所）
ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

⑶　厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）
ア　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
イ　事業場等の被災状況の把握
ウ　操業再開時における労働災害防止のための監督指導
エ　災害復旧工事等における労働災害防止のための監督指導

⑷　農林水産省関東農政局
ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
イ　応急用食料・物資の支援に関すること
ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること
エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること
カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること
ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
サ　被害農業者に対する金融政策に関すること

⑸　農林水産省関東農政局静岡県拠点
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体との被災状況の把握

⑹　林野庁関東森林管理局
ア　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
イ　民有林直轄治山事業等の実施に関すること
ウ　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

⑺　経済産業省関東経済産業局
ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
ウ　被災中小企業の振興に関すること
エ　ガスの安定供給に関すること

⑻　経済産業省中部経済産業局
ア　電気の安定供給に関すること

⑼　国土交通省中部地方整備局
管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう

努める。

ア　災害予防

(ｱ)　所管施設の耐震性の確保

(ｲ)　応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実

(ｳ)　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(ｴ)　公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ　初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ―ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ　応急・復旧

(ｱ)　防災関係機関との連携による応急対策の実施

(ｲ)　路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保

(ｳ)　所管施設の緊急点検の実施

(ｴ)　県及び町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

（ただし、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）

⑽　国土交通省中部運輸局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

ウ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

エ　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

オ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

カ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

キ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

⑾　国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

⑿　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。

イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ　異常現象（異常水位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行なう。

エ　必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

オ　災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
カ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
キ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
ク　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

⒀　環境省関東地方環境事務所
ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
ウ　行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

⒁　防衛省南関東防衛局
ア　所管財産使用に関する連絡調整
イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

７　指定公共機関

⑴　日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）
ア　災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
㈠　被災者に対する郵便葉書等の無償交付
㈡　被災者が差し出す郵便物の料金免除
㈢　被災地あて救助用郵便物の料金免除
㈣　被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分
イ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

⑵　日本赤十字社静岡県支部
ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
イ　血液製剤の確保及び供給のための措置
ウ　被災者に対する救援物資の配布
エ　義援金の募集
オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整
カ　その他必要な事項

⑶　日本放送協会（静岡放送局）
気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

⑷　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、㈱NTT ドコモ東海支社（静岡支店）
ア　電気通信施設の防災対策及び復旧対策
イ　電気通信の特別取扱い
ウ　気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社（静岡支店））
エ　防災関係機関の重要通信の優先確保
オ　被害施設の早期復旧
カ　災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

⑸　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グループ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、２次基地から充填所への LP ガスの配送

⑹　日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）

ア　災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行

イ　災害時の応急輸送対策

⑺　中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所

ア　電力供給施設の防災対策

イ　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報

ウ　災害時における電力供給の確保

エ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ等）を利用しての広報

オ　被災施設の調査及び復旧

⑻　ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

携帯キャリア事業者として、重要な通信を確保するために必要な措置の実施

⑼　一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

８　指定地方公共機関

⑴　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（㈱大畑、川根ガス㈱千頭営業所、㈱長塚石油、平口鉄工所、森下商会）

ア　ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策

イ　被災施設の調査及び復旧

ウ　需要家へのガス栓の閉止等の広報

エ　必要に応じた代替燃料の供給の協力

⑵　大井川鐵道株式会社

ア　鉄道、軌道施設の整備

イ　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保

ウ　災害時の応急輸送対策

エ　被災施設の調査及び復旧

⑶　一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会

ア　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保

イ　災害時の応急輸送対策

⑷　民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社 FM 島田）

気象予警報、災害情報その他の災害広報

⑸　一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会

ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

⑹　土地改良区

ア　土地改良施設の防災計画

イ　農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断）

ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
エ　消防機関が行う消火活動への協力

⑺　一般社団法人静岡県警備業協会
ア　災害時の道路、交差点での交通整理支援

⑻　公益社団法人静岡県栄養士会
ア　要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力
イ　避難所における健康相談に関する協力
(※)要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

⑼　一般社団法人静岡県建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、川根本町の行う防災活動に協力するものとする。

⑴　川根本町商工会（川根本町商工会、川根本町商工会本川根支所）
ア　町が行う商工業関係の被害調査についての協力
イ　災害時における物価安定についての協力
ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

⑵　ＪＡおおいがわ（中川根支店、本川根支店）
ア　農林水産物の被害調査についての協力
イ　災害時における農産物の確保
ウ　農林水産物等の災害応急対策についての指導

⑶　森林組合おおいがわ（本川根支所）
ア　林野火災の予防
イ　応急対策用木材の確保及び協力

⑷　社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（中川根事務所、本川根事務所）
町が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること

⑸　川根本町建設業関係団体
災害時における応急復旧対策についての協力

⑹　川根本町赤十字奉仕団
ア　川根本町の実施する被害調査、応急対策についての協力
イ　住民に対する情報の連絡、収受
ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力
エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

⑺　防災上重要な施設の管理者
ア　所管に係る施設についての防火管理
イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施
ウ　当該施設に係る災害復旧

⑻　川根本町自主防災組織
ア　町の実施する被害調査、応急対策についての協力
イ　住民に対する情報の連絡、収受
ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力
エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

（資料編1）防災関係機関一覧

第３節　町の自然的条件

１　位置・境域

当町は、静岡県の中央部に位置し、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接するほか、北は長野県との県境となっている。

町域は、東西約 23km、南北約 40km の南北に細長い形で、面積は 496.88k㎡（県全体の 6.2%）で、南北に流れる大井川と寸又川に沿った渓谷の川沿いに集落が点在し、町の東西の境界は 700～2,600m の山々で遮られている。

また、静岡市の中心部までは、自動車、鉄道共に約１時間 30 分、国道１号までは自動車で約 50 分の距離に位置する。

【位置・面積】

東西	南北	面積	庁舎の位置		
			東経	北緯	標高
約23㎞	約40㎞	496.88㎢	（本庁） 138°04′54”	35°02′49”	229.6m
			（総合支所） 138°08′27”	35°06′24”	318.118m

２　地形・地質

⑴　地形

当町の標高差は 2,400m以上あり、最高地点は光岳の 2,592m である。

当町の地形は、大部分が大起伏山地（82.5%）、で、中起伏山地（12.7%）、小起伏山地（1.4%）を含めた山地が 97%を占めている。

北部は、大井川本流及び寸又川流域にある赤石山地南部にあたり、川は峡谷と曲流をなし、森林美と渓谷美を呈しているが、山地崩壊も多くみられる。千頭付近はやや川幅が広くなり、低地と段丘・高位平坦面に集落が立地している。旧河道や環流丘陵※1 も特色がある。

南部は大井川の東側が下泉河内川流域山地、西側が榛原川・長尾川・境川流域山地となり、川底の浸食が進んで崩壊地も多く分布する。徳山・上長尾・下長尾地区は河岸段丘、旧河道、小扇状地、河谷低地等多彩な地形がみられる。

なお、国土地理院の「日本の典型地形」によると、当町では接岨峡（峡谷、穿入蛇行※2）、寸又峡（峡谷）、大井川中流（穿入蛇行）、大間の還流丘陵（還流丘陵）、大井川中流の段丘（河岸段丘及び段丘崖）の５箇所・６項目が選定されている。

※1 環流丘陵：現在流れている河川の流路と、かつて流れていた河川の流路に囲まれてできた丘陵。

※2 穿入(せんにゅう)蛇行：隆起ないし浸食面の低下のため、曲流していた川が下方浸食を復活し、曲流を保ちながら河床を基盤岩中に深く掘り込んで生じる。

【典型地形】

項　目	名　称	備　考
峡谷	接岨峡	大井川、奥大井県立自然公園
	寸又峡	大井川支流寸又川、奥大井県立自然公園
穿入蛇行	接岨峡	大井川、奥大井県立自然公園

	大井川中流	
環流丘陵	大間の環流丘陵	寸又川、奥大井県立自然公園
河岸段丘及び段丘崖	大井川中流の段丘	

出典：国土交通省国土地理院技術資料Ｄ・1-No.357・日本の典型地形

⑵　地質

当町の地質は、「四万十帯」と呼ばれる中生代後期白亜紀（約 8,000 万年前）から新生代古第三紀（約 5,000 万年前）にかけての堆積岩からなる。砂岩泥岩の互層で褶曲を受けて割れ目が発達し、さらに標高が高く気温差が大きいことから風化浸食が顕著である。

また、降水量が多いことから崩壊地の拡大が大きく、生産された土砂は山腹や川床に堆積し、下流へ流出している。

北部は緑色岩や赤色チャートを含む泥岩・砂岩からなる「白根層群」、砂岩を主とする「寸又川層群」、砂岩泥岩互層の「犬居層群」「三倉層群」が北東－南西の走向で帯状に配列している。風化作用や構造運動による破砕作用が進んで山地崩壊が多い地域でもある。

南部は砂岩泥岩互層となる「寸又川層群」や「犬居層群」、泥岩、砂岩、乱雑層からなる「三倉層群」の地層が分布する。北東南西方向の帯状配列と構造をもち、蛇紋岩も点在する。

なお、表層地質は礫岩、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層、緑色岩等のほとんどが固結堆積物（95.0%）であり、未固結堆積物（2.8%）はわずかである。

【地質一覧表】

絶対年代	地質時代		地層名	構成する地層
約2,400万年前	新生代	古第三紀	三倉層群(M)	砂岩、砂岩泥岩互層、乱雑層、泥岩
約6,600万年前		白亜紀末～古第三紀	犬居層群(Ⅰ)	緑色岩、砂岩、砂岩泥岩互層、乱雑層
	中生代	後期白亜紀	寸又川層群(Su)	砂岩泥岩互層
約8,000万年前			白根層群(Sn)	緑色岩、赤色チャート、乱雑層

出典：静岡県地層図

【地形区分図】

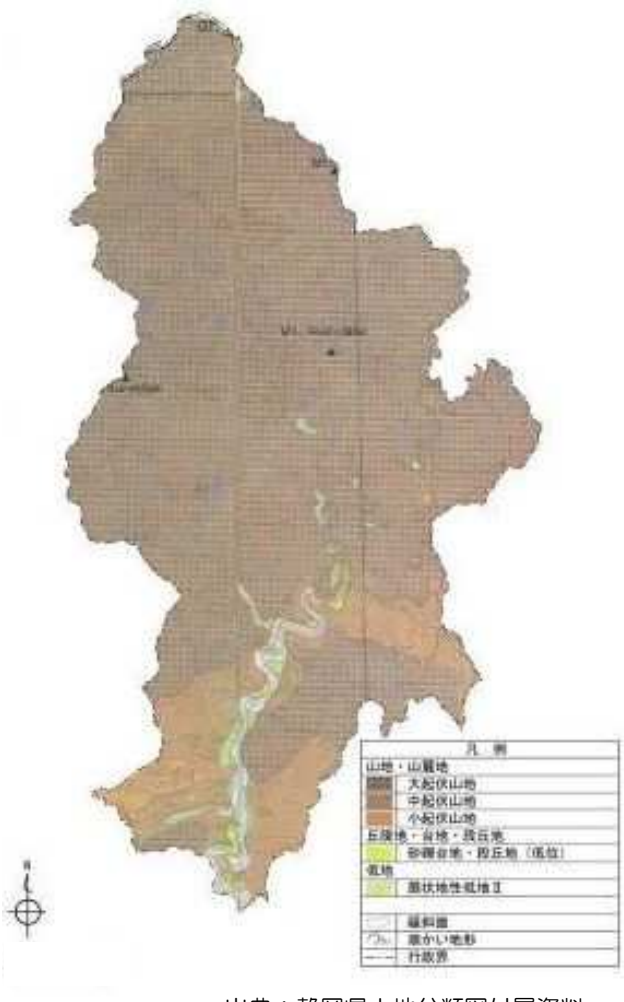

出典：静岡県土地分類図付属資料

【地質図】

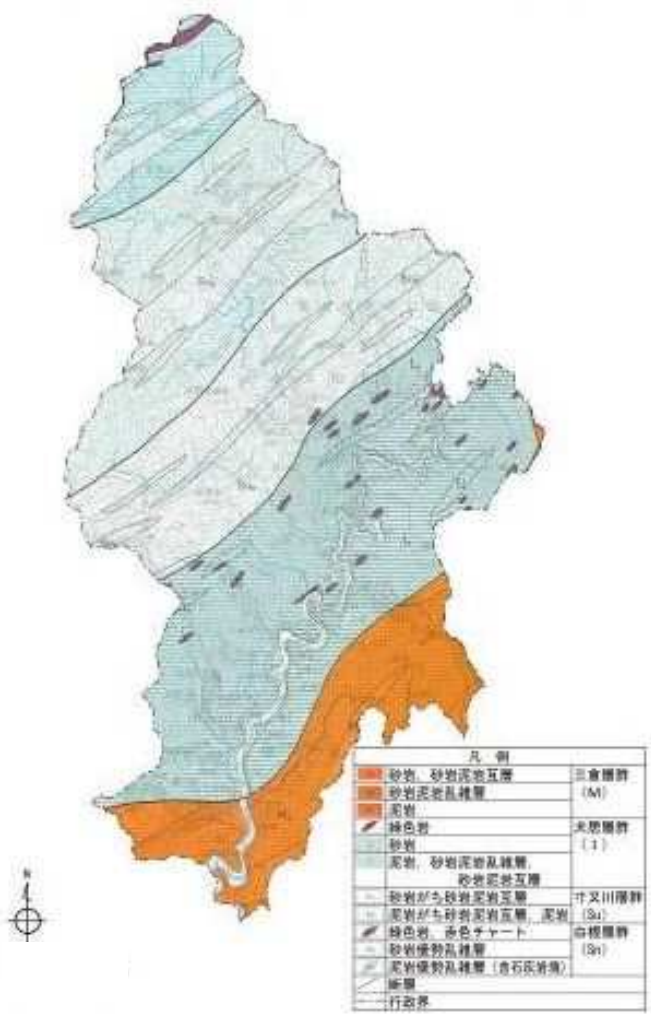

出典：静岡県地質図

３　河川

当町の中央を二分する形で南北に流れている大井川は、日本屈指の急流河川で、流路が網状で安定せず、洪水時における河床洗堀や河岸侵食等の災害が多く発生し、河床材料の粒径が大きいという特徴がある。

流域周辺の地形は、上中流域の急峻な地形の赤石山脈と下流域周辺の比較的平坦な大井川平野（志太平野）とに区分できる。

上流域は隆起の著しい山地と流水による侵食の激しい河川との結合から Ｖ 字型の急峻な地形となり、源流部に近い山地では赤崩、ボッチ薙、上千枚崩等の大規模崩壊地がみられる。

また、中流域は隆起作用と下刻作用等の影響により河岸段丘が形成され、「鵜山の七曲り」に代表される穿入蛇行がみられる。

一方、環境的には、上流域に広がる水と緑の空間は、南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園等に指定され、豊かな自然環境や深い渓谷美を有する接岨峡や寸又峡等の河川景観に恵まれており、良好で多様な生態系を育むとともに、地域住民に憩いと安らぎを与える場となっている。

４　気候

当町の気候は、静岡県の中では比較的冷涼で、年間降水量が 2,500～3,000mm と多雨であり、過去台風や集中豪雨の被害を受けたことがある。

積雪は、標高 800m 以上の山地には毎年見られるが、集落や農地のある地域では降雪は年に数回あるものの、積雪はほとんどみられない。

初霜は、10 月下旬に始まり 5 月上旬にかけ晩霜をみることがあり、農作物等に大きな影響を与えることがある。

川根本町の平年値

月	降水量（㎜）	平均気温（℃）	日最高気温（℃）	日最低気温（℃）	平均風速（m/s）	日照時間（時間）
1月	95.9	2.9	9.8	-2.7	0.9	146.9
2月	130.3	4.0	10.8	-1.9	0.9	152.1
3月	255.5	7.3	13.9	1.5	0.9	165.0
4月	244.8	12.6	19.2	6.6	0.9	174.4
5月	287.0	16.8	23.2	11.2	0.8	163.2
6月	359.3	20.5	26.0	16.0	0.7	123.8
7月	366.7	24.1	29.8	20.0	0.7	143.9
8月	369.8	25.0	31.0	20.8	0.7	169.7
9月	406.0	21.7	27.4	17.7	0.6	128.5
10月	232.5	16.0	22.2	11.3	0.6	140.2
11月	167.5	10.2	17.1	5.0	0.6	140.8
12月	78.3	4.9	12.2	-0.7	0.8	147.2
全年	2,988.3	13.8	20.2	8.7	0.8	1,793.5

※平年値は1981～2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出。　出典：静岡地方気象台

第４節　町の社会的条件

１　人口・世帯数

令和５年９月 30 日現在の当町の人口は 5,967 人、世帯数は 2,715 世帯、平均世帯人員は 2.20 人/世帯で、人口及び世帯数ともに減少傾向にある。

また、当町では、人口の減少に加えて少子高齢化が進み、高齢化率は 51％を上回り、２人に１人が 65 歳以上の高齢者である。

【人口と世帯数の推移】

	人　口			世帯数	１世帯当たり人員
	総数	男	女		
平成 30 年	6,925	3,374	3,551	2,925	2.37
令 和 元 年	6,698	3,268	3,430	2,885	2.32
令 和 ２ 年	6,547	3,209	3,338	2,862	2.29
令 和 ３ 年	6,315	3,102	3,213	2,812	2.25
令 和 ４ 年	6,115	2,991	3,124	2,766	2.21
令 和 ５ 年	5,967	2,900	3,067	2,715	2.20

出典：住民基本台帳（各年9月30日現在）

【年齢３区分別人口の推移】

	年少人口（0～14 歳）	生産年齢人口（15～64 歳）	老年人口（65 歳以上）	総数
平成 30 年	429	3,165	3,331	6,925
令 和 元 年	406	3,035	3,257	6,698
令 和 ２ 年	402	2,933	3,212	6,547
令 和 ３ 年	386	2,770	3,159	6,315
令 和 ４ 年	363	2,642	3,110	6,115
令 和 ５ 年	351	2,559	3,057	5,967

出典：住民基本台帳（各年9月30日現在）

２　産業

⑴　農林業

当町の基幹産業は、茶業と林業である。

このうち茶業は、全国的に有名な「川根茶」の産地として知られており、農業産出額もお茶（生葉、荒茶）が全体の９割程度を占めている。

また、平成 25 年５月に、世界農業遺産（GIAHS）国際会議において、「静岡の茶草場（ちゃぐさば）」が世界農業遺産に認定された。静岡県では、掛川市、牧之原市、菊川市、島田市、川根本町の５市町が、伝統農法として「静岡の茶草場」を世界農業遺産に申請しており、茶業農家の営みと生物多様性の確保が両立している世界的にも珍しい地域であると認められたものである。

一方、林業については、若者の流出や材価低迷等によって林家数が年々減少しており、後継者不足や林業労務者の高齢化等の問題に直面している。

しかし、一部の森林ではＦＳＣ(R)森林認証を取得して、伝統的な林業形態に加えて、認証基準をモデルに全町的に「環境、社会、経済」に資する適正な森林管理を目指した林業を行っている。木材業は、町内や近隣市町村の大井川流域の木材による製品を製造するメーカーと連携し、新しい製品企画、製品群の開発供給を展開しており、建築材料をはじめ、家具類、什器類、雑貨、特殊製品に至るまで様々な取組みを進めている。

⑵　観光

当町には、本州唯一の原生自然環境保全地域がある大井川支流の寸又川源流部や南アルプスの最南峰である光岳、流域の美しい渓谷、山犬段のブナの原生林や大札山・外森山のアカヤシオ・シロヤシオ等の自然環境に恵まれている。

また、寸又峡や接岨峡等の温泉、全国で唯一のアプト式鉄道や、素晴らしい星空が観察できる三ツ星天文台等、さまざまな観光資源が点在している。

さらに、平成 26 年 10 月には、当町全域を含む南アルプスエリアが、豊かな自然環境を守り、共生してきたことが世界に認められ、ユネスコパークに登録されたことから、今後は国内外からの観光客の増加が期待されている。

なお、令和４年度の観光客数は約 25.6 万人、宿泊客数は約 2.6 万人である。

３　交通

⑴　道路交通

当町への広域的なアクセスルートとしては、国道 362 号、国道 473 号、主要地方道川根寸又峡線、一般県道・接岨峡線等がある。当町は道路延長に対する国道・県道が占める割合が高く、町内の主要な集落を結ぶ生活道路としての重要な役割を担っている。

⑵　公共交通

当町のバス路線としては、千頭駅と寸又峡温泉を結ぶ区間や、千頭駅と家山駅を結ぶバスが町営で運行されている。大井川鐵道の路線で千頭駅と閑蔵駅を結ぶ路線バスも運行されている。

また、千頭駅から井川駅間は南アルプスあぷとラインとして、トロッコ列車が運転されており、観光資源としても貴重な存在となっている。

４　土地利用

当町の面積は 49,688.0ha で、その約９割を森林が占め、地形上、総土地面積に占める可住地面積は 6.2%と少ない。

【土地の地目別面積】　（単位：ha）

区分	総面積	田	畑	住宅	山林	原野	雑種地	その他
平成 30 年	49,688.0	12.8	727.2	194.5	35,718.8	36.0	254.6	12,744.1
令 和 元 年	49,688.0	12.8	727.5	194.8	35,719.5	36.0	255.6	12,741.8
令 和 2 年	49,688.0	12.8	726.7	194.3	35,721.7	36.3	256.8	12739.4
令 和 3 年	49,688.0	12.8	729.9	194.3	35,716.7	36.4	258.1	12,625.8
令 和 4 年	49,688.0	12.8	729.1	194.0	35,707.7	36.1	263.0	12,631.3
令 和 5 年	49,688.0	12.8	728.8	193.4	35,652.0	36.2	264.2	12,686.8

出典：税務住民課「固定資産概要調書」

第５節　予想される災害と地域

１　地震

平成 21 年８月 11 日に発生した駿河湾を震源とするM6.5 の地震において、当町は震度４を記録し、幸い人的・物的な大きな被害は発生しなかったが、地震帯となっている遠州灘、南赤石火山帯の余脈を受けているだけに、将来大地震の危険に遭遇する可能性を充分考慮し、住民に対し防災に関する知識と心得を周知させるとともに、地震による二次災害（火災、山崩れ）を未然に防止するための対策を早期に完備する必要がある。

とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするＭ８クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100 年から 150 年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永７年（1854 年）の安政東海地震発生後、150 年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、平成８年 10 月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6 の地震や、平成 13 年４月の静岡市の一部で震度５強を記録したM5.3 の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成 21 年８月の駿河湾を震源とするM6.5 の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約 500 箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

また、今世紀前半には前回発生から 100 年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、県では平成 23 年３月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第４次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル１の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル２の地震・津波」という。）（以下、本計画において、２つを併せて「レベル１・２の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波では、最悪 10 万人を超える死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部等を震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

２　風水害

大井川中流域に面している当町は、梅雨前線、台風等により、大雨又は集中豪雨が発生し、水害を受ける危険性がある。

また、当町は多くの山地に囲まれているため、台風等による強風を受けやすく、注意が必要で

ある。

⑴　大井川流域

ア　洪水における水量増加に伴う護岸に及ぼす影響

イ　河床の変動により流心の移動による新規災害の発生

ウ　大井川増水による停滞水の排水不能による影響

⑵　榛原川流域

山地崩壊による土砂流出に伴う下流に及ぼす災害

⑶　水川川流域

山地崩壊、土砂流出による下流護岸道路の決壊災害

⑷　長尾川流域

土砂流出堆積による護岸に及ぼす災害及び道路の決壊

⑸　中津川流域

上流部の山地崩壊に伴う下流未整備護岸箇所の決壊

⑹　境川流域

ア　境川ダム土砂堆積による上流部河床上昇による影響

イ　上流部山地崩壊による土砂流出が下流に及ぼす影響

⑺　下泉河内川流域

流心の変動による未整備護岸及び道路の決壊

⑻　高野沢流域

下流部排水処理

⑼　寸又川流域

土砂流出堆積により護岸に及ぼす災害及び道路の決壊

３　土石流・地すべり・山がけ崩れ

「土石流・地すべり・山がけ崩れ」については町内で砂防指定地が 23 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 17 箇所及び土砂災害警戒区域が 260 箇所、土砂災害特別警戒区域が 227 箇所（いずれも令和３年１月時点）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編参照）

なお、これらの約 93%を占める林野における火災が最も心配される。特に近年、遊歩道の整備によって行楽期におけるハイカーの増加により、一層その心配が危惧される。

建物火災については、特に茶期において茶工場が集中的に操業されるため、この期の防火対策が重要視される。

また近年は、ほとんどの一般家庭で石油、ガスが使用されているため、その取扱い等に関する適切な指導が今後の課題となっている。

４　大規模事故

大規模な交通事故をはじめとする事故については、当町の場合、主に山間部の道路において狭隘区間や急勾配な箇所等がみられるほか、大井川鐵道、南アルプスあぷとラインが通過しているため、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

また、トンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、十分な防災体制の確立が必要である。その他、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいため、航空機事故に対しても注意する必要がある。

５　複合災害・連続災害

１つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

当町の場合、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永４年（1707 年）10 月 28 日に宝永地震（マグニチュード 8.6）が発生し、49 日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第２章　災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下、「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ、防災対策を推進するものとする。

第１節　通信施設等整備改良計画

当町は、山間地域であることから、集落が散在しており、通信網の整備充実は防災上極めて重要である。

したがって、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう、常日頃から通信施設・設備の整備点検を行うとともに、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制構築などの防災対策の推進を図るものとする。

１　有線通信施設

有線通信施設としては、西日本電信電話株式会社がある。有線通信施設は、防災上重要な役割を果たすが、東海地震等の大規模な災害が発生した場合、電話回線が使用不可能となることも考えられる。そのため、有線通信施設が使用できなくなった場合に備えて、無線通信施設の整備を図る必要がある。

２　無線通信施設

⑴　県防災行政無線（固定系）

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県防災行政無線で行う。県庁に基地局を設置し、県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システムである。地上系（デジタル式）と衛星系（アナログ式）がある。衛星系は、平成 26 年度にデジタル式となった。

⑵　町防災行政無線（移動系）

県と共同で整備し、平成 26 年４月より運用を開始している。これにより、通常時、災害時の当町の防災行政無線移動系システム、総合支所の防災拠点との通信が確立され、災害時には県との相互通信も可能である。）

⑶　フレッシュボイス

テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

⑷　IP 告知放送システム

同時通報用無線と同等の機能を有するＩＰ告知放送システムを整備し、平成 27 年度から運用を開始している。告知端末機「かわねフォン」を希望世帯に貸与しており、災害時には、住民に対し正確な情報を音声と文字で一斉に伝達することができる。

⑸　全国瞬時情報システム（J-ALERT）

通信衛星と町のＩＰ告知放送システムを利用し、地震情報等の緊急情報を住民へ瞬時に伝達

するシステムで、当町では平成 22 年度に導入している。

⑹　消防無線

静岡市消防局に基地局を設置し、移動局（車載、携帯）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。

⑺　緊急速報メール

気象庁の発表する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体の発表する災害・避難情報を特定エリアの携帯電話に一斉配信する携帯電話会社のサービスのことで、当町においても導入している。

３　通信施設整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、町防災行政無線（移動系）、ＩＰ告知放送システム等の運用方法の充実を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備する。

⑴　通信設備の防災対策

ア　町は、災害時には、停電等による無線機の使用不能状態も考えられるため、予備機、非常電源等対策を講じておく。

イ　町は、アマチュア無線の活用を図るほか、平常時から無線従事者の育成に努める。

ウ　指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

エ　町及び県は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

⑵　気象観測施設の充足整備

ア　町内の台風、局地的豪雨、その他異常気象及び地震に関する情報を迅速に把握し、監視、記録をもって防災対策に資するため、気象観測等の設備の整備を図る。

イ　県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所 118 箇所、水位観測所 159 箇所のオンライン・リアルタイム化を実現した。

４　被災者等への情報伝達手段の整備

⑴　町及び県は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

⑵　町及び県は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

５　障害のある方への情報伝達体制の整備

⑴　町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、整備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑵　町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第２節　防災資機材の整備計画

この計画は、当町が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、有事に際してその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急資機材の整備、点検に努めるものとする。

１　消防資機材

消防ポンプ自動車等の消防設備及び消防用水利を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。また、消防施設、設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。

２　水防資機材

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善する。また、出水期前に水防資機材を点検し、出水に備える。

３　救助資機材

人命救助に必要な救命用資機材について、災害発生時にその機能が有効、適切に活用できるよう整備を図る。また、救命用資機材を定期的に点検し、災害発生時に備える。

第３節　道路鉄道等災害防止計画

１　主旨

この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

２　道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

⑴　安全設備等の整備
⑵　防災体制の確立（情報連絡を含む。）
⑶　異常気象時の交通規制区間の指定
⑷　通行規制の実施及び解除
⑸　通行規制の実施状況に関する広報

３　鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

⑴　安全施設等の整備

ア　道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

イ　路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

⑵　防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

⑶　異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

⑷　通行規制の実施状況に関する広報

第４節　防災知識の普及計画

１　主旨

災害が発生しても被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、住民及び各組織等を対象に防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、町職員及び町内住民に対する災害予防、あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

⑴　教育機関

防災に関する教育の充実に努める。

⑵　町及び県

ア　多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。

イ　防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

ウ　被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。

エ　家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

オ　専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

２　普及方法

町及び県は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する住民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は、次の方法により行うものとする。

⑴　学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

⑵　職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用して、その徹底を図る。

⑶　印刷物、ラジオ、テレビ、SNS、新聞等による普及

住民等に対し、その時期に応じて、「広報かわねほんちょう」や洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、わたしの避難計画、パンフレット等の印刷物、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、防災知識の高揚を図る。

⑷　映画、スライド、講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者及び住民等に対し、映画、スライド、講演会を開催し、防災知識の普及を図る。

⑸　町及び県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及

住民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

３　普及すべき内容

町は、防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

⑴　防災気象に関する知識
⑵　防災の一般的知識
⑶　町地域防災計画の概要
⑷　自主防災組織の意義
⑸　災害危険箇所に関する知識
⑹　災害時の心得

ア　災害情報等の聴取方法
イ　停電時の心構え
ウ　早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底
エ　食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備
オ　避難所の適正な運営
カ　その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
キ　広域避難の実効性や確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
ク　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

⑺　要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

４　町の実施事項

⑴　町職員に対する防災教育

町職員として、行政をすすめる中で、積極的に防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育に当たっては、ふじのくに防災士養成講座の受講、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図

るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

ア　地震、風水害等の防災に関する基礎知識
イ　東海地震等の災害発生に関する知識
ウ　第４次地震被害想定の内容
エ　「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
オ　「川根本町地域防災計画」の内容と町が実施している地震等の防災対策
カ　地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
キ　職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
ク　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらに基づきとられる措置
ケ　南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
コ　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
サ　家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
シ　地震等の防災対策の部題その他必要な事項

上記のうち、カ～クについては、年度当初に各課等において、所属職員に対し十分に周知する。また、各課等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか、川根本町教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

⑵　生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校（幼稚園・小・中学校）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、私立学校（幼稚園）においても、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。

なお、防災教育は、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の教訓等を考慮した上で継続して行うよう努めるものとする。

ア　生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

⑺　災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

⑴　社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

イ　応急救護の技能習得

中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

⑶　住民に対する防災思想の普及

町は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

町は、防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避

難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

特に、６月第１日曜日を「土砂災害対応訓練の全国統一実施日」、８月 30 日から９月５日までを「防災週間」、11 月を「地震防災強化月間」、12 月第 1 日曜日を「地域防災の日」、1 月 15 日から 21 日まで「防災とボランティア週間」と定め、それぞれ、土砂災害、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災アドバイザー等の積極的な活用を図る。また、町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

ア　一般的な啓発

【啓発内容】

㈠　東海地震等防災の基礎的な知識

㈡　第４次地震被害想定の内容

㈢　「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

㈣　突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策

㈤　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識

㈥　南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識

㈦　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

㈧　地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性

㈨　防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策

㈩　山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

㈪　避難地、避難路、その他避難対策に関する知識

㈫　住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備

㈬　居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え

㈭　消火、救出・救助、応急手当等に関する知識

㈮　避難生活に関する知識

㈯　要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

㈰　安否情報の確認のためのシステム

㈱　地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性

㈲　地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性

㈳　避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

【手段・方法】

㈠　パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、ＤＶＤ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。

㈡　特に、突然発生した地震に対する住民等の行動指針について周知徹底を図る。

イ　社会教育を通じての啓発

町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財に対する防災知識の普

及を図り、保護の担い手づくりに努める。

⑺　啓発内容

住民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

⑴　手段・方法

各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

ウ　各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。

これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

県及び町は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

エ　防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、町内の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

オ　相談窓口等

町は、それぞれの機関において、所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応ずる。

⑺　総括的な事項

町危機管理課、県中部地域局

⑴　建築物に関する事項

町建設課、県島田土木事務所建築住宅課又は都市計画課

⑷　町の実施事項

町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することを資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

啓発内容については、概ね県の例による。

５　防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第５節　防災のための調査研究

１　実施方針

当町における災害発生の態様から、自然災害及び火災に重点を置き、次のとおり調査研究を行

うものとする。

⑴　当町の地形、地質的素因が自然災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査検討する。

⑵　古文書等、過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。

⑶　災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。

⑷　今後、同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

⑸　要防災の程度を区分する。

⑹　要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

ア　災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は、従来とかくなおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況を把握しておく。

イ　近年における林道の開設、大井川水系へのダム建設等により大規模な災害発生も予想される。このような災害を防ぐためにも、治山、治水施設の整備は重要であり事前に研究しておく必要がある。

⑺　危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

２　災害発生状況調査

⑴　地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

⑵　風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

⑶　火山

過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

⑷　大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第６節　住民の避難体制

１　主旨

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

２　避難体制の概要

１　避難地・避難路の周知啓発

町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

２　避難地・避難路の安全性の向上

町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも考慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

⑴避難地

①　避難地標識等による住民への周知

②　周辺の緑化の促進

③　複数の進入口の整備

⑵避難路

①　沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

②　落下・倒壊物対策の推進

③　誘導標識、誘導灯の設置

④　段差解消、誘導ブロックの設置

３　避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

⑴避難所の指定

避難所は、自治会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

①　町は、できるだけ洪水等による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

②　町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

③　町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④　町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるもの

とする。また必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報を入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努め、場合によっては県からの支援を求めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、町は感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討する要努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

⑤　町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもに配慮するものとする。

⑥　町は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

⑦　町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

⑧　町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

⑵２次的避難場所の整備

①　福祉避難所

・町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことが困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、要配慮者支援計画登録台帳（個別計画）兼同意書（以下「個別避難計画」という。）の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

・町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

・町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
・町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
・町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

②　２次的避難所

・２次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則して７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
・町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
・町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは２次的避難所が不足するような場合、速やかにその確保に努める。

４　避難地、避難所等の施設管理

⑴　町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

①避難所の管理者不在時の開設体制
②避難所を管理するための責任者の派遣
③災害対策本部との連絡体制
④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

⑵学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡体制の構築を行う。

⑶不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅やその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難

誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また県及び町は、施設の管理者に対して、計画作成を働きかけていく。

５　避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

・町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

・町は、河川氾濫、土砂災害、地震や津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

・県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症（※）等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和５年５月８日に５類感染症に移行しているため含まれない。

第７節　防災訓練

町における災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び住民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行なうとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間

での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

１　総合防災訓練の実施

⑴　災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。

⑵　特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点を置き、町は、総合防災訓練を実施するものとする。

ア　水防
イ　消火
ウ　交通規制
エ　道路啓開
オ　救出・救護
カ　避難・誘導
キ　通信情報連絡
ク　救助物資輸送
ケ　避難所運営
コ　給水・炊き出し
サ　応急復旧
シ　遺体措置

⑶　総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２　防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得及び体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に則した個別訓練及び連携訓練を実施するものとする。

３　救助・救急関係機関の連携

町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行なうため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

４　非常通信訓練

災害時において、災害地から町災害対策本部及び県中部方面本部、防災関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

５　防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

その場合、町は、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

６　防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第８節　自主防災組織の育成

１　主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が不可欠であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

２　自主防災組織の概要

⑴　組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織（全世帯が加入）とする。また、町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の３割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

（資料編6-1）自主防災組織一覧

⑵　編成

本部組織として、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、災害時要配慮者班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

⑶　活動内容

ア　平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ　災害時の活動

地域住民の安否確認、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

（資料編 6-1）自主防災組織一覧

３　推進方法

町は住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

４　研修会等の開催

町及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダー養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

５　住民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、住民が果たすべき役割は極めて大きい。住民は、自分達の安全は自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

⑴　平常時からの実施事項

ア　防災気象に関する知識の吸収

イ　地震防災等に関する知識の吸収

ウ　地域の危険度の理解

エ　家庭における防災の話し合い

オ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

カ　石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施

キ　家屋の補強等

ク　家具その他落下倒壊危険物の対策

ケ　就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備

コ　飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低７日分）

サ　通信機器の充電装置、バッテリーの準備

シ　自動車へのこまめな満タン給油

ス　居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え

セ　緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

ソ　動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも５日分）

⑵　南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。

ア　正確な情報の把握

イ　火災予防措置
ウ　非常持出品の準備
エ　適切な避難及び避難生活
オ　自動車の運転の自粛

⑶　災害発生後の実施事項
ア　出火防止及び初期消火
イ　地域における相互扶助による被災者の救出活動
ウ　治療を要する負傷者の搬送
エ　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
オ　自力による生活手段の確保

６　地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町、消防団等と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

⑴　防災知識の啓発
ア　正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。
イ　主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

⑵　防災委員の自主防災組織内での活動
防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として「地域防災マップの作成」以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

⑶　自主防災地図の作成
自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

⑷　自主防災組織の防災計画書の作成
地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。

⑸　自主防災組織の台帳の作成
ア　自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。
イ　避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。
(ｱ)　世帯台帳（基礎となる個票）
(ｲ)　避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）
(ｳ)　人材台帳
(ｴ)　自主防災組織台帳

⑹　防災点検の日の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

⑺　避難所の運営体制の整備

町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに町及び避難所の施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

⑻　防災訓練の実施

ア　総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

イ　この場合、他の地域の自主防災組織、地域内事業所の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。

ウ　また、災害時要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

⑺　情報の収集及び伝達の訓練

⑴　出火防止及び初期消火の訓練

⑼　避難訓練

⑽　救出及び救護の訓練

⑾　炊き出し訓練

⑼　地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

７　町の指導及び助成

⑴　自主防災組織づくりの推進

町は、県中部地域局と連携して住民と防災対策等について十分話し合い、各地域の実情に合った自主防災組織づくりを推進する。

⑵　防災委員制度

町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。防災委員の任期は３年以上とする。

⑶　自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

研修名	対象者	目　　的
自主防災組織中核的リーダー研修	町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより、単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

⑷　組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

⑸　コミュニティ防災センターの活用

町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

ア　平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。

ウ　地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

⑹　自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、町及び県は必要な助成を行う。

⑺　静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

町は、当該アプリを搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

８　自主防災組織と消防団との連携

⑴　消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組識の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団 OB が自主防災組識の役員に就任するなど、組識同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

⑵　消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

⑶　町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第９節　事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

⑴　従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。

⑵　自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。

⑶　発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

⑷　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。

⑸　豪雨や暴風などの屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外へ移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

１　平常時からの防災活動の概要

⑴　防災訓練
⑵　従業員等の防災教育
⑶　情報の収集、伝達体制の確立
⑷　火災その他災害予防対策
⑸　避難対策の確立
⑹　救出及び応急救護等
⑺　飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
⑻　施設及び設備の耐震性の確保
⑼　予想被害からの復旧計画策定
⑽　各計画の点検・見直し

２　事業所の防災力向上の促進

⑴　町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
⑵　町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
⑶　町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３　事業継続計画（ＢＣＰ）の取組み

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が策定されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節　ボランティア活動に関する計画

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

１　ボランティア活動の支援

町は、川根本町社会福祉協議会、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、町は、災害時にボランティア活動者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

川根本町災害ボランティアセンターの開設場所は原則として「山村開発センター」とするが、被害の状況等に応じて、川根本町社会福祉協議会と協議し、適切な場所に開設する。

２　ボランティア活動経費の準備

町災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティア・コーディネーターを活用できる環境を創る。

３　災害ボランティア・コーディネーターの養成

町は、災害時にボランティア活動者に対する情報配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターの養成に努めるものとする。

第12節　要配慮者支援計画

１　主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

２　要配慮者の支援体制の整備

⑴　要配慮者の支援体制

町は、要配慮者に対する情報や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難体制を整備するものとする。

地域においては、町のみではなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア　行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ　地域組織

自治会、消防団等

ウ　福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、川根本町社会福祉協議会、いきいきクラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

⑵　避難行動要支援者の把握

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

⑶　避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成する。

ア　名簿に登載する者の範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

⑺　要介護認定において、要介護３以上の判定を受けている者

⑴　身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている在宅の者

⑼　療育手帳の交付を受けている在宅の者

⑽　精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている在宅の者

⑾　特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者、小児慢性特定疾病患者（静岡県疾病対策課に、情報提供依頼する）

⑿　前各号に準じる状態にある者

イ　名簿作成に必要な情報の収集

町は、名簿作成にあたって、福祉担当課において把握している次の台帳等に登録されている情報を対象者リスト作成のために内部利用する。

⑺　要介護・要支援認定台帳

⑴　身体障害者手帳交付台帳

⑼　療育手帳交付台帳

⑽　精神障害者保健福祉手帳交付台帳

⑾　難病患者、小児慢性特定疾病患者災害時要援護者リスト（静岡県疾病対策課に、情報提供依頼する）

ウ　名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

⑺　氏名

⑴　性別

⑼　年齢（生年月日）

⑽　住所

⑾　電話番号（ＦＡＸ番号、携帯電話番号等）

⑿　避難支援等を必要とする事由

⒀　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

エ　避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報によ

るほか、町で把握していない情報については、必要に応じて県やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求める。

オ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町福祉担当課は、避難支援体制を整備するため、川根本町個人情報保護条例第９条第１項第２号に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち、「本人の同意があるとき」に基づき、名簿情報を町防災担当課と共有するとともに、民生委員児童委員、自主防災会に提供する。

ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員児童委員、自主防災会、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）その他の者に対し、必要に応じ提供する。

カ　避難行動要支援者名簿の管理

(ｱ)　情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は町福祉担当課が保管し、副本は名簿情報の提供を受けた者が保管する。

名簿情報は、川根本町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、名簿情報の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町職員、民生委員・児童委員は守秘義務を厳守するとともに、名簿を保管する自主防災会代表者は守秘義務の遵守に努めるものとする。また、情報共有者は、施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

(ｲ)　名簿の定期的な更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、毎年１回を目処に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、更新時には古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

キ　個別避難計画の作成及び管理

(ｱ)　町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(ｲ)　町は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(ｳ)　町は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(ｴ)　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(ｵ)　町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計

画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

⑷　防災訓練

町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

⑸　人材の確保

町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

⑹　協働による支援

町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア団体・グループ、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

⑺　地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑻　避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

⑼　観光客の安全確保

町は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進する。

⑽　要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第13節　救助・救急活動に関する計画

１　救助隊の整備

町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

２　保健医療福祉調整本部の総合調整

町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第14節　応急住宅・災害廃棄物処理

１　応急住宅

⑴　応急仮設住宅

ア　建設型応急住宅

町及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ　賃貸型応急住宅

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

⑵　公営住宅

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

⑶　災害廃棄物処理

ア　町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

イ　町は、県及び国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

ウ　町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第15節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

１　町

⑴　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。

⑵　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

⑶　防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

２　重要施設の管理者

⑴　町及び救護所等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保等の多重化を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

⑵　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

⑶　町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても、燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

⑷　町、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域等（以下「浸水想定

区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

３　ライフライン事業者

⑴　災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
⑵　ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
⑶　電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
⑷　被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。
⑸　電気事業者は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第16節　被災者生活再建支援に関する計画

１　人材育成

⑴　町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
⑵　研修を受講した担当者の名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

２　実施体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
⑴　住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
⑵　応援協定の締結
⑶　応援の受入れ体制の構築

３　システムの活用

町は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第17節　県・町の業務継続に関する計画

１　業務継続体制の確保

⑴　県及び町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継

続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

⑵　実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

２　業務継続計画等において定めておく事項

県及び町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

⑴　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
⑵　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
⑶　電気・水・食料等の確保
⑷　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
⑸　重要な行政データのバックアップ
⑹　非常時優先業務の整理

第18節　複合災害対策及び連続災害対策

１　主旨

⑴　町、県及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

⑵　町、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

⑶　町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

１　主旨

⑴　町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確にしておくよう努めるものとする。

第20節　災害に強いまちづくり

１　主旨

⑴　町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※１及び「グリーンインフラ」※２の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※１の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等、※２の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

⑵　町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や、融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

⑶　町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

⑷　町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、駅等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行なうとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

⑸　町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

⑹　町は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、町が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

⑴　町の責務

災対法第５条（市町村の責務）の規定に基づき、町の責務として実施する場合の措置

⑵　他の市町村長等に対する応援の要求

災対法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置

⑶　県知事に対する応援の要求等

災対法第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置

⑷　災害派遣の要請の要求等

災対法第 68 条の２（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

第１節　総則

１　町地域防災計画と県地域防災計画との関係

災対法第 42 条（市町村地域防災計画）では、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

２　町の行う措置

災対法第 50 条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、町が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

⑴　警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
⑵　消防、水防その他の応急措置に関する事項
⑶　被災者の救護、救出その他保護に関する事項
⑷　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑸　施設及び設備の応急復旧に関する事項
⑹　清掃、防疫その他の保護衛生に関する事項
⑺　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑻　緊急輸送の確保に関する事項
⑼　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

○　上記⑼として行う措置の例は以下のとおりである。

・発災後直直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設

等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

・県、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

３　この計画を理解し実施するための留意事項

⑴　関係法律との関係

災対法第 10 条（他の法律との関係）に定めるところにより、他の法律に特別の定めのある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

⑵　相互協力

災対法第４条（都道府県の責務）、第５条（市町村の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第７条（住民等の責務）及び第 54 条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たされることを期待するものである。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

またライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

⑶　町の配慮すべき事項

ア　要請について

町長は、町地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう十分な配慮をするとともに、この計画により、県その他関係機関の応援を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請をするものとする。

連絡要請は電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援が速やかに行えるよう努めるものとし、電信電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

イ　関係者への連絡周知について

町長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう、町内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

⑷　応援の指揮系統

この計画に基づき町等を応援する場合の指揮系統は、災対法第 67 条（他の市町村等に対する応援の要求）、第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第 72 条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、町長の指揮の下に行動するものとする。

⑸　協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害

時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるため、町、関係機関、業者とも、相互の要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア　機関名

イ　所属部課名

ウ　氏名

⑹　従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

⑺　標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるものとする。

⑻　知事による応急措置の代行

災対法第 73 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、町地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

⑼　経費負担

ア　災害応急対策に要する経費については、災対法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ　県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第２節　組織計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合の町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

１　災害対策組織

⑴　川根本町防災会議

川根本町防災会議条例（平成 17 年条例第 12 号）の定めるところによるものとする。

⑵　川根本町災害対策本部・支部

ア　編成

川根本町災害対策本部・支部（以下「町災害対策本部」、「町災害対策支部」という。）の編成及び事務分掌は、（資料編 7-1、7-2、7-3）のとおりである。

イ　設置基準

㋐　大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるとき

㋑　災害救助法による援助を適用する災害が発生したとき

ウ　運営

川根本町災害対策本部条例（平成 17 年条例第 13 号）の定めるところによるものとする。

エ　廃止基準

㈠　当町の地域において災害発生のおそれが解消したとき

㈡　災害応急対策が概ね完了したとき

㈢　その他町長が適当と認めたとき

⑶　川根本町水防本部

川根本町水防本部（以下「町水防本部」という。）の組織に関し必要な事項は、川根本町水防計画書（第４章）の定めるところによるものとする。ただし、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

⑷　本部長及び副本部長

町災害対策本部長は町長をもって充て、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。副本部長は副町長及び教育長をもって充てるものとする。本部長及び副本部長ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した本部員がその職務を代理する。

第１位	副町長	第２位	教育長

⑸　支部長

支部長は、総合支所長をもって充て、支部の事務を総括し、支部管内の情報を本部に報告し、また本部長の指示により職員を指揮監督する。

⑹　その他

ア　標識

本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。

イ　本部職員の証票

本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、災対法第 83 条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

（参考資料 1）川根本町防災会議条例、（参考資料 2）川根本町災害対策本部条例
（参考資料 3）川根本町非常災害対策本部規程
（資料編 7-1）川根本町災害対策本部組織図、（資料編 7-3）災害対策本部事務所分掌

２　職員動員及び配備

⑴　配備基準

ア　職員の動員及び配備は、職員災害対応マニュアルの定めるところによる。

イ　本部長、副本部長、支部長及び本部員、支部員並びに本部職員、支部職員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。

ウ　その他の要員もあらかじめ指定された業務に就く。

事象／体制	南海トラフ地震臨時情報	地震災害	風水害等一般災害
第１次配備体制 （情報収集体制）	南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	震度３	勤務時間外に川根本町に 大雨、洪水警報のいずれかが発表されたとき 大雨警報 洪水警報
第２次配備体制 （警戒体制）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意） （巨大地震警戒）		大雨、洪水警 報のいずれかが発表されており、状況が悪化することが予想されるとき

			（気象情報により予想時間 雨量10㎜以上が４時間以上 続き、今後の雨量が相当量 （降り始めからの雨量が概ね200㎜以上）見込まれる場合） 大雨警報 洪水警報
第３次配備体制 （警戒本部体制）	―	震度４	警戒体制基準に加え ●川根本町がレベル３高齢 者等避難を発表するとき ●住民や消防団員からの情報で、土砂くずれ等の初期的状況が確認されたとき ●大井川の水位計が通報水 位（川根大橋270㎝、中徳橋350㎝）を超え、状況が悪化することが予想されるとき 大雨警報（土砂災害） 洪水警報
災害対策本部	―	震度５弱以上	川根本町に大雨、洪水警報のいずれかが発表されており、川根本町がレベル４避難指示を発表するときで、災害が発生する恐れが あるとき 大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報

（資料編 7-2）職員の体制及び配備基準

⑵　動員体制

ア　各班長は、所管の各班ごとにあらかじめ動員計画をたてて、これを災害対策本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。

イ　本部が設置されていない勤務時間外等の災害についての情報は、日直者及び警備員が受領し、あらかじめ定められた伝達系統により伝達するものとする。

ウ　各班の非常配備職員は、勤務時間外において異常な大災害が発生したことを知ったとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに登庁する。ただし、道路交通の途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの庁舎等とする。

（参考資料５）職員災害対応マニュアル

第３節　動員・応援・受援計画

この計画は、町長が町職員等の動員を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法等を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

１　実施基準

⑴　動員の時期

町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

⑵　動員対象者

ア　町職員

イ　消防団員

⑶　応援動員対象者

ア　消防職員

イ　警察官

ウ　自衛官

エ　医師、歯科医師又は薬剤師

オ　保健師、助産師又は看護師

カ　土木技術者又は建築技術者

キ　大工、左官又はとび職

ク　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者

ケ　重機等の運転技術者

コ　自治会長、自主防災委員

⑷　町職員の応援

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

町は発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

２　実施方法

⑴　共通事項

町は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする

⑵　町職員の動員

体制	配備の内容	参集職員等
第１次 配備体制 （情報収集体制）	情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	地震災害 総務課長・危機管理課長・総合支所長・建設課・くらし環境課 地震災害以外 【勤務時間内】危機管理課・建設課・くらし環境課 【勤務時間外】日直・風水害当番
第２次 配備体制 （警戒体制）	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	地震災害 全職員 地震災害以外 【勤務時間内】危機管理課・建設課・くらし環境課

体制	配備の内容	参集職員等
（災害警戒本部）		【勤務時間外】総務課長・危機管理課長・総合支所長・一部の課局長及び室長・建設課・くらし環境課・風水害当番
	災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）	地震災害 全職員 地震災害以外 正副町長・教育長・全課局長・全室長以上・危機管理課・建設課・くらし環境課・風水害当番
第３次 配備体制 （災害対策本部）	災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制（災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う）	全職員

※オフロードバイク隊及び地区防災職員は、危機管理課長の指示により活動できる体制を確立する。

⑶　消防団員の動員要請

動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。

ア　第 1 次配備：本部役員（団長、副団長、統括本部長、本部長）及び各分団の部長以上

イ　第 2 次配備：班長以上

ウ　第 3 次配備：全団員

※　気象状況の悪化により災害を予測する場合は、各分団に対し第 1 次配備をもって地域の警戒実施を要請し、その状況において分団長は第 2 次配備及び全団員の出動を命令し、応急措置業務に従事させる。

⑷　自治会の応援動員要請

区自治会は、区長を本部長として地域の災害防止を図るため、地区を管轄する消防団分団と連携をとり、災害の状況を判断し、必要に応じ住民の出動を要請する。

⑸　消防職員の応援動員要請

災害の状況により消防職員の派遣を要するときは、静岡市消防局島田消防署長に要請するものとする。

⑹　警察官の応援動員要請

災害の状況により警察官の派遣を要するときは、島田警察署長に要請するものとする。

⑺　自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請の要求は、＜本章第 26 節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞の定めるところによる。

⑻　医療・助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜本章第 13 節「医療・助産計画」＞の定めるところによるものとする。

⑼　土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）

ア　動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して、当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。

イ　応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

⑽　関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合に、災対法第 29 条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関、指定地方行政機関の長に対して、次の事項を明らかにした上で、職員の派遣を要請することができる。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

⑾　知事等に対する応援要請等

町は、災対法第 30 条の規定に基づき、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し、次の事項を明らかにした上で応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする人員、資機材等
ウ　応援を必要とする場所
エ　応援を必要とする期間
オ　その他応援に対し必要な事項

⑿　他の市町村長等に対する応援要請

町長は、町域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

（資料編 8-1）消防団組織図
（資料編 8-2）消防団出動区分表

⒀　県から町に対する応援

知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。

３　受入体制の確立

⑴　すべての動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

⑵　動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

⑶　動員により応援を受ける場合は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

⑷　訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

⑸　あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

第４節　通信情報計画

この計画は、町、県及び関係防災機関との通信系統を明らかにするとともに、町の実施すべき事項を明示して、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、事前配備態勢及び町災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面＜本章第 30 節「突発的災害に係る応急対策計画」＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

⑴　町と県との情報の緊密化

情報の収集及び伝達は、町災害対策本部と県災害対策本部、各相互のルートを基本として、静岡市消防局、島田警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

また、情報活動の緊密化のため、静岡市消防局及び島田警察署は、県災害対策本部及び町災害対策本部に職員及び警察官を派遣するものとし、県災害対策本部も町災害対策本部に職員を派遣する。

⑵　報道機関との連携

日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。

⑶　情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部署等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。

⑷　県災害対策本部との連携

県災害対策本部に対する報告、要請等は町災害対策本部において取りまとめて実施する。

町に災害現地対策本部が設置された場合には、町災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。

⑸　防災関係機関相互の連携体制の構築

町、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

⑹　情報伝達体制の確保

町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

１　気象予報、警報等伝達体制及び周知方法

⑴　気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知

ア　県（災害対策本部）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）で受理する。

イ　町は、気象等情報について関係機関から積極的に収集するとともに、必要に応じ町公式HP、LINE、ＩＰ告知放送システム、緊急速報メール、広報車・消防車等により住民に周知するものとする。また、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

ウ　災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば異常水位、土地隆起等）を発見した者は、直ちにその概況を町、関係機関又は島田警察署に通報するものとする。

エ　水防予警報等の受領及び伝達は、＜風水害対策編　第３章災害応急対策　第４節「水防に関する予警報」＞の定めるところによる。

オ　地震に関する情報等の収集及び伝達は、＜地震対策編　第５章災害応急対策　第２節「情報活動」＞の定めるところによる。

（資料編９）気象等の予報及び警報の種類と発表基準

⑵　災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア　収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部局等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

(ｱ)　被害状況及び安否の確認
(ｲ)　避難の指示又は警戒区域設定状況
(ｳ)　生活必需物資の在庫及び供給状況
(ｴ)　物資の価格、役務の対価動向
(ｵ)　金銭債務処理状況及び金融動向
(ｶ)　避難所の設置状況及び避難生活状況
(ｷ)　医療救護所の設置状況並びに病院の活動状況
(ｸ)　応急給水状況
(ｹ)　観光客等の状況
(ｺ)　緊急輸送路等の被害及び復旧状況
(ｻ)　人命救助の有無
(ｼ)　自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況
(ｽ)　ライフライン施設の被害及び復旧状況
(ｾ)　その他の各部・班の所管する事項

イ　消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。

ウ　危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害時情報共有システム（Ｌアラート）の活用など、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

⑶　防災関係機関による情報収集及び伝達

ア　町（災害対策本部）から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受信者を別に定め、あらかじめ町に届けるものとする。

イ　災害応急対策に関する収集すべき情報の主なものは次のとおりである。

(ｱ)　被害状況
(ｲ)　被害応急対策実施状況
(ｳ)　復旧見込み等

⑷　情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線や消防無線、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア　計測機器による収集

町役場に設置した計測震度計や雨量計により震度や降雨量等情報の収集を行う。

イ　職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ　参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の

各地域における被害概況について、情報収集を行う。

エ　オフロードバイク隊による収集

大規模災害時や孤立集落が発生した場合等には、町災害対策本部のオフロードバイク隊「ＫＥＥＰ」による情報収集を行う。

オ　防災関係機関からの収集

防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員（リエゾン）からも被害情報を収集する。

２　被害状況等の報告

⑴　町長に対する報告

ア　関係課長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合、口頭又は文書により災害情報及び被害状況を収集し、町長に報告するものとする。

被害状況等の報告事項は、次のとおりとする。

(ｱ)　災害の原因

(ｲ)　災害が発生した日時

(ｳ)　災害が発生した場所又は地域

(ｴ)　被害の程度

(ｵ)　災害に対してとった措置

(ｶ)　その他必要な事項

イ　島田警察署長は、災害情報を町長に通知する。

⑵　町災害対策本部に対する報告

必要に応じ、被害状況及び応急対策等の措置について、町災害対策本部に報告するものとする。

⑶　知事に対する報告

町長は、県中部方面本部（中部地域局）を経て知事に報告する。

報告の方法は、ふじのくに防災情報共有システム FUJISAN 又は電話をもって行い、最終報告は、文書をもって行う。

ア　被害速報（随時）

町長は、災害が発生した時から応急措置が完了するまで「被害程度の認定基準」に基づき、「被害速報（随時）」により、県中部方面本部長（中部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、町長は 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県中部方面本部（中部地域局）に報告する。

ただし、県中部方面本部（中部地域局）に連絡がつかない場合は、県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長（知事）及び県中部方面本部長（中部地域局長）にも報告する。

イ　定時報告

町長は、定められた時間に、県中部方面本部長（中部地域局長）に定時報告をする。

また、町長は、可能な限り最新の被害状況を「災害定時及び確定報告書」により、把握しておくものとする。なお、報告時間は、災害発生の都度県が定める。

ウ　確定報告

町長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」により、県中部方面本部長（中部地域局長）を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告する。

エ　知事に対する要請

町長は、知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

オ　町長は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、町の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

(ｱ)　緊急要請事項

(ｲ)　被害状況

(ｳ)　町の災害応急対策実施状況

カ　行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は都道府県に連絡するものとする。

⑷　内閣総理大臣に対する報告

ア　災対法第 53 条第１項の規定に基づき、町が県に報告できない場合、内閣総理大臣に報告すべき災害は次のいずれかである。

(ｱ)　県が災害対策本部を設置した災害

(ｲ)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に定められる災害になるおそれのある災害

イ　ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害時の概要と被害者の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

ウ　なかでも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者等）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

エ　なお、内閣総理大臣への報告は、町から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。

【消防庁応急対策室】

		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

オ　報告は次の基準に該当するものとする。

(ｱ)　災害救助法の適用基準に合致するもの

(ｲ)　都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの

(ｳ)　災害が２都道府県以上にまたがるもので１都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

(ｴ)　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

(ｵ)　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

㈃　消防庁の定める「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を町から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。

⑸　被害の調査（り災台帳、り災証明書）

町長は、被害状況の調査に当たっては、調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を整備し、申請者に対し、り災証明書を発行する。

３　情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため町、県及び関係機関を結ぶ通信系統は資料のとおりである。

⑴　災害通信方法

県より伝達される各種災害通信は、県防災行政無線により危機管理課で受領し、状況により必要と認める場合は各課等へ伝達する。

また危機管理課は、上司の命令があったとき又は状況により必要と認めたときは、庁内放送を通じて全職員に情報を周知徹底させるものとする。なお、勤務時間外における情報の職員への連絡はあらかじめ定められた伝達系統により行うものとする。

⑵　ＩＰ告知放送システムの利用

災害の発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、ＩＰ告知放送システムを活用し、住民に情報の周知徹底を図る。

⑶　防災行政無線等の利用

災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行政無線等、防災関係機関の非常無線通信を最大限活用し、防災関係機関相互及び災害対策本部との連絡など、非常の際における通信連絡網の確立を図る。

⑷　その他の無線及び有線電話等

消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

ア　非常通信の利用

東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は、県地域防災計画のとおりである。

㈠　要請の時期

一般加入電話が利用できないとき

㈡　要請の方法

最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。

⑸　災害時優先電話

西日本電信電話株式会社では災害時に回線が輻そうすることを防止するため、通話の規制を行う。災害時優先電話は、この規制を受けずに優先的に使用できる。

⑹　報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

⑺　自主防災組織を通じての連絡

町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

⑻　電気事業者

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

⑼　電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

４　異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

【異常現象に係る情報の連絡系統図】

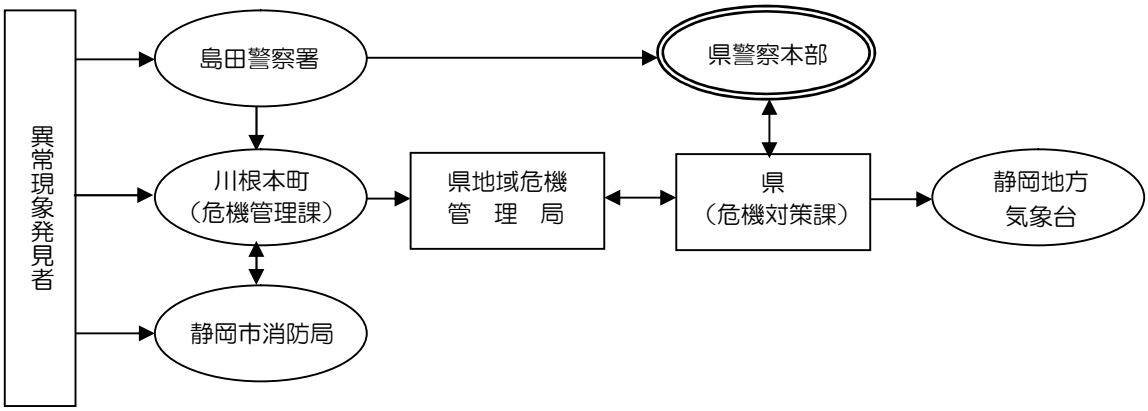

第５節　災害広報計画

災害時において、住民に対し正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、町外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

１　広報の内容等

⑴　広報事項

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図

るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し、次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

実施に際しては、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

広報事項の主なものは次のとおりである。

ア　気象、地象、水象に関する情報
イ　地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起
ウ　道路交通及び交通機関の状況
エ　電気、ガス、水道、電話、鉄道等の被害状況及び復旧見込み
オ　医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
カ　防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
キ　自主防災組織に対する活動実施要請
ク　その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

⑵　報道機関に対する協力体制

ア　報道対応責任者

町災害対策本部において、報道機関に対応する場合の総括責任者は、デジタル推進課長とする。

イ　情報発表方法

報道機関に対する正式情報発表は、原則として島田記者クラブを通じて行うが、必要により町災害対策本部へ参集を依頼し、又は報道各社に対して個別に行うものとする。

⑶　広報実施方法

町が災害応急対策上必要な事項を住民に対して周知する場合は、次に掲げる各種媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を介したメディアの活用を図る。

停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

ア　印刷媒体

⑺　「広報かわねほんちょう」
⑴　回覧文書
⑼　災害記録写真グラフ等
⑽　ポスター、チラシ類

イ　視聴覚媒体

⑺　ラジオ放送

ＮＨＫ、ＳＢＳ（静岡放送）、Ｋ－ＭＩＸ（静岡エフエム放送）、ｇ－ｓｋｙ（ＦＭ島田）

⑴　テレビ放送

ＮＨＫ、ＳＢＳ（静岡放送）、ＳＵＴ（テレビ静岡）、ＳＡＴＶ（静岡朝日テレビ）、ＳＤＴ（静岡第一テレビ）

⑼　広報車
⑽　ＩＰ告知放送システム
⑾　インターネット

⑷　被災者の安否に関する情報の提供等

町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。また、被災者の人命救助活動を迅速且つ円滑に実施するため、

県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

⑸　県との連携

県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

⑹　外部機関との連携等

ア　町は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。

イ　町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

ウ　町災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

２　経費負担区分

⑴　広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

⑵　外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

町災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。

町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

⑶　報道機関から収集する災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

３　住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源	情報内容
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等
ＩＰ告知放送システム、FM 島田、広報車、消防車	主として町域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	火災の発生の通報

第６節　災害救助法の適用計画

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に定めるところによるが、当町において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、（資料編 10-1）による。

２　被害世帯の算定基準

被害世帯の算定基準は、住家滅失等の認定、世帯住家の単位は、被害程度の認定基準による。

３　災害救助法の適用手続

町長は、当町の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、県中部地域局長を経由して県へ報告する。

４　災害救助法事務

災害に際し、当町における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合には、次に揚げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

⑴　応急救助事務内容

ア　避難所等の設置及び収容
イ　炊き出し、その他による食品の給与
ウ　飲料水の供給
エ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
オ　医療及び助産
カ　り災者の救出
キ　り災者の住宅の応急修理
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　遺体の捜索
サ　遺体の処置
シ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

５　費用限度額

（資料編10-2）に定めるとおりとする。

６　一時繰替支弁

災害救助法第44条に基づき、町は救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

７　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第７節　避難救出計画

この計画は、災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際は、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、町は避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難指示により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル１	早期注意情報 （警報級の可能性） （気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル２	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅や施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル３	高齢者等避難	・氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等避難

	（町長が発令）	・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を光など普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル４	避難指示 （町長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人や友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅や施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅や施設等の浸水しない上階層留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル５	緊急安全確保 （町長が発令）	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報（浸水害）※２ ・大雨特別警報（土砂災害）※２ ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・洪水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）	命の危険　直ちに安全確保 ・避難地への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害が発生し切迫する状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注１　町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注２　町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注３　土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注４　※２の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報〔洪水〕や警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル５の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

②実施者

ア　緊急安全確保、避難指示

ａ　町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

知事は、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う（法第 60 条）。

ｂ　知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを支持することができる（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）。

ｃ　警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第 61 条）。

ｄ　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第 94 条）。

ｅ　水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第 29 条）。

ｆ　町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

ｇ　町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ　「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

２　住民への周知

町長は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

３　避難者の誘導等

①町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

②学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③避難路の確保

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

４　警戒区域の設定

①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

②警察官又は自衛官等は法第63条第２項、第３項の規定により町長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官又は自衛官等は、直ちにその旨を町長に通知する。

③知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第 73 条第１項の規定により町長に代わって警戒区域の設置、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

（参考資料７）急傾斜地崩壊危険区域指定一覧、（参考資料８）土砂災害警戒区域指定一覧
（参考資料９）地すべり危険区域一覧

５　被災者の救助

⑴　基本方針

・救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
・県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
・町及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
・町は、町の区域内における関係機関による救出活動について必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行なう。
・自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行なう。
・自衛隊の救出活動は本章第 26 節「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。
・救出及び救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

⑵　実施主体と実施内容

①町

・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく
・職員を動員し負傷者等を救出する。
・町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
・町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
　ア　応援を必要とする理由
　イ　応援を必要とする人員、資機材等
　ウ　応援を必要とする場所
　エ　応援を必要とする期間
　オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

②自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行なうものとする。
　ア　組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
　イ　救出活動用資機材を活用し組織的救助活動を努める。
　ウ　自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
　エ　自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。
　オ　救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察等と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

③自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

６　避難地への避難誘導・運営

①避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、必要に応じて避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

②地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

・要避難地区で避難を要する場合

ア　火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

㈠　火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

㈡　自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

㈢　住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

㈣　一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ　山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出荷防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場

所へ避難する。

・その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

③幹線避難路の確保

町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

④避難地における業務

・要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア　火災等の危険な状況に関する情報の収集

イ　地震等に関する情報の伝達

ウ　避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ　必要な応急救護

オ　状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

・町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

７　避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、医療、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

⑴　避難所の開設

・　町は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

・　町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
・　町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

⑵　避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

①　避難受入れの対象者

ア　災害によって現に被害を受けた者
　ａ　住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
　ｂ　現に災害を受けた者であること

イ　災害によって現に被害を受けるおそれがある
　ａ　避難指示が発せられた場合
　ｂ　避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ　その他避難が必要と認められる場合

②　避難所の管理、運営の留意点
　町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア　避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ　混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ　応急対策の実施状況・予定等の情報の提示

エ　避難所開設当初からパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

オ　避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

カ　避難行動要支援者への配慮

キ　避難の長期化等必要必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

ク　簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮

ケ　感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

コ　多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

サ　相談窓口の設置（女性指導員の配置）

シ　高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
ス　避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
セ　男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
ソ　女性専用の物干し場、更衣室、授乳所の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
タ　避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・ＤＶの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・ＤＶに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
チ　被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主への周辺への配慮の徹底
ツ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
テ　各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家　NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
ト　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

⑶　避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

８　災害救助法に基づく県の実施事項

⑴　避難所の設置

①　設置基準
- 原則として、学校、公民館等既存建物を使用する。
- 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設置することとする。

②　費用の限度
- （資料編 10-2）災害救助法費用限度額とする

③　実施期間
- 災害発生の日から７日以内。
- ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。（資料編 10-2）災害救助法費用限度額

⑵　り災者の救出

①　実施基準

・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を探し救出する。

②　費用の限度

・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

③　実施期間

・災害発生の日から３日以内。

・ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。（資料編 10-2）災害救助法費用限度額

９　町長の要求、要請に基づく県の実施事項

⑴　知事への要請事項

・　町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区分	内容	
避難の場合	ア　避難希望地域 イ　避難を要する人員 ウ　避難期間	エ　輸送手段 オ　その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア　救出を要する人員 イ　周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ　その他必要事項（災害発生原因）	

・　町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

・　町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

・　町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに解説できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

⑵　町長の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

10　避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

⑴　避難行動要支援者の被災状況の把握等

①　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア　安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ　被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設整備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

②　福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

⑵　被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け、応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

①　在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

②　避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

11　広域避難・広域一時滞在

- 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。
- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。また、町は避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の

地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難や受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

- 町及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 町及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区分		内容
県内市町への避難	町が被災した場合	・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難所の状況把握に努める。
	町が受入れる場合	・広域避難を受入れる場合、被災市町と協力して避難所の開設や運営等を行う。 ・町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難	町が被災した場合	・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援ができる体制の整備に努める。

第８節　愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。

１　同行避難動物への対応

⑴ 県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

⑵ 町

ア　「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

イ　指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

⑶ 飼い主

ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも５日分、できれば７日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努める。

２　放浪動物への対応

⑴ 県

市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

⑵ 町

ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ　飼い猫の登録制度を制定する場合は、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。

カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

⑶ 飼い主

ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努める。

※　同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第９節　食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、必要な食料品を確保し支給するため、町等の実施事項を定め、食料提供に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

１　応急食料の確保計画量の実施主体と実施内容

町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

⑴　町

・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。
　ア　調達又はあっせんを必要とする理由
　イ　必要な食料の品目及び数量
　ウ　引き渡しを受ける場所及び引受責任者
　エ　連絡課及び連絡責任者
　オ　荷役業員の派遣の必要の有無
　カ　経費負担区分
　キ　その他参考となる事項
・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

⑵　町民及び自主防災組織

・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
・自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。
・自主防災組織は必要により炊き出しを行なう。

２　災害救助法に基づく実施事項

⑴　食料給与の対象者

ア　避難所に避難した者
イ　住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事ができない者
ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等
エ　被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で、食料を喪失し、持ち合わせがない者

⑵　給与対象品目

ア　主食
　米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等
イ　副食（調味料を含む。）

⑶　対象経費

ア　主食費
　⑺　米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀
　⑴　小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

㈠　小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ　副食費（調味料を含む。）

ウ　燃料費

エ　雑費

㈠器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

㈡アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

⑷　費用の限度

資料に定めるとおりとする。

⑸　実施期間

災害発生の日から 7 日以内。ただし、期間内に炊き出し、その他による食料給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

（資料編 10-2）災害救助法費用限度額

３　応急食料調達給与の方法

⑴　調達方法

調達は、原則として町において別に定める業者等と協定を交わし、災害時に対処するものとする。

⑵　輸送措置

輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、＜本章第 19 節「輸送計画」＞に基づき措置するものとする。

４　応急食料給与の方法

⑴　実施者

町において炊き出し等食料品の供与を実施する場合、町長は、町災害対策本部員を責任者に指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。

責任者は、配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏ないようにするものとする。

⑵　食料給与の方法

責任者は応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与等適切な方法により実施するものとする。

ア　配給品目は、主食及び副食

イ　配給数量は１人１日３食

⑶　対象者その他

災害救助法の食品給与の実施基準による。

⑷　炊き出し実施場所等

炊き出しは、町職員及び奉仕団員等に依頼して、給食施設、集会所等の既存の施設又は、自主防災組織に配布してある移動式炊飯器を利用して実施するものとする。

５　　交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、町長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

６　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第10節　衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品、燃料及びその他の物資（以下この節において「物資」という。）を確保するため、町等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

１　実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量

町は別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

⑴　町

・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。
・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。
　ア　調達又はあっせんを必要とする理由
　イ　必要な物資の品目及び数量
　ウ　引き渡しを受ける場所及び引受責任者
　エ　連絡課及び連絡責任者
　オ　荷役作業員の派遣の必要の有無
　カ　経費負担区分
　キ　その他参考となる事項
・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
・町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。
・町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。
　ア　必要なLPガスの量
　イ　必要な器具の種類及び個数

⑵　町民及び自主防災組織

・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
・自主防災組織は町が行う物資の配分に協力する。
・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

２　災害救助法に基づく実施事項

⑴　衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具その他日用品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

⑵　対象品目

衣料、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ　日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ　炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ　光熱材料

マッチ、LP ガス等

⑶　費用の限度

資料に定めるとおりとする。

⑷　給（貸）与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、知事と協議し必要最小限の期間の延長をすることができる。

（資料編10-2）災害救助法費用限度額

３　衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法

⑴　衣料、生活必需品等の調達の方法

ア　調達方法

必要な物資については、費用限度額に基づいて、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して協定業者等により対処するものとする。

イ　輸送措置

調達した物資の輸送は、原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該物資発注先の業者等において措置できないときは、＜本章第 19 節「輸送計画」＞に基づき町が措置するものとする。

⑵　衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

ア　実施者

衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、町長は、町災害対策本部員を責任者に指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置き、責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のなきようにするものとする。

イ　給（貸）与の方法

責任者は、衣料品、生活必需品等の給（貸）与に際し、物資配分計画を作成し、実施するものとする。

ウ　集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、川根本町健康増進施設へ集積する。

４　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第11節　給水計画

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町、町民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

１　実施主体と実施内容

⑴　町

・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行なう。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

・町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、県に調達のあっせんを要請する。

ア　給水を必要とする人員
イ　給水を必要とする期間及び給水量
ウ　給水する場所
エ　必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
オ　給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
カ　その他必要事項

・自己努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意を広報する。

・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
飲料水の供給量	大人1人1日最小限概ね3リットル
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

⑵　町民及び自主防災組織

・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。

・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める、この場合は特に衛生上の注意を払う。

・町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

２　災害救助法に基づく実施事項

⑴　飲料水供給の対象者
　災害のために、現に飲料水を得ることができない者
⑵　飲料水の供給量
　大人１人１日最小限概ね３リットル
⑶　対象経費
　給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
⑷　費用の限度
　制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）
⑸　実施期間
　発生の日から７日以内。
　ただし、知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。
　（資料編10-2）災害救助法費用限度額

３　給水実施方法

⑴　水源の確保
　町長は、町内の被災していない水道設備等により飲料水を確保するものとする。なお、町内の全水道施設が被災し、使用不能の場合は、汚染の比較的少ない河川水、井戸水等をろ水器によりろ過した後、塩素剤で滅菌し使用するものとする。

⑵　給水用資機材の確保
　災害時に応急給水が円滑に行えるよう、町は、ろ水器、給水用容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。
　また、給水用資機材の借り上げ先をあらかじめ指定し、把握しておくものとする。さらに、各家庭に対しても、バケツ、ポリタンク等を常備しておくよう、広報誌等を通じて指導していくものとする。
⑶　給水の方法
ア　給水は、給水実施計画を作成し措置する。
イ　給水に際しては、給水時間・給水場所を事前に周知する。
ウ　広範囲な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図る。
エ　町消防団の消防ポンプ自動車等を使用し、被災地域まで水を運搬する。ただし、火災消火のために消防ポンプ自動車等が使用できない場合は、給水車等を民間又は近隣市町から借り上げるものとする。
オ　被災地域に給水所を設置し、おけ、バケツ、ポリタンク等の給水容器をもって、り災者に給水するものとする。
カ　自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報するものとする。
⑷　水道施設の応急復旧
　災害により、簡易水道の主要水道管に破損を生じた場合には、応急措置としてビニールパイプを利用し、復旧に当たるものとする。

４　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助

を実施する。

第12節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、＜本章第７節「避難救出計画」の「10 広域避難・広域一時滞在」＞による。

１　被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

⑴　町

ア　建築物

地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行ない、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ　宅地等

宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

⑵　町民

・自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
・判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　災害危険区域の指定

⑴　指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

⑵　指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

３　応急住宅の確保

⑴　基本方針

避難所生活を早期に解消するために、災害時の応急住宅対策マニュアル等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

⑵　町の実施事項

ア　被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ　体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ　応急仮設住宅の確保

・建設型応急住宅の建設

建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。また、建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

・賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

エ　応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行なうものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成と運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ　応急住宅の入居者の認定

避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。また、入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ　町営住宅等の一時入居

町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ　応急住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き及び維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。また、入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

ク　住宅の応急修理

・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

・日常生活に必要な最小限度の部分の修理

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室や炊事場及び便所等の最小限度の日常生活を維

持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

ケ　建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

・応急仮設住宅の場合

① 被害世帯数（全壊、全焼、流失）
② 設置を必要とする住宅の戸数
③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項

・住宅応急修理の場合

① 被害世帯数（半壊、半焼）
② 修理を必要とする住宅の戸数
③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項

町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

コ　住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物除去のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できない時は、次の事項を示して県に応援を要請する。

① 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
② 除去に必要な人員
③ 除去に必要な期間
④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
⑤ 除去した障害物の集積場所の有無

４　災害救助法に基づく実施事項

⑴　応急仮設住宅設置

ア　入居対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、他に居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。

イ　規模及び費用の限度額

（資料編 10-2）災害救助法限度額のとおりとする。

ウ　整備開始期間

災害発生の日から 20 日以内。ただし、事前に知事と協議し必要最小限度の期間を延長することができる。

エ　その他

供与・維持管理・処分及び手続き等、知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

⑵　住宅応急修理

ア　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ｱ)　修理対象者

半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(ｲ)　規模及び費用の限度額

（資料編 10-2）災害救助法限度額のとおりとする。

(ｳ)　修理期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、知事と協議を行う必要がある。

(ｴ)　その他

修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

イ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ｱ)　修理対象者

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(ｲ)　規模及び費用の限度額

（資料編 10-2）災害救助法限度額のとおりとする。

(ｳ)　修理期間

災害発生の日から３カ月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６カ月以内

(ｴ)　その他

修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

５　実施方法

⑴　入居者、修理者の選考

ア　仮設住宅の入居者及び修理対象者の選考は、建設課が担当する。

イ　選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置することができる。委員はその都度、町長が任命するものとする。

ウ　選考にあたっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

エ　選考基準

(ｱ)　生活保護法の被保護者及び要保護者

(ｲ)　特定の資産のない高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者

(ｳ)　特定の資産のない寡婦、母子世帯

(ｴ)　特定の資産のない失業者

(ｵ)　特定の資産のない勤労者

(ｶ)　特定の資産のない中小企業者

(ｷ)　前各号に準ずる経済的弱者

⑵　仮設、修理の方法

ア　実施者

住宅の仮設及び応急修理の施工は、建設課が担当する。工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。

イ　規模、構造等

設置数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ　建築資材及び建築業者等の調達あっせん

建築資材の調達及び建築業者の動員については、り災状態により必要数等を勘案して、建設課が調達するものとする。

エ　建築資材の輸送措置

調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが当該発注先業者等において措置できないときは、＜本章 19 節「輸送計画」＞に基づき措置するものとする。

オ　仮設住宅建設可能敷地

当町の応急仮設住宅建設のできる敷地は、次のとおりである。

No.	地区名	敷地名	住所	建設可能戸数（戸）
1	藤川区	元藤川集会所グラウンド	元藤川726－2他	22
2	水川区	旧水川小学校	水川518他	18
3	久保尾区	久保尾集会所前	下長尾1400他	22
4	地名区	地名集会所前広場	地名185－1他	18
5	徳山区	徳山防災センター	徳山1369他	22
6	千頭西区	千頭西区会館前広場	千頭950－2	24
7	小長井区	小長井忠霊塔前広場	東藤川10033－2	16
8	桑野山区	桑野山町営地	東藤川456－1	44
9	奥泉区	元北小学校グラウンド	奥泉380	40
10	崎平区	崎平集会所前広場	崎平33－1	12

（資料編15）応急仮設住宅建設候補地一覧

６　災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

町長は、必要に応じて関東森林管理局に対し、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置に基づき要請する。

７　要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

さらに、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

８　住宅の応急復旧活動

町及び県は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば

居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

９　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

10　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置

政令で定める区域及び期間において町長が設置する応急住宅については、消防法第 17 条の規定は、適用しない。

⑵　県、町長の措置

ア　上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ　応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節　医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町及び県の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

１　基本方針

⑴　町は、町域内の医療救護を行なうため、郡市医師会等の協力を得て救護所を設置し、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者や重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を当該管理者と協議の上、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

⑵　県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れを広域的に行い、町独自では対応できない事態に対応する。

⑶　県は、県内での治療が困難な重症患者を航空機により被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。

⑷　県は、災害拠点病院及び町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により町が行う。

⑸　町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

⑹　特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

⑺　町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
⑻　町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

２　救護所の設置と活動

⑴　設置
町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
⑵　活動
ア　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定や選別（トリアージ）
イ　軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
ウ　中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
エ　死亡の確認及び遺体搬送の手配
オ　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
カ　その他必要な事項

３　実施主体と実施内容

⑴　町
あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。
ア　救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
イ　傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
ウ　傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。
エ　救護所の受入状況等の把握のため職員を配置する。
オ　医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
カ　町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、県にそのあっせんを要請するものとする。
①　必要な救護班数
②　救護班の派遣場所
①　その他必要事項（災害発生の原因）
キ　被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う
⑵　町民及び自主防災組織
ア　傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
イ　傷病者で救護を要する者をもよりの救護所に搬送する。

４　災害救助法に基づく実施事項

⑴　医療を受ける対象者
医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
⑵　助産を受ける対象者
ア　災害のため助産の途を失った者

イ　現に助産を要する状態にある者
ウ　災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者
エ　被災者であると否とを問わない
オ　本人の経済的能力の如何を問わない

⑶　医療・助産の範囲

ア　医療

(ｱ)　診察
(ｲ)　薬剤又は治療材料の支給
(ｳ)　処置、手術その他の治療及び施術
(ｴ)　病院又は診療所への収容
(ｵ)　看護

イ　助産

(ｱ)　分べんの介助
(ｲ)　分べん前、分べん後の処置
(ｳ)　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

⑷　実施期間

実施期間は次のとおりとするが、知事と協議し、期間を延長することができる。

ア　医療

災害発生の日から 14 日以内

イ　助産

分べんの日から７日以内

⑸　費用の限度額

ア　医療

(ｱ)　救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
(ｲ)　一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内
(ｳ)　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ　助産

(ｱ)　救護班による場合、使用した衛生材料等の実費
(ｲ)　助産師による場合、当該地域における慣行料金の８割以内の額

（資料編 11）災害救助法費用限度額

５　実施方法

災害時の医療活動は、榛原医師会等医療関係団体の指導協力を得て、健康福祉課において担当する。

⑴　医療関係団体

災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期するものとする。

⑵　医療及び助産の方法

ア　救護班の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、榛原医師会等の協力を得て救護班を編成し医療救護を行うものとする。

救護班は、概ね医師１名、歯科医師１名、看護師・保健師３名、事務補助３名をもって編成するものとする。

イ　救護所の設置

(ｱ)　救護班による医療活動を実施する場合は、被災地住民の最も利用しやすい学校、集会所、避難所等に医療救護所を開設し、医療救護を行うものとする。
(ｲ)　救護所を開設する場合は、住民に周知徹底を図るものとする。
(ｳ)　町は、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

ウ　救護班の派遣要請等

大規模な災害が発生し、町内の診療所における医療需要が増大し、町内の救護班のみでは医療、助産の実施が困難な場合は、県に救護班の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。

エ　救護所での活動

重症病者及び中等症患者を後方医療機関で優先的に治療することを原則とし、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ｱ)　重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け及び死亡の確認（トリアージ）
(ｲ)　重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
(ｳ)　重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送の手配
(ｴ)　死亡の確認及び遺体搬送の手配
(ｵ)　医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入状況等の報告
(ｶ)　その他必要な事項

⑶　医薬品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品等の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。医薬品が不足する場合は、県中部方面本部（中部健康福祉センター）へ要請し、医療品備蓄センター又はあっせん先から調達する。

（資料編 13）町内医療機関・歯科医院・薬品取扱業者一覧

⑷　傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は次のとおりとする。

ア　町内で被災場所から救護所、救護病院まで搬送する場合

(ｱ)　車両等が利用可能な場合

各地区の自主防災組織及び消防団の車両により救護所まで搬送するものとする。また、本部長が必要と認めたときは、静岡市消防局へ搬送を依頼する。

(ｲ)　車両等が利用不可能な場合

各地区の自主防災組織及び消防団員等により担架等で搬送するものとする。

イ　中等症患者・重症患者を救護所から救護病院等まで搬送する場合

(ｱ)　車両等が利用可能な場合

町災害対策本部より救護所に派遣された職員により、配備車両で搬送する。

(ｲ)　車両等が利用不可能な場合

町災害対策本部より救護所に派遣された職員により、住民の協力を得て担架等で搬送するものとする。

６　健康への配慮

特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

７　災害救助法適用以外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「１　災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

８　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置

政令で定める区域及び期間において町長が設置する臨時の医療施設については、医療法第 4 章及び消防法第 17 条の規定は、適用しない。

⑵　県、町長の措置

ア　上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ　臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節　防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

１　町長の実施事項及び県への要請事項

町長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、県への要請事項を明らかにしたうえで、県知事に応援の要請を行うものとする。

⑴　実施事項

ア　病原体に汚染された場所の消毒

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除

ウ　病原体に汚染された物件の消毒等

エ　生活用水の供給

オ　浸水地域の防疫活動の実施

カ　防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請

キ　臨時予防接種の実施

⑵　県への要請事項

ア　防疫薬剤の種類及び数量

イ　その他必要事項

２　実施方法

⑴　対策・活動

ア　被災地（浸水地）の消毒

イ　防疫調査、健康診断

ウ　避難所の衛生管理

⑵　防疫班の編成及び能力

防疫班は、概ね４名をもって１班とし、災害の状況によって数班編成するものとする。

⑶　実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね７日間とする。

⑷　実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ　集団避難所

ウ　浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域

⑸　実施方法

ア　予防宣伝

被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。

イ　実施方法

(ｱ)　床下、庭

消石灰、クレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼するものとする。）

(ｲ)　汚染した家屋

クレゾール液での払拭（一世帯当たり床上浸水 200ml、床下浸水は 50ml とし上記に準じて配布する。）

(ｳ)　汚染した溝、水たまり

クレゾール液

(ｴ)　汚染した井戸

次亜塩素酸ナトリウムの投入

(ｵ)　ねずみ族、昆虫の駆除

災害に伴い、ねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により、感染症の発生のおそれがある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。

(ｶ)　毒劇物の取扱

回収及び流出飛散防止を図るものとする。

(ｷ)　その他

被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他適宜必要な措置を講ずるものとする。

⑹　消毒用機器及び薬品の確保

ア　消毒用機器

消毒用機器は、次により処置するが、不足する場合は農薬散布用機器等を借り上げるものとする。

イ　消毒用薬品

消毒用薬品の調達は、（資料編 13）町内医療機関・歯科医院・薬品取扱業者一覧による消毒調達先により行うものとする。

⑺　防疫調査・健康診断

ア　町は、中部保健所（中部健康福祉センター）、榛原医師会等の協力を得て、保健師又は看護師その他の職員により、防疫調査班を編成して、被災地、避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

イ　感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、町災害対策本部及び中部保健所（中部健康福祉センター）に報告するとともに、早急に隔離・治療を施すほか、防疫調査を強化す

る。

⑻　避難所の衛生確保

町は、避難所において、避難所責任者、自主防災組織代表の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査及び改善を実施する。

３　町民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

４　関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

５　その他

地震被害の被災地においては、汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節　清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

１　基本方針

・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行なうとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

２　し尿処理

⑴　町

・被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、県にそのあっせんを要

請するものとする。
ア　処理対象物名および数量
イ　処理対象戸数
ウ　町所在の処理場の使用可否
エ　実施期間
オ　その他必要事項

・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
・速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

⑵　町民及び自主防災組織
・被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。
・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

３　廃棄物（生活系）処理

⑴　町
・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
・収集体制を住民に広報する。
・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、県にそのあっせんを要請するものとする。
ア　処理対象物名及び数量
イ　処理対象戸数
ウ　町所在の処理場の使用可否
エ　実施期間
オ　その他必要事項
・収集、処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

⑵　自主防災組織
・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

⑶　町民
・ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。
・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

４　災害廃棄物処理

⑴　町
・災害廃棄物処理対策組織の設置
町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
・情報の収集
町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。
ア　家屋の被害棟数等の被災状況
イ　ごみ処理施設等の被災状況
ウ　産業廃棄物処理施設等の被災状況
エ　災害廃棄物処理能力の不足量の推計
オ　仮置場、仮設処理場の確保状況

・発生量の推計
収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
・仮置場、仮設処理場の確保
推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
・処理施設の確保
中間処理施設、最終処分場等の被害廃棄物の処理施設を確保する。
・関係団体への協力の要請
収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
・災害廃棄物の処理の実施
県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
・解体家屋の撤去
解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

⑵　企業
・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。
・町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

⑶　町民
・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。
・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

５　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置
政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第７条１項若しくは第６項、第14条第１項若しくは第６項又は第 14 条の４第１項若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

⑵　県、町長の措置
上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節　遺体の捜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になり、既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、あるいは遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町等の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

１　基本方針

⑴　町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
⑵　遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
⑶　当該地域内の遺体の捜索及び措置は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
⑷　町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
⑸　町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

２　実施主体と実施内容

⑴　町

・遺体の捜索

町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

・遺体収容施設

①設置

町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

②活動

町は、遺体収容施設において次の活動を行う。

ア　警察の協力を得て遺体措置を行う。
イ　遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
ウ　被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
エ　関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
オ　遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

・遺体の処置

町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

・広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

・県への要請

町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあっせんを要請する。

ア　捜索、措置、火葬に必要な職員数
イ　捜索が必要な地域
ウ　火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
エ　必要な輸送車両の台数
オ　遺体措置に必要な機材、資材の規格及び数量

カ　広域火葬の応援が必要な遺体数

⑵　町民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

３　災害救助法に基づく実施事項

⑴　遺体捜索対象者

行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

⑵　遺体の措置内容

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　遺体の一時保存

ウ　検案

エ　遺体の身元確認

⑶　埋葬対象者

ア　災害時の混乱の際に死亡した者

イ　災害のため埋葬を行うことが困難な場合

⑷　実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限において、知事に対して延長を求めることができるものとする。

⑸　経費

資料に定めるとおりとする。

（資料編 10-2）災害救助法費用限度額

４　実施方法

⑴　遺体の捜索

遺体の捜索は、町職員により、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものとし、捜索にあっては、単独行動を慎み、組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

⑵　遺体を発見したときの処理

ア　遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。

イ　身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は死体見分調書（多数死体見分調書）を作成し、医師の死体検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。

⑶　遺体措置

遺体措置は、生活健康課が行う。

⑷　遺体収容

ア　安置所は、各斎場待合室を使用するものとする。

イ　遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、遺体に対し礼が失われることがないよう注意する。

⑸　埋・火葬

ア　遺体は、埋火葬許可書とともに火葬場に移し、火葬に付する。

イ　身元不明のため、行旅死亡人として火葬された遺骨及び遺留品等はそれぞれ定められた方法により処理する。（「川根本町行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則（平成 17

年規則第 49 号））

ウ　火葬場の名称、所在地及び処理設備は、次のとおりである。

名　称	所　在　地	連絡先	処理設備
中川根斎場	川根本町上長尾683番地	56-1412	3人/日
本川根斎場	〃　上岸12番地の2	59-2563	3人/日

５　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により、町長の責任において救助を実施する。

６　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第５条第 1 項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第 14 条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節　障害物除去計画

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ、日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

１　災害救助法に基づく実施事項

⑴　障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、日常生活に著しい支障があり、自らの資力をもって除去することができない者

⑵　実施期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して延長することができる。

⑶　費用の限度

資料に定めるとおりとする。

（資料編 10-2）災害救助法費用限度額

２　実施方法

⑴　障害物除去動員の対象者

町職員、消防団員、土木建築業者、自主防災組織等、自衛隊を対象とし被害の状況に応じ、適宜動員するものとする。

⑵　除去車両の調達
＜本章第 19 節「輸送計画」＞により措置するものとする。
⑶　作業用機械器具の確保
障害物除去に必要なロープ、スコップ等は必要数を確保し、町防災倉庫に保管する。
また、作業用機械については土木建築業者と協定を締結し、災害時の必要数を確保する。
⑷　障害物の集積場所
除去した障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置するものとする。

３　知事への要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。
⑴　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
⑵　除去に必要な人員
⑶　除去に必要な期間
⑷　除去に必要な機械器具の品目別数量
⑸　集積場所の有無

４　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

５　災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第18節　社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

１　実施方法

⑴　住民に対する呼びかけ
町長は、町内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
⑵　生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策
対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。
ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
イ　特定物資の報告徴取、立入検査等

(ｱ)　状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

(ｲ)　特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

⑶　県に対する要請

町長は、町内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

⑷　警察に対する要請

町長は、町内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、島田警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

ア　不法事態に対する措置

イ　鉄砲、刀剣類等に対する措置

ウ　復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第19節　輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、空の輸送体制を確立し、輸送の万全な措置をとることを目的とする。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

さらに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。さらに、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

１　町及び防災関係機関の緊急輸送

⑴　町

・緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資の種類、緊急度及び現地の交通施設の被災状況等を検討し、その種別のうち最も適切な輸送方法を選択する。

ア　貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送

イ　航空機による輸送

・陸上輸送

陸上輸送は、町有車両の活用、自衛隊派遣要請の要求、運送業者等の協力により行い、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施する。

ア　町有車両の活用

町有の車両を活用し実施する。

イ　運送業者車両の借上げ

民間保有営業車両の協力による輸送を必要とする場合は、随時借り上げるものとする。

町内で車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と

認められたときは、県及び他の市町に協力を要請する。

ウ　自衛隊への要請の要求

＜本章第 26 節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞により行う。

エ　その他の車両借上げ

道路の被害により配車不能の場合は、現地において自家用車等の借上げにより輸送する。この場合、担当者は速やかに報告しなければならない。

・輸送路の確保

ア　道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ　災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。

ウ　道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第１次、第２次、第３次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

・航空機による輸送

ア　災害の状況により航空機による輸送が必要とする場合で静岡市消防局のヘリコプターのみでは対応できない場合、＜本章第 26 節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞により、自衛隊の要請要求や県防災ヘリコプターの出動を知事に要請する。

イ　ヘリポート基地は、（資料編 17-1）のとおりである。

ウ　ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

・緊急輸送のための燃料確保対策

ア　町有車両、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

イ　町は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。

ウ　給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

⑵　防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

⑶　国土交通省中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

２　災害救助法の規定による輸送の範囲

⑴　輸送の範囲

ア　被災者の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

キ　救助用物資の整理配合

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

⑵　実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

⑶　費用の限度

当該地域における通常の実費

３　鉄道事業者の実施事項

町は、道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合又は鉄道輸送が適切な場合は、大井川鐵道株式会社に要請し、輸送力を確保する。

大井川鐵道株式会社は、町から緊急輸送の要請があったときには、鉄道輸送の安全が確保されることを前提に緊急輸送活動に協力する。

４　知事への要請事項

町長が、輸送計画について、知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第20節　交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

１　陸上交通の確保

⑴　陸上交通確保の基本方針

・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

・県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

⑵　自動車運転者のとるべき措置

①緊急地震速報を聞いたとき

・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。

・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

②地震等が発生したとき

・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
イ　停止後は、カーラジオ等により被害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
ウ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

・避難のために車両を使用しないこと。
・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。

ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。
⑺ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
(ｲ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
ウ　通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

２　道路管理者の実施事項

⑴　応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

⑵　主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

⑶　災害時における通行の禁止又は制限

ア　道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。
イ　道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

⑷　放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うもの　とする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車

両の移動等を行うものとする。

⑸　道路の応急復旧

ア　応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ　町長の責務

(ｱ)　他の道路管理者に対する通報

町長は、町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

(ｲ)　緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(ｳ)　知事に対する応援要請

町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ　応急復旧、仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

⑹　経費の負担区分

ア　道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ　緊急の場合における応急復旧の経費

町長が、町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した町長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

ウ　仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度町及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

３　知事又は県公安委員会の実施事項

⑴　災害時における交通の規制等

ア　県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第 39 条第 1 項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ　県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ　県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第１次、第２次、第３次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道１号の相互利用を必要とし、それが可能

な場合は同時に設けた開口部を利用する。

エ　県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

オ　県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

カ　県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2)　警察官の措置命令等

ア　警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ　アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ　警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを明示、又は自ら当該措置をとることができる。

エ　警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを明示、又は自ら当該措置をとることができる。

オ　道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3)　除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4)　通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

(5)　交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6)　緊急通行車両の確認

ア　知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。

イ　確認後は、当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

(7)　緊急通行車両の事前届け出

ア　指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の

長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。

イ　県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

ウ　事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

⑻　交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

４　大井川鐵道株式会社の実施事項

⑴　応急態勢の確立

大井川鐵道株式会社は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

⑵　代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

⑶　応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

５　交通マネジメント

⑴　国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

⑵　検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

⑶　検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注１）「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注２）「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節　応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

１　基本方針

⑴　県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。

⑵　また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、町、町教委委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。

⑶　学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

⑷　中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

２　計画の作成

⑴　災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

ア　学校の防災組織と教職員の任務

イ　教職員動員計画

ウ　情報連絡活動

エ　生徒等の安全確保のための措置

オ　その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

⑵　応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア　被害状況の把握

・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ　施設、設備の確保

・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

・被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。

ウ　教育再開の決定、連絡

・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ　教育環境の整備

・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ　給食業務の再開

・施設、設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等に

ついて協議する。

カ　学校が地域の避難所となる場合の対応

・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議及び連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。

キ　生徒等の心のケア

・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、ＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議及び連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定める必要がある。

・各学校等は、被災者に対するＳＮＳ等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

３　災害救助法に基づく実施事項

⑴　学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒含む。）

⑵　学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

⑶　実施期間

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）は１カ月以内、文房具及び通学用品は 15 日以内とする。

ただし、知事と協議し期間を延長できるものとする。

⑷　費用の限度

学用品給与の必要経費は、資料に定めるとおりとする。

（資料編 10-2）災害救助法費用限度額

４　実施方法

⑴　学用品給与の方法

ア　給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握すること。

イ　小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

ウ　教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ　通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ　給与品目は、各人の被害状況、程度等実状に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えない。

カ　教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

⑵　応急教育等の実施事項

ア　分散授業又は二部授業の実施
イ　町有施設、近接小・中学校の一時借用
ウ　近接県立高等学校等の一時借用
エ　教職員の確保
オ　文教施設の応急復旧対策計画

５　学校施設の応急復旧

⑴　校舎等

校舎の軽微な被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置等の必要な措置を講ずる。

⑵　運動場等

運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

⑶　備品

備品が流失、破損等により滅失あるいは使用不能となった場合には、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

６　児童・生徒の登下校対策

⑴　通学路の安全確保

学校長は、道路災害等により児童生徒の通学に危険があるときは、保護者、教員及び関係団体等の協力を得て児童、生徒の通学の安全を確保するものとする。

⑵　通学バス等の確保

道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、＜本章第 20 節「交通応急対策計画」＞に基づき、被災箇所の早期復旧を促進するとともに、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

７　学校給食

学校給食については、＜本章第９節「食料供給計画」＞により措置する。

８　文化財の応急対策

文化財の管理者又は所有者は、文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を構ずるものとし、町は管理もしくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。

なお、町内における文化財に指定されているものは、（資料編 20）町内指定文化財一覧のとおりである。

９　社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあたっては、新設、改築等を実施する場合、耐震化、不燃化等の災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

10　知事への要請事項

町長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により県へ調達・あっせんを要請するものとする。

⑴　応急教育施設のあっせん確保
⑵　集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
⑶　応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
⑷　教職員の派遣充当
⑸　学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

11　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第22節　社会福祉計画

町及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸し付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

１　基本方針

⑴　町その他の援護の実施期間は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
⑵　福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
⑶　各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
⑷　町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、福祉センターはこれに協力する。
⑸　生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

２　実施事項

⑴　り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
　ア　り災社会福祉施設の応急復旧
　イ　り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
　ウ　臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
⑵　生活保護の適用
　り災低所得者に対する生活保護の適用
⑶　り災者の生活相談
　ア　実施機関
　　町（被害が大きい場合は県と共催）

イ　相談種目

生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ　協力機関

県、社会福祉協議会（県・町）、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

⑷　り災低所得者に対する生活福祉資金の貸し付け

ア　実施機関

社会福祉協議会（県、町）

イ　協力機関

町、県、民生委員・児童委員

ウ　貸付対象

り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）

エ　貸付額

「生活福祉資金貸付金制度要綱」による

⑸　り災母子・寡婦世帯等に対する母子（父子・寡婦）福祉資金の貸し付け

ア　実施機関

県（健康福祉センター）

イ　協力機関

町、民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員

ウ　貸付対象

り災母子世帯・父子世帯・寡婦（災害により母子世帯・父子世帯・寡婦となった者も含む。）

エ　貸付額

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第７条に規定する額

⑹　り災身体障がい児者に対する補装具の交付等

ア　実施機関

㈠　児童：町・県

㈡　18 歳以上：町

イ　協力機関

㈠　児童：民生委員・児童委員、身体障がい者相談員

㈡　18 歳以上：民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所

ウ　対象

り災身体障がい児者

エ　交付等の内容

㈠　災害により、補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付

㈡　災害により、負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付

㈢　り災身体障がい児者の更生相談

⑺　災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸し付け

ア　実施機関

町

イ　支給及び貸付対象

㈠　災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族

㈡　災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者

㈢　災害援助資金：り災世帯主

ウ　支給及び貸付額

災害弔慰金の支給等に関する法律第３条、第８条及び第 10 条の規定に基づき定めた「川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 104 号）」で定める額

⑻　被災者（自立）生活再建支援制度

ア　実施機関

（財）都道府県会館（県単制度は県）

イ　協力機関

町

ウ　支給対象

住宅に全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯

エ　支給額

「被災者生活再建支援法」第３条に定める額

⑼　義援金の募集及び配分

ア　実施機関

県、町

イ　協力機関

教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関

ウ　募集方法

災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定

エ　配分方法

関係機関で配分委員会を設け、協議決定

⑽　義援品の受け入れ

ア　実施機関

町、県

イ　協力機関

報道機関、その他関係機関

ウ　受入方法

被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。

第23節　消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的な事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

１　基本方針

地震により発生する火災は、各地同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

⑴基本方針

ア　町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ　地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等

を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ　消防局及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

エ　消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

⑵消防局及び消防団

ア　火災発生状況等の把握

消防局長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察と相互に連絡を行う。

①　延焼火災の状況

②　自主防災組織の活動状況

③　消防ポンプ自動車等の通行可能道路

④　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ　消防活動の留意事項

消防局長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

①　延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

②　多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

③　危険物の漏洩等により火災が拡大し又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

④　救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

⑤　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

⑶事業所（研究室、実験室を含む）

ア　火災予防措置

火気の消火及びＬＰガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　火災が発生した場合の措置

・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ　火災拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

①　周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

②　警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

③　立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

⑷自主防災組織

・各家庭等におけるガス栓の閉止、ＬＰガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

⑸町民

ア　火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガス

はメーターガス栓、ＬＰガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

イ　初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

２　消防活動

⑴消防活動体制

当町では、現在常備消防業務を静岡市消防局に委託することにより、火災や救急等に対応している。町内には、島田消防署川根北出張所が立地しているほか、非常備の消防団５分団が設置されている。

静岡市消防局は、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町に係る各種災害が発生した場合において、これらの災害による被害の軽減を図るため、「静岡市消防局警防規定」に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

⑵広域協力活動体制

町長（消防の事務委託に係るものは静岡市長）は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」及び隣接市町と締結している消防相互応援協定に基づき、協定しているほかの市町長に対する応援要請について、静岡市消防局と協議するものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア　発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ　発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

⑶大規模林野火災対策

ア　林野火災は、現場への交通に困難をきたすが、早期の出動体制をとることが最も重要である。出動は、消防団を主体として、＜本章第３節「動員・応援計画」＞に基づき、火災の規模、状況に応じ必要な人員の出動を実施する。

イ　ただし、大規模な林野火災が発生し、静岡市消防局のヘリコプターのみでは人命の危険、人家等への延焼危険、その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をする。

ウ　静岡市消防局は、必要に応じて他のヘリコプターによる応援を要請するとともに、要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

⑷危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

⑸ガス災害対策

町は、高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、高圧ガス事業者等関係者と協力して、ガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

⑹消防庁への応援要請

非常災害の場合は、＜本章第 30 節「突発的災害にかかる応急対策計画」＞により、県に消防庁への応援要請を要求するものとする。

第24節　応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、町長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めることを目的とする。

１　要請の実施基準

⑴　県への要請

他の計画の定めるところにより、知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要求の要請をするものとする。

⑵　協力要請対象団体

ア　応援協定を締結した地方公共団体
イ　青年団及び男女共同参画団体
ウ　大学生及び高校生
エ　県立各種講習所及び養成所等の学生
オ　赤十字奉仕団
カ　その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

２　実施方法

⑴　応援協定締結先に対する応援協力要請

町長は、災害時の応援に関する協定を締結している市町長等に対して応援の要請を行うものとする。

⑵　青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請

ア　要請は、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。
イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

⑶　大学生び高校生に対する応援協力要請

ア　要請は当該学生、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。
イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

⑷　県立各種講習所及び養成所等の学生

活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。

⑸　赤十字奉仕団に対する応援協力要請

要請は、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節　ボランティア活動支援計画

町は、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）静岡県社会福祉協議会や（特

活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

１　町の実施事項

ア　町災害ボランティアセンターの設置及び運用

・災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。

・町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

・随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

イ　ボランティア活動拠点の設置

・必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

・ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

ウ　ボランティア団体等に対する情報の提供

ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ　ボランティア活動資機材の提供

町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

２　町社会福祉協議会の実施事項

町社会福祉協議会が実施するボランティア活動の内容は、次のとおりである。

ア　ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行うために町災害ボランティアセンターを設置する。

イ　町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会職員及び町職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

３　行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第26節　自衛隊派遣要請の要求計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的する。

１　災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の３要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

⑴　要請要件

ア　緊急性

差し迫った必要性があること

イ　公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ　非代替性

自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

⑵　要請内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ　避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ　遭難者等の捜索救助

エ　水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ　消防活動

利用可能な消防車（空中消火が必要な場合は航空機）、その他の防火用具（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）を活用した消防機関への協力

カ　道路又は水路啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ　給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

コ　物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ　危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ　防災要員等の輸送

ス　連絡幹部の派遣

セ　その他

その他町長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

２　災害派遣要請の要求手続

⑴　知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続き

原則として町長が行うものとする。

⑵　災害派遣要請の要求手続

ア　町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、災害の情況及び派遣を必要とする理由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及び活動内容、その他参考となるべき事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。

イ　ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく、緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

ウ　知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

⑺　提出先（連絡先）

静岡県災害対策室（この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。）

⑴　提出部数

１部

⑼　記載事項

・災害の情況及び派遣を必要とする事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項

【自衛隊緊急時連絡先一覧】

部隊名（駐屯地名等）	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内（内線）	時間外（内線）
第３４普通科連隊（板妻）	第３科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550−89−1310 〈防災行政無線 150−9002〉	235 236 237	301 302
航空自衛隊第１航空団司令部（浜松）	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053−472−1111 〈防災行政無線 153−9001〉	3230 ～ 3232	3224 3225
海上自衛隊横須賀地方総監部（横須賀）	防災総括幕僚又は作戦室	オペレーション室当直幕僚	横須賀 046−822−3500 〈防災行政無線 156−9001〉	2543 2222	2222 2223

３　災害派遣部隊の受け入れ体制

⑴　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

⑵　作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

⑶　資材等の調達要請

町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ要請するものとする。

⑷　自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

⑸　派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。

ア　本部事務室

派遣人員の約１割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

イ　宿舎

屋内宿泊施設（学校、集会所）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準

ウ　材料置場炊事場

屋外の適当な広場

エ　駐車場

適当な広場（車一台の基準は３m×8mである。）

４　災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第３４普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第１航空団司令（浜松基地）に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

５　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

６　その他

町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第27節　県防災ヘリコプター支援要請計画

この計画は、災害時における県防災ヘリコプターの支援要請について、必要な事項を定めるも

のとする。

１　支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の事項に該当するときは、町長は県に対して支援の要請を行う。

⑴　大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき

⑵　救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

２　県への支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。。

第28節　電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

１　電力会社

当町を担当する電力会社は中部電力パワーグリッド株式会社であり、その連絡窓口は、島田営業所である。

２　応急措置の実施

応急措置の実施は、中部電力パワーグリッド株式会社の定める「防災業務計画」により実施する。

３　県等との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、町と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置する。

県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第29節　ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、住民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

１　非常体制組織の確立

⑴　緊急出動に関する相互協力

消防機関、警察、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制等緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

⑵　ガス事業者の緊急体制の整備

ア　ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ　非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

２　応急対策

⑴　保護保安対策

ア　ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう住民の協力を要請する。

イ　ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ　ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ　ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。

オ　ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

⑵　危険防止対策

ア　災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

イ　災害の規模により、その周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ　ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに静岡市消防局に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

⑶　応急復旧対策

ア　ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ　応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

３　県等との連絡協議

高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

４　事故の報告

高圧ガス事業者は、ガス事故の報告を町、消防機関及び警察に行う。

第30節　突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発等の突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

１　突発的災害応急体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害応急体制により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には、速やかに町災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

⑴　設置基準

ア　多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発等の事故。）

イ　その他町長が指令したとき

⑵　組織

危機管理課で構成する。

⑶　任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため、概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、町災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

⑷　県、国への報告

町は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、静岡市消防局と調整のうえ、次の事項を明らかにし、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

ア　発生日時、場所

イ　被害の状況

ウ　応急対策の状況

エ　自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動等を明らかにすること。）

【県危機管理部の連絡先】

	ＮＴＴ有線	静岡県防災行政無線 （時間外の場合のみ（宿直室）
電　　話	054-221-2072	地上系　5-100-6030 衛星系　8-100-6030
Ｆ　Ａ　Ｘ	054-221-3252	地上系　5-100-6250 衛星系　8-100-6250

【消防庁応急対策室】

		地域衛星通信ネットワーク	ＮＴＴ有線
平日 （9:30～18:15）	電　話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	ＦＡＸ	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電　話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	ＦＡＸ	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

⑸　医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置する他、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たってはトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

２　災害対策本部の設置

⑴　設置基準

ア　突発的災害緊急態勢による情報収集の結果、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき。（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発等の事故。）

イ　その他町長が指令したとき

ウ　町災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて町長（本部長）が決定する。

⑵　組織

本部長（町長）、副本部長（副町長及び教育長）、本部員その他の町災害対策本部編成表により定める。

⑶　設置の連絡

町災害対策本部を設置したときは、県中部地域局及び町内防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ事故原因者の参加を求める。

⑷　現地災害対策本部

災害の状況により、副本部長又は本部員を長とする現地災害対策本部を設置する。

３　災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

⑴　情報の収集、伝達等

必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。町災害対策本部は、情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。

⑵　人的被害の把握

ア　人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。

イ　関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集するものとする。

ウ　当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。

エ　被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否行方不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、氏名等の情報を集約し公表する。

⑶　住民への広報

入手した情報により、被害が予想される地域の住民に対し、適切・迅速な広報を＜本章第５節「災害広報計画」＞により実施する。

また必要に応じて屋内退避、避難情報のほか＜本章第７節「避難救出計画」＞による避難を実施する。

⑷　各機関への要請

ア　自衛隊

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事に派遣の要請の要求を行う。人や物資の輸送

等、必要に応じて航空自衛隊にも要請する。要請の方法、手続きは＜本章第 26 節「自衛隊派遣要請の要求計画」＞による。

イ　緊急医療活動

(ｱ)　静岡 DMAT（災害派遣医療チーム）

静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

(ｲ)　日本赤十字社静岡県支部への要請

緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県を通じて応援を要請する。

(ｳ)　榛原医師会等への要請

現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する。

(ｴ)　静岡 DPAT（災害派遣精神医療チーム）

静岡 DPAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

(ｵ)　静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム）

静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

ウ　緊急消防援助隊

町は、災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき、静岡市長から知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請するよう求める。

①　災害の種別・状況

②　人的・物的被害の状況

③　必要な応援部隊の種類と部隊数

④　応援部隊の集結場所及び到達ルート

⑸　各機関の調整・二次災害防止のための措置

ア　防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

イ　災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ウ　事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

４　災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、町災害対策本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第31節　原子力災害に関する応急対策計画

１　主旨

本町には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所

外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定めるものとする。

２　情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

⑴　情報収集・連絡体制の確保

町は、警戒事態発生の段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するとともに、町がとる措置を県に連絡することなどを行うため、情報収集・連絡体制を確保する。

⑵　警戒事態発生時

町は、警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力要請があった場合、町として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

⑶　施設敷地緊急事態発生時

町は、施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ等の協力要請があった場合、町として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

⑷　全面緊急事態発生時

町は、全面緊急事態発生時に、県から緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、町として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、町としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。

⑸　放射性物質放出後

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL：Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとされている。

町は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、町としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。

３　広域一時滞在の受入れ

町は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、町指定の避難所を提供するものとする。

また、町は、被災市町から、災害対策基本法第 86 条の８第１項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在について協議があった場合にも、町指定の避難所を提供するものとする。

第32節　町有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置すべき事項について定める。

１　町・県防災行政無線

⑴　県防災行政無線

ア　町と県との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線を使用し、中継局経由又は口頭中継により応急連絡を行う。

イ　町端末局に支障がある場合は、シート交換による応急措置を行い、また、交換機に障害がある場合は、無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。

⑵　町防災行政無線

町の基地局に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずるとともに、予備機切り替えにより機能を確保する。

２　公共施設等

⑴　道路

ア　被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ　応急措置の実施、２次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ　緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

⑵　災害応急対策上重要な庁舎等

町庁舎等防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

⑶　河川

ア　被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ　応急措置の実施、２次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ２次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ　資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ　住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに住民へ状況の連絡に努める。

⑷　砂防、地すべり及び急傾斜地等

ア　被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア又は住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ　応急措置の実施、２次災害の防止

２次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

ウ　資機材の確保、応急復旧工事の実施

２次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

エ　住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに住民へ状況の連絡に努める。

⑸　危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、必要な応急措置を講ずる。

⑹　水道用水供給施設

災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。また、被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

３　コンピュータ

⑴　コンピュータ・システムの設備点検を行い、被害状況を把握する。

⑵　コンピュータ・システムに故障が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第４章　復旧・復興対策

第１節　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章　災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次に揚げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

河川、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行する。

さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。

⑴　河川公共土木施設災害復旧事業計画
⑵　砂防設備災害復旧事業計画
⑶　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
⑷　道路公共土木施設災害復旧事業計画

２　農林業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施行する。

３　水道施設災害復旧計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を促進する。

４　公共用地災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

５　住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

６　社会福祉施設災害復旧事業計画

⑴　施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。
⑵　再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

７　公立医療施設、病院等災害等復旧事業計画

住民の健康を増進し公衆衛生の向上を図るため、迅速適切な復旧計画により、早期復旧を促進する。

８　学校教育施設災害復旧事業計画

⑴　児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する
⑵　再度災害防止のため原因を検討し、公共施設の不燃化、耐災害化を図る。

９　社会教育施設災害復旧事業計画

⑴　施設の生活上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。
⑵　再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

10　被災中小企業復興計画

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する。

11　その他の災害復旧事業計画

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて、再度災害を防止する。

第２節　資金計画

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講ずる計画である。

１　国による財政援助等

⑴　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づく財政援助等

当町においては、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に務める。なお、激甚災害法により助政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区　分	内　　容
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	ア　公共土木施設災害復旧事業 イ　公共土木施設災害関連事業 ウ　公立学校施設災害復旧事業 エ　公営住宅災害復旧事業 オ　生活保護施設災害復旧事業 カ　児童福祉施設災害復旧事業

区　分	内　　容
	キ　老人福祉施設災害復旧事業 ク　身体障害者社会参加施設災害復旧事業 ケ　障害福祉サービス事業施設災害復旧事業 コ　婦人保護施設災害復旧事業 サ　感染症予防施設災害復旧事業 シ　感染症予防事業 ス　たい積土砂排除事業 セ　たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 イ　中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ　中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ウ　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 エ　母子福祉法による国の貸付けの特例 オ　水防資材費の補助の特例 カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 キ　産業労働者住宅建設資金融通の特例 ク　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ケ　雇用保険法による求職者給付に関する特例

⑵　その他の法律による財政援助

国が激甚災害法以外の法律により財政援助を行う場合は、町はそれに必要な措置をとる。

２　災害復旧事業に係る町の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

区分	内容
地方債	ア　歳入欠陥債 イ　災害対策債 ウ　災害復旧事業債
地方交付税	ア　普通交付税の繰り上げ交付 イ　特別交付税
一時借入金	ア　災害復旧事業貸付金（県） イ　災害応急融資（財務事務所、東海郵政局）

第３節　激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

１　基本方針

町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

２　実施事項

⑴　町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

⑵　町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第４節　被災者の生活再建支援

１　被災者の生活確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう職業のあっせん、町税の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活確保を図る。

⑴　被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

県はこれらの体制整備及び発災時の町の被災者支援に関する活動を支援する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【県への報告】

ア　死亡者数

イ　負傷者数

ウ　全壊・半壊住宅数等

【被災者台帳】

ア　氏名、生年月日、性別

イ　住所又は居所

ウ　住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況

エ　援護の実施の状況

オ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由　等

⑵　職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所

を通じ、早期再就職の促進を図ることになっている。町は、災害相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告する。

⑶　町税の減免等

町は、被災者に対し、地方税法及び町条例により、町税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

町税の納税緩和措置は次のとおりである。

ア　納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は町税の納付をすることができないときは、納税期限を延長する。

イ　徴収猶予（地方税法第 15 条）

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に 1 年以内の延長を行う。

ウ　減免（地方税法第 367 条等）

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

⑷　被災者生活再建支援金の支給

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認、住民に対する広報等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

⑸　災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年 9 月条例第 104 号）により、自然災害により被災した住民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。

ア　災害弔慰金

支給対象	自然災害によって死亡した者の遺族
支給額	ア　死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500 万円 イ　その他の場合は 250 万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給

イ　災害障害見舞金

支給対象	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、災害弔慰金に関する法律に定める程度の障害がある障害者
支給額	ア　障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250 万円 イ　その他の場合は125万円

ウ　災害援護資金の貸付け

支給対象	自然災害によって災害弔慰金に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主
支給額	ア　療養する期間がおおむね１カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ｱ)　家財についての被害金額が、その家財の価額の概ね３分の１以上である損害及び住居の損害がない場合　150 万円 (ｲ)　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円 (ｳ)　住居が半壊した場合　270 万円 (ｴ)　住居が全壊した場合 350 万円 イ　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ｱ)　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

	㈠　住居が半壊した場合　170 万円 ㈡　住居が全壊した場合　250 万円 ㈢住居の全体が滅失又は流失した場合　350 万円 ウ　アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270 万円を 350 万円に、170 万円を 250 万円に、250 万円を 350 万円とする。
利率等	ア　償還期間は 10 年とし、３年は据置期間とする。 イ　利率は、据置期間中は無利子とし、その後は、延滞の場合を除き年3%とする。

⑹　国税・県税の減免等

国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の減免等の緩和措置を実施する。

ア　国税

㈠　納税期限の延長

被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。

㈡　徴収猶予・減免

被災者に対して所得税及び各所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。

イ　県税

㈠　納税期限の延長

被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。

㈡　徴収猶予

被災者に対し１年以内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに１年以内の延長を行う。

㈢　減免等

被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。

⑺　生活福祉資金の貸付け等

一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等においては、生活福祉資金の融資を受けることができる。民生委員・児童委員、町及び町社会福祉協議会は、これを援助する。

【世帯更生資金】

実施機関	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）

【母子（父子・寡婦）福祉資金】

実施機関	県中部健康福祉センター
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	被災母子世帯・父子世帯・寡婦（被災によって母子世帯・父子世帯・寡婦となったものを含む）

【被災身体障害者に対する補装具の交付等】

実施機関	県中部健康福祉センター
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	被災身体障がい者
給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付

⑻　住宅金融公庫法に基づく災害復興住宅資金の貸付

住宅金融公庫に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行なう。

⑼　義援金の募集等

ア　義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

⑽　り災証明書の発行

町は、り災した世帯の生活再建のために、り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に、希望者にり災証明書を発行する。

ア　り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

イ　り災証明の発行に必要な手続きと様式は次のとおりとする。

(ｱ)　発行の手続

町は、個別調査結果に基づき、り災者台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、り災者台帳により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。なお、り災者台帳により確認できない時は、申請者の立証資料をもとに判断してり災証明書を発行する。

(ｲ)　証明の範囲

り災証明書の発行は、法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について、証明する。

住家	人
○全壊、全焼、流出 ○半壊、半焼 ○一部損壊・床上浸水・床下浸水	○死亡 ○行方不明 ○負傷

(ｳ)　証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(ｴ)　り災証明の書式

り災証明及びり災証明願の書式は、町ホームページに示すとおりである。

⑾　郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況及び被災地の実情に応じて、町域の各郵便局において、郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

ア　郵便関係

(ｱ)　小包郵便料金の免除

総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金

(ｲ)　郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時にり災世帯あたり、５枚以内及び郵便書簡１枚を交付

イ　為替貯金・簡易保険

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い及び保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。

２　中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林業者に対し、町及び県は災害復旧に必要な資金の融資に関し、以下のような措置を実施する。

⑴　被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等

ア　天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災融資法、天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。

イ　その他、県を窓口とする各種の融資が用意されている。

⑵　被災中小企業に対する復旧資金の融資等

ア　国民金融公庫資金の貸付け

イ　中小企業金融公庫資金の貸付け

ウ　商工組合中央金庫資金の貸付け

エ　信用保証協会に対する保証能力の充実

３　災害相談の実施

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問合わせが多数となった場合は、町役場内に災害相談窓口を開設する。災害相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の町役場の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施に当たっては、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びその他の関係機関の協力を得る。

４　要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、メンタルヘルスケア等の精神的支援策を実施する。

⑴　被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア　要配慮者の被災状況及び生活実態

イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

⑵　一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。

⑶　福祉サービスの拡充

ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

⑷　健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健指導・栄養指導等を実施する。

第５節　風評被害の影響の軽減

町は、県に協力し、風評被害の影響の軽減を図るものとする。なお、県が実施する主な風評被害対策は次のとおりである。

１　正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２　必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査等を実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

３　被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

４　関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客等積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

川根本町地域防災計画

地震対策編

令和７年４月

川根本町防災会議

目　次

第１章　総則 1
第１節　計画の主旨 1
１　計画の目的 1
２　計画の性格 1
３　計画の構成 1
第２節　過去の顕著な災害 2
第３節　予想される災害 5
１　静岡県第４次地震被害想定 5
２　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル１の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果 6
３　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 7
第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 11
１　町 11
２　県 11
３　静岡県警察（島田警察署） 12
４　静岡市消防局 12
５　自衛隊 12
６　指定地方行政機関 13
７　指定公共機関 15
８　指定地方公共機関 16
９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 17
10　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 18
第２章　平常時対策 19
第１節　防災思想の普及 19
第２節　自主防災活動 19
第３節　地震防災訓練の実施 19
１　町 19
２　防災関係機関 20
３　防災訓練の広報 22
第４節　地震災害予防対策の推進 22
１　緊急消防援助隊の受援体制 22
２　消防用施設の整備 22
３　火災の予防対策 22
４　建築物等の耐震対策 23
５　被災建築物等に対する安全対策 25
６　防災不燃化促進対策 25

７　地盤災害の予防対策 25
８　落下倒壊危険物対策 26
９　危険予想地域における災害の予防 26
10　被災者の救出活動対策 27
11　要配慮者の支援 28
12　生活の確保 28
13　緊急輸送活動体制の整備 30
14　災害廃棄物の処理体制の整備 31
15　公共土木施設等の応急復旧 31
16　情報システムの整備 31
17　緊急輸送用車両等の整備 31
18　文化財等の耐震対策 31
19　非常用発動発電機等（停電対応）の整備 32

第３章　地震防災施設緊急整備計画 33

第１節　地震防災施設整備方針 33
１　防災業務施設の整備 33
２　地域の防災構造化 33
３　緊急輸送路の整備 34
４　防災上重要な建物の整備 34
５　災害防止事業 35
６　災害応急対策用施設等の整備 35
第２節　地震対策緊急整備事業計画 35
第３節　地震防災緊急事業五箇年計画 35

第４章　南海トラフ地震臨時情報への対応 37

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 37
１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 37
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 37
１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等 37
２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知 38
３　災害応急対策をとるべき期間等 38
４　町のとるべき措置 38
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 38
１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等 38
２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知 39
３　災害応急対策をとるべき期間等 39
４　避難対策等 39
５　消防機関等の活動 40
６　警備対策 40

７　水道、電気、ガス、通信、放送関係 40
８　金融 40
９　交通 41
10　滞留旅客等に対する措置 41
11　町が管理等を行う施設等に関する対策 41

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 43

第１節　防災関係機関の活動 43
１　町 43
２　県 45
３　静岡県警察（島田警察署） 46
４　消防機関 46
５　自衛隊 47
６　防災関係機関 48
第２節　情報活動 51
１　町 51
２　防災関係機関 52
第３節　広報活動 52
１　町 52
２　防災関係機関 53
３　住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法 53
第４節　自主防災活動 54
１　東海地震注意情報発表時 54
２　警戒宣言発令時 54
第５節　緊急輸送活動 55
１　町 56
２　防災関係機関 57
第６節　自衛隊の支援 57
１　災害派遣要求事項 57
２　県に対する応援要請 57
３　地震防災派遣部隊の受入 57
第７節　避難活動 57
１　避難対策 58
２　避難地の設置及び避難生活 60
第８節　社会秩序を維持する活動 61
１　予想される混乱 61
２　実施事項 61
３　島田警察署の実施事項 61
第９節　交通の確保活動 62
１　自動車運転者のとるべき措置 62
２　交通規制の基本方針（県公安委員会） 62
３　交通規制計画（県公安委員会） 63

４　緊急輸送車両の確認等 63
５　障害物の除去活動 63
第10節　地域への救援活動 63
１　食料及び日用品の確保 64
２　飲料水等の確保 65
３　医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理 65
第11節　町有施設設備の防災措置 66
１　無線通信施設等 66
２　公共施設等 66
３　コンピュータ 67
第12節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 68
１　東海地震注意情報発表時 68
２　警戒宣言発令時 69
第13節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 71
１　各施設・事業所に共通の事項 72
２　各施設・事業所の計画において定める個別事項 73
第14節　町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 76
１　東海地震注意情報発表時 76
２　警戒宣言発令時 76

第５章　災害応急対策 78

第１節　防災関係機関の活動 78
１　町 78
２　静岡県警察（島田警察署） 79
３　静岡市消防局 79
４　町消防団 80
５　指定地方行政機関 80
６　指定公共機関 80
７　指定地方公共機関 80
第２節　情報活動 80
第３節　広報活動 80
第４節　緊急輸送活動 81
第５節　広域応援要請 81
第６節　災害の拡大及び二次災害防止活動 81
１　消防活動 81
２　水防活動 81
３　人命の救出活動 81
４　被災建築物等に対する安全対策 81
５　災害危険区域の指定 81
第７節　避難活動 82
第８節　社会秩序を維持する活動 82

第９節　交通の確保対策 82
第10節　地域への救援活動 82
１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 82
２　給水活動 82
３　燃料の確保 82
４　医療救護活動 82
５　し尿処理 82
６　廃棄物（生活系）処理 83
７　災害廃棄物処理 83
８　防疫活動 83
９　遺体の捜索及び措置 83
10　応急住宅の確保 83
11　ボランティア活動への支援 83
第11節　学校における災害応急対策及び応急教育 83
第12節　被災者の生活再建等への支援 83
第13節　町有施設及び設備等の対策 84
第14節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策 84
１　水道（くらし環境課） 84
２　電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）84
３　ガス 84
４　通信 84
５　放送（日本放送協会、民間放送会社） 85
６　市中金融 85
７　鉄道（大井川鐵道株式会社） 85
８　道路（国、県、町） 86
第15節　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 86
１　各施設・事業所に共通の事項 86
２　各施設・事業所の計画において定める個別の事項 86

第６章　復旧・復興対策 88

第１節　防災関係機関の活動 88
１　町 88
２　静岡県警察（島田警察署） 89
３　指定地方行政機関 89
４　指定公共機関 91
５　指定地方公共機関 92
第２節　激甚災害の指定 92
第３節　震災復興計画の策定 93
１　計画策定の体制 93
２　計画の構成 93
３　計画の基本方針 93
４　計画の公表 93

５　国・県との調整 93
第４節　復興財源の確保 93
１　予算の編成 93
２　復興財源の確保 94
第５節　震災復興基金の設立 94
１　震災復興基金の設立 94
第６節　復旧事業の推進 94
１　復旧計画の策定 95
２　基盤施設の復旧 95
第７節　農山村の復興 96
１　農山村復興計画の策定 96
２　農山村の復興 96
第８節　被災者の生活再建支援 96
１　恒久住宅対策 97
２　災害弔慰金等の支給 97
３　被災者の経済的再建支援 97
４　雇用対策 97
５　要配慮者の支援 98
６　生活再建支援策等の広報・ＰＲ 98
７　相談窓口の設置 99
８　保険の適用 99
第９節　地域経済復興支援 99
１　産業復興計画の策定 99
２　中小企業を対象とした支援 100
３　農林業者を対象とした支援 100
４　地域全体に影響を及ぼす支援 100

第１章　総則

この計画の目的、性格及び構成を明らかにし、町、防災関係機関、事業所及び住民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

また、この計画の基礎となる第４次地震被害想定の概要を示すものである。

第１節　計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき作成する「川根本町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年度法律第73号。以下「法」という。）第6条に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、）」第５条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

１　計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

⑴　この計画は、川根本町（以下「町」という。）の地域に係る地震対策について定めるものである。

⑵　この計画は、町、防災関係機関、事業所及び住民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。

⑶　この計画のうち、第３章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 55 年法律第 63 号）、「地震防災対策特別措置法」（平成７年法律第 111 号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。

⑷　この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定めるものである。

⑸　この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

３　計画の構成

この計画は、本編と資料編及び別紙から構成し、本編の構成は次の６章による。

⑴　第１章　総則

この計画の目的、性格、構成、第４次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

⑵　第２章　平常時対策
平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

⑶　第３章　地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

⑷　第４章　南海トラフ地震臨時情報への対応
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策

⑸　別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策
東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策

⑹　第５章　災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。

⑺　第６章　復旧・復興対策
災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策を示す。

第２節　過去の顕著な災害

本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川ー静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では 1930 年北伊豆地震、1935 年静岡地震、1944 年東南海地震、1974 年伊豆半島沖地震、1978 年伊豆大島近海地震、2009 年駿河湾の地震、2011 年静岡県東部の地震、また 1978 年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県下に大被害を与えた地震、及び県下で震度５以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

【静岡県下に大被害を与えた地震及び震度５以上の震度を観測した地震の震源地分布】

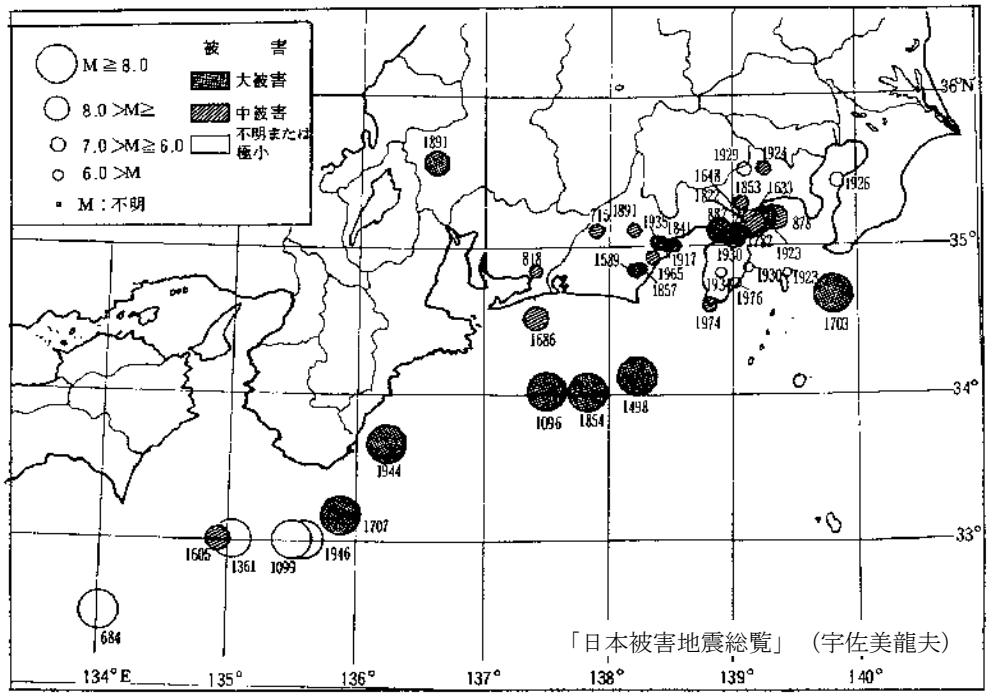

「日本被害地震総覧」（宇佐美龍夫）

【静岡県内（県東部（伊豆）を除く）の地震活動】

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西部　（遠江）	中部　（駿河）
3*	684.11.29 天武 13.10.14	134.0 32.5 南海・西海道	8.4	[Ⅳ] 3 Ⅳ	津波による被害が多少あったと推定される。	
5	715. 7. 4 和銅 8. 5.25	137.9 35.1 遠　江	6.4	[O] Ⅳ	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。	
6	715. 7. 5 和銅 8. 5.26	137.4 34.8 三　河	6.7	[1] Ⅳ～Ⅴ	県西境に多少の被害があったと推定される。	
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[Ⅱ] Ⅴ		
26*	887. 8.26 仁和 3. 7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[Ⅳ] 3 Ⅳ	津波による被害が多少あったと推定される。	
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道	8.4	[Ⅲ] 2 Ⅵ		仏神舎屋百姓四百余流失。
39	1099. 2.22 康和 1. 1.24	135.5 33.0 南海道	8.4	[Ⅳ] Ⅳ	津波による被害が多少あったと推定される。	
56*	1361. 8. 3 正平16. 6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波	8.4	[Ⅳ] 3 Ⅳ	津波による被害が多少あったか？	
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東海道	8.6	[Ⅳ] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死２万６千という。（志太郡）
79	1589. 3.21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河・遠江	6.7	[Ⅰ] Ⅴ～Ⅳ	民家多く破れ倒る。（駿・遠）	
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[Ⅳ] 3 Ⅵ	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。	
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿豆相	7.1	[Ⅱ] 1 Ⅴ		吉原で家くずれ、地割あり。三島で家くずれる。（不苦という文書もあり）
141	1686.10. 3 貞享 3. 8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[Ⅰ] Ⅴ	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。	
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[Ⅳ] 4 Ⅵ	沿岸に大津波。 各地でQuicksand現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度Ⅵ、袋井・掛川はⅦ。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はⅥ。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	伊　那	6.4	[Ⅰ] Ⅳ～Ⅴ	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。	
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿　河	6.4	[O] Ⅴ～Ⅳ		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯篭いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地２千坪沈下。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西部　（遠江）	中部　（駿河）
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[Ⅳ] 3 Ⅶ	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災、湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰178、半潰116、無傷1。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿　河	6.4	[O]		田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	Ⅴ～Ⅵ	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	Ⅳ		沼津で土蔵の鉢巻おちる。駕篭坂峠で土地の陥没（長さ20間巾3尺、深さ3尺）あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。
414	1917. 5.18 大正　6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の被害。清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2（静岡市）、傷6。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	Ⅴ	県全体で死375、傷1,243不明68、家屋全壊2,298、半壊10,219、損失5、流失661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。
435	1924. 1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	Ⅴ		駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。
453	1929. 7.27 昭和　4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	Ⅴ		篭坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。
461	1930.11.26 昭和　5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	Ⅵ		清水港・三保港の岸壁崩壊。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	Ⅵ		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0～ 30km	Ⅵ	遠州灘で津波の高さ1～2m。太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	O	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	Ⅳ		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東　経 北　緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西部　（遠江）	中部　（駿河）
＊	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	Ⅵ弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約７万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者１、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。
－	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	Ⅴ弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁

注）番号欄の「＊」印は、津波を伴った地震を示す。　　出典）「日本被害地震総覧」（宇佐美龍夫）に加筆

第３節　予想される災害

現在、静岡県内に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード 8 クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード８クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード 7.9 程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード７クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード９クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード 8.1 程度）等の巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部等を震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

１　静岡県第４次地震被害想定

地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、県では、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」等を踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波を対象としているが、当町においては、相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震による建物並びに人的被害は発生しないと想定されており、以下に駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による被害想定結果のみを示す。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル１の地震※1	レベル２の地震※2

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 ５地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 （内閣府（2012））

※1レベル１の地震：本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震。

※2レベル２の地震：発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

また、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

２　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル１の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

⑴　概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル１の地震とレベル２の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル２の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算している。

⑵　建物等被害に係る想定結果（川根本町）　（単位：棟）

項　目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約40	約40	約40	約40
	半壊	約400	約400	約400	約400
液状化	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	
人工造成地	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火　災	焼失	－	－	－	－
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約600	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%	約2%
	半壊	約10%	約10%	約10%	約10%

「ー」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

⑶　人的被害に係る想定結果（川根本町）　（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	重傷者数	約10 (－)	約20 (－)		－ (－)	－ (－)	
	軽傷者数	約60 (－)	約50 (－)		約20 (－)	約10 (－)	
山・崖崩れ	死者数	約10	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
火　災	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
死傷者数合計	死者数	約10	－	約10	－	－	－
	重傷者数	約10	約20		－	－	
	軽傷者数	約60	約50		約20	約10	
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	－	－	－	－	－	－

「ー」：被害わずか
「／」：想定調査がなされていない
注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
・同調査では、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率低」別の想定結果が示されているが、当町では想定結果が同じであるため、区分して記載していない。
・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
・重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者
・軽傷者：1か月未満の治療を要する負傷者

３　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

⑴　概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）:「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

⑵　建物等被害に係る想定結果（川根本町）

ア　地震動：基本ケース※　　（単位：棟）

項　目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約40	約40	約40	約40
	半壊	約400	約400	約400	約400
液状化	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
人工造成地	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火　災	焼失	－	－	－	－
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約600	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%	約2%
	半壊	約10%	約10%	約10%	約10%

※基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの

イ　地震動：陸側ケース※　　（単位：棟）

項　目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約600	約600	約600	約600
液状化	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
人工造成地	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
山・崖崩れ	全壊	約80	約80	約80	約80
	半壊	約200	約200	約200	約200
火　災	焼失	－	－	－	－
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約200	約200	約200	約200
	半壊	約800	約800	約800	約800
建物被害率	全壊及び焼失	約３%	約３%	約３%	約３%
	半壊	約14%	約14%	約14%	約14%

※陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

ウ　地震動：東側ケース　（単位：棟）

項　目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
液状化	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
人工造成地	全壊	－	－	－	－
	半壊	－	－	－	－
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火　災	焼失	－	－	－	－
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約700	約700	約700	約700
建物被害率	全壊及び焼失	約２％	約２％	約２％	約２％
	半壊	約12％	約12％	約12％	約12％

※東側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの

「ー」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

⑶　人的被害に係る想定結果（川根本町）

ア　地震動：基本ケース　（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	重傷者数	約10 (－)	約20 (－)		－ (－)	－ (－)	
	軽傷者数	約60 (－)	約50 (－)		約20 (－)	約10 (－)	
山・崖崩れ	死者数	約10	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
火　災	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
死傷者数合計	死者数	約10	－	約10	－	－	－
	重傷者数	約10	約20		－	－	
	軽傷者数	約60	約50		約20	約10	
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	－	－	－	－	－	－

「ー」：被害わずか

「／」：想定調査がなされていない

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
・同調査では、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率低」別の想定結果が示されているが、当町では想定結果が同じであるため、区分して記載していない。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
・重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者
・軽傷者：1か月未満の治療を要する負傷者

イ　地震動：陸側ケース　（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	重傷者数	約10 (－)	約20 (－)		－ (－)	約10 (－)	
	軽傷者数	約90 (－)	約70 (－)		約30 (－)	約20 (－)	
山・崖崩れ	死者数	約10	－	約10	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
火　災	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
死傷者数合計	死者数	約10	－	約10	－	－	－
	重傷者数	約10	約20		－	約10	
	軽傷者数	約90	約70		約30	約20	
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	－	－	－	－	－	－

ウ　地震動：東側ケース　（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	重傷者数	約10 (－)	約30 (－)		－ (－)	約10 (－)	
	軽傷者数	約80 (－)	約70 (－)		約20 (－)	約20 (－)	
山・崖崩れ	死者数	約10	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
火　災	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	－	－	－	－	－	－
	重傷者数	－	－		－	－	
	軽傷者数	－	－		－	－	
死傷者数合計	死者数	約10	－	約10	－	－	－
	重傷者数	約10	約30		－	約10	
	軽傷者数	約90	約70		約20	約20	
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	－	－	－	－	－	－

「－」：被害わずか
「／」：想定調査がなされていない
注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・同調査では、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率低」別の想定結果が示されているが、当町では想定結果が同じであるため、区分して記載していない。
・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
・重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者
・軽傷者：1か月未満の治療を要する負傷者

第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

町、県の機関、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　町

⑴　地震対策計画の作成

⑵　地震防災に関する組織の整備

⑶　自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進

⑷　防災思想の普及

⑸　防災訓練の実施

⑹　地震防災のための施設等の緊急整備

⑺　地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の市町に限る）

⑻　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報

⑼　避難の指示に関する事項

⑽　消防、水防その他の応急措置

⑾　応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項

⑿　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検

⒀　緊急輸送の確保

⒁　食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施

⒂　その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

２　県

⑴　地震対策計画の作成

⑵　地震防災に関する組織の整備

⑶　自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進

⑷　防災思想の普及

⑸　防災訓練の実施

⑹　地震防災のための施設等の緊急整備

⑺　震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備

⑻　地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理

⑼　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報

⑽　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発

⑾　避難の指示に関する事項

⑿　水防その他の応急措置

⒀　応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項

⒁　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検

⒂　犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持

⒃　緊急輸送の確保

⒄　食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施

⒅　市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整

⒆　その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

３　静岡県警察（島田警察署）

⑴　危険区域への立入規制及び警備

⑵　犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持

⑶　避難情況等に関する情報等の収集

４　静岡市消防局

⑴　消防、その他の応急措置

⑵　被災者の救難、救助その他保護

⑶　その他災害の発生の防御又は、拡大防止のための措置

⑷　地震防災応急計画の作成指導、届出の受理

⑸　防災知識の啓発、普及

⑹　被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

⑺　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

５　自衛隊

⑴　陸上自衛隊東部方面隊第１師団第 34 普通科連隊

ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
イ　災害時における応急復旧活動

⑵　航空自衛隊第一航空団（浜松基地）
ア　災害時における人命保護のための救助活動
イ　災害時における応急復旧活動

⑶　航空自衛隊第１１飛行教育団（静浜基地）
ア　災害時における人命保護のための救助活動
イ　災害時における応急復旧活動

６　指定地方行政機関

⑴　総務省東海総合通信局
ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線電気通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
カ　非常通信協議会の運営に関すること

⑵　財務省東海財務局（静岡財務事務所）
ア　災害時における財務金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

⑶　厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）
ア　事業場に対する地震防災対策の周知指導
イ　事業場の被災状況の把握

⑷　農林水産省関東農政局
ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
イ　応急用食料・物資の支援に関すること
ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること
エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること
カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること
ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
サ　被害農業者に対する金融政策に関すること

⑸　農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

⑹　林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林材）の供給

⑺　経済産業省関東経済産業局

ア　生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること

イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

ウ　被災中小企業の振興に関すること

エ　ガスの安定供給に関すること

⑻　経済産業省中部経済産業局

ア　電気の安定供給に関すること

⑼　国土交通省中部地方整備局

ア　災害予防

(ｱ)　所管施設の耐震性の確保

(ｲ)　応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実

(ｳ)　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(ｴ)　公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ　初動体制

地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ　応急・復旧

(ｱ)　防災関係機関との連携による応急対策の実施

(ｲ)　路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保

(ｳ)　所管施設の緊急点検の実施

(ｴ)　県及び町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

⑽　国土交通省中部運輸局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

ウ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

エ　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

オ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

カ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

キ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

⑾　国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

⑿　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと

イ　気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得等の周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

ウ　地震観測施設の整備並びに観測機器の保安

エ　地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

オ　異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

⒀　環境省関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

⒁　環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

⒂　防衛省南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

７　指定公共機関

⑴　日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）

ア　郵便事業の運営に関すること

イ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること

ウ　施設等の被災防止に関すること

エ　利用者の避難誘導に関すること

⑵　日本赤十字社静岡県支部

ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

イ　血液製剤の確保及び供給のための措置

ウ　被災者に対する救援物資の配布

エ　義援金の募集

オ　災害救助の協力奉仕員の連絡調整

カ　その他必要な事項

⑶　日本放送協会（静岡放送局）

ア　地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上

イ　臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びそ

の他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること

ウ　地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと

エ　放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること

⑷　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

ア　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報

ウ　復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

⑸　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、２次基地から充填所への LP ガスの配送

⑹　日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

⑺　中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所

ア　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保

イ　復旧用資機材等の整備

ウ　電力施設の災害予防措置及び広報の実施

⑻　ＫＤＤＩ株式会社（中部総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

ア　東海地震予知情報の伝達

イ　重要な通信を確保するために必要な措置の実施

⑼　一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

８　指定地方公共機関

⑴　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（株式会社大畑、川根ガス株式会社千頭営業所、株式会社長塚石油、平口鉄工所、森下商会）

ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報

イ　協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施

ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施

エ　燃料の確保に関する協力

オ　協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧

⑵　大井川鐵道株式会社

ア　南海トラフ地震臨時情報等の伝達

イ　列車の運転規制措置

ウ　列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報

⑶　一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保

⑷　民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社ＦＭ島田）

ア　地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること

ウ　放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

⑸　一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会

ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

⑹　土地改良区

ア　災害予防
　所管施設の耐震性の確保

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時
　関係機関等に対する用水状況の情報提供

ウ　応急・復旧

(ｱ)　関係機関との連携による応急対策の実施

(ｲ)　所管施設の緊急点検

(ｳ)　農業用水及び非常用用水の確保

⑺　一般社団法人静岡県警備業協会
　災害時の道路交差点での交通整理支援

⑻　公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

⑼　一般社団法人静岡県建設業協会
　公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町の行う防災活動に協力するものとする。

⑴　川根本町商工会（川根本町商工会、川根本町商工会本川根支所）

ア　町が行う商工業関係の被害調査についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

⑵　ＪＡおおいがわ（中川根支店、本川根支店）

ア　農林水産物の被害調査についての協力

イ　災害時における農産物の確保

ウ　農林水産物等の災害応急対策についての指導

⑶　森林組合おおいがわ（本川根支所）

ア　林野火災の予防

イ　応急対策用木材の確保及び協力

⑷　社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（中川根事務所、本川根事務所）
町が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること

⑸　川根本町建設業関係団体
災害時における応急復旧対策についての協力

⑹　川根本町赤十字奉仕団

ア　川根本町の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ　住民に対する情報の連絡、収受

ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力

エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

⑺　防災上重要な施設の管理者

ア　所管に係る施設についての防火管理

イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施

ウ　当該施設に係る災害復旧

⑻　川根本町自主防災組織

ア　町の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ　住民に対する情報の連絡、収受

ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力

エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

10　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

⑴　地震防災訓練

⑵　従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知

⑶　従業員等に対する防災教育及び広報

⑷　災害応急対策に必要な資機材等の確保措置

⑸　防災組織の整備

⑹　南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達

⑺　南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

⑻　南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置

⑼　地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第２章　平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第１節　防災思想の普及

＜第１編共通対策編　第２章災害予防計画　第４節「防災知識の普及計画」＞に準ずる。

第２節　自主防災活動

＜第１編共通対策編　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の防災活動」＞に準ずる。

第３節　地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

住民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また随時、図上訓練等を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

１　町

⑴　防災訓練の内容

町は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ア　総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策について、次の事項を重点に行う。

⑺　職員の動員（警戒本部設置準備のための要員招集を含む。）

⑴　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達

⑼　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

(ｴ)　「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動
(ｵ)　南海トラフ地震臨時情報及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
(ｶ)　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
(ｷ)　食料、飲料水、医療その他の救援活動
(ｸ)　消防、水防活動
(ｹ)　救出、救助
(ｺ)　避難生活
(ｻ)　道路啓開
(ｼ)　応急復旧

イ　地域防災訓練

(ｱ)　12 月第１日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
(ｲ)　この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

ウ　個別訓練

総合防災訓練、地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

(ｱ)　情報の収集、伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。

(ｲ)　職員の動員訓練

適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内、外の条件を加味して実施する。また、動員訓練に当たっては、本部の設置、各班の地震防災応急対策の確認、検討、防災教育も併せて行う。

(ｳ)　防災業務の訓練

各課等は、それぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

⑵　県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア　町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加するよう要請する。
イ　町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

⑶　訓練の実施回数

総合防災訓練　　年１回以上
地域防災訓練　　年１回以上
個別防災訓練　　年１回以上

⑷　防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

２　防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

⑴　経済産業省関東経済産業局

ア　組織動員

イ　情報連絡

ウ　生活必需品等の防災関係物質の供給の確保など地震防災応急対策

エ　生活必需品の調達、あっせんなど地震防災応急対策

⑵　国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、浜松河川国道事務所）

ア　組織動員

イ　情報連絡

ウ　所管施設等の点検、状況把握、応急対策

エ　関係機関との情報共有

⑶　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

ア　南海トラフ地震臨時情報等の伝達

イ　南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策

ウ　地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

⑷　日本赤十字社静岡県支部

ア　医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施

イ　血液製剤の確保及び供給

ウ　赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導

⑸　日本放送協会

ア　組織動員

イ　情報連絡

ウ　放送送出

エ　視聴者対応等

⑹　中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所

ア　情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧

イ　地震防災応急対策

ウ　災害復旧

⑺　大井川鐵道株式会社

ア　情報伝達

イ　列車の運転規制及び運転再開

ウ　乗客の避難誘導

⑻　静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社ＦＭ島田

ア　組織動員

イ　情報連絡

ウ　視聴者対応等

⑼　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

ア　情報の収集及び伝達

イ　避難誘導

ウ　火災予防措置及び施設、設備等の点検

エ　その他施設、事業の特性に応じた事項

３　防災訓練の広報

町は、訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第４節　地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

町は、令和５年度から令和 14 年度までの 10 年間の行動計画として、「川根本町地震対策アクションプログラム 2013」の後継となる「川根本町地震対策アクションプログラム 2023」を策定し、これまでの 10 年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第４次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の町民生活の健全化にも重点を置き、県と連携してハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進する。

業務継続計画の策定等により、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

１　緊急消防援助隊の受援体制

町及び県は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

２　消防用施設の整備

町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

⑴　消防団による避難誘導のための拠点施設

⑵　緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設

⑶　消防局又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの

⑷　消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備

⑸　地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、資機材

⑹　消防救急デジタル無線又は高機能指令センター

⑺　その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

３　火災の予防対策

町は県と協力して、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び住民に理解と協力を求め、

地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

⑴　危険物施設、少量危険物取扱所

県が示す「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

⑵　高圧ガス（ＬＰガスを含む。）施設

ア　高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

イ　特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止装置の実施を徹底する。

⑶　ＬＰガス消費設備

ＬＰガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

⑷　研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

ア　可燃物と酸化剤の接触による発火

イ　黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ　金属粉、カーバイト、その他への浸水による発火

⑸　不特定多数の者が出入りする施設

旅館、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

⑹　石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

⑺　家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

⑻　その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

⑼　防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンピューター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

４　建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について、補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、住民を始め関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導する。

また、住宅の建て替え及び補強等のため融資制度を確立し、もって建築物等の耐震性を向上する計画を定める。

⑴　建築主等による耐震性の向上

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図るものとする。

ア　軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ　所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

⑵　町及び県による耐震性の向上

町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図るものとする。

ア　建設課に住民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

イ　自主防災組織等と連携して説明会等を実施して、建物の耐震補強等の促進を図る。

ウ　建築主及び建築設計者等への下記についての啓発を行う。

県が作成した建築物の耐震性評価方法、補強方法、建築物の耐震構造設計指針等により関係団体等に対し指導する。住民が建て替え、補強等を行う際には、次の要領による対策を講ずるよう指導を行う。

⑺　新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づき、設計及び工事監理等を周知徹底し、建築物の耐震化、不燃化を図るものとする。

⑴　既存建築物

「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

⑼　建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

エ　耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和 56 年５月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物等の耐震化を図る。

⑶　公共建築物の耐震化

町及び県は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

⑷　コンピュータの安全対策

町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」等の各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

⑸　家具等の転倒防止

町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、住民に対する啓発指導に努める。

また、事業所等のスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

⑹　ブロック塀等の倒壊防止

町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60 ㎝以下の高さとする。

また、町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

さらに、県及び町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど、安全

確保に向けた取り組みを進める。

⑺　ガラスの飛散防止

町は、県が定めた「ガラス類等安全対策指針」により、多数の人が通行する道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

⑻　耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

⑼　供給ラインの耐震化

ア　ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

イ　ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

ウ　ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

⑽　住宅等の耐震化促進融資

住宅の新築増改築等（補強を含む）により、その耐震化を促進するため住宅金融支援機構の利用について適切な啓発指導を行うとともに、さらに耐震性の向上を図るため静岡県個人住宅建設資金の活用を推進する。

５　被災建築物等に対する安全対策

⑴　応急危険度判定体制等

町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

⑵　災害危険区域の指定

町長又は知事は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

ア　指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。

イ　指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

６　防災不燃化促進対策

町は、地震火災から住民の生命を守るため、避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化の促進を図るものとする。

７　地盤災害の予防対策

町及び県は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

⑴　山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

⑵　軟弱地盤対策の推進

町及び県は、軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

⑶　液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等を、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

⑷　大規模盛土造成地対策の推進

地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

８　落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、町及び県は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措　置　等
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋島	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天　　井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

９　危険予想地域における災害の予防

⑴　避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

ア　要避難地区の指定

町長は、第４次地震被害想定の結果等から判断して、町の地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

イ　避難対象地区の指定

町長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地区を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

ウ　避難地、避難路の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

⑺　避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

⑴　延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一時避難地を指定する。

⑼　突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難建物等の施設を指定する。

エ　避難所の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

⑵　平常時に実施する災害予防措置

ア　避難誘導体制整備

町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ　山・がけ崩れ危険予想地域

要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。

⑺　山・がけ崩れ危険予想地域図

町は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視する。

⑴　住民への危険性の周知

町長は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

⑼　地震発生時

町長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10　被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対して、迅速かつ的確に救出活動が実施できるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

⑴　町が実施すべき事項

ア　自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

イ　自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

ウ　救出技術の教育、救出活動の指導

エ　大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

⑵　自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

ア　救出技術、救出活動の習得

イ　救出活動用資機材の点検及び訓練の実施

ウ　地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

11　要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、第１編共通対策編　第２章災害予防計画　第 12 節「要配慮者支援計画」に準ずる。

12　生活の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、次の措置を行う。

⑴　食料及び生活必需品の確保

ア　町が実施すべき事項

(ｱ)　非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄

(ｲ)　町内における緊急物資流通在庫の調査

(ｳ)　流通在庫方式による確保が困難な物資の一時備蓄

(ｴ)　町内における緊急物資調達及び配分計画の策定

(ｵ)　緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討

(ｶ)　住民が実施する緊急物資確保対策の指導

(ｷ)　給食計画の策定

イ　住民が実施すべき事項

(ｱ)　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄

(ｲ)　避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備

(ｳ)　自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進

(ｴ)　緊急物資の共同備蓄の推進

⑵　飲料水の確保

ア　町が実施すべき事項

(ｱ)　復旧資機材の備蓄を行う。

(ｲ)　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。

(ｳ)　給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに、耐震性貯水槽を設置する。

(ｴ)　住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。

(ｵ)　工事業者等との協力体制を確立する。

イ　住民が実施すべき事項

(ｱ)　家庭内における貯水

ａ　貯水すべき水量は、１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の７日分を目標とする。

ｂ　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ｃ　貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れや破損しないものとする。

(ｲ)　自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ａ　応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。

ｂ　災害発生時に利用予定の井戸、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ｃ　ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

⑶　燃料の確保

重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第２章第 15 節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。

⑷　医療救護

ア　町が実施すべき事項

(ｱ)　直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

(ｲ)　大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。

(ｳ)　医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。

(ｴ)　救護班（ＤＭＡＴ等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。

(ｵ)　家庭救護の普及を図る。

イ　住民が実施すべき事項

(ｱ)　軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。

(ｲ)　医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

(ｳ)　献血者登録及び供血に協力する。

ウ　自主防災組織が中心となって実施すべき事項

(ｱ)　応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。

(ｲ)　医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。

⑸　防疫及び保健衛生活動

ア　町が実施すべき事項

(ｱ)　し尿処理及び防疫実施計画を作成する。

(ｲ)　し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。

(ｳ)　防疫用薬品の調達計画を作成する。

(ｴ)　住民が行う防疫の指導をする。

(ｵ)　避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

イ　住民が実施すべき事項

(ｱ)　し尿等の自家処理に必要な資材器具の準備をする。

(ｲ)　し尿等の共同処理について、助け合いの実施をする。

⑹　清掃活動

ア　町が実施すべき事項

(ｱ)　被害想定に基づき、発生する災害廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。

(ｲ)　住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

イ　住民が実施すべき事項

(ｱ)　廃棄物等の自家処理に必要な資材器具の準備をする。

(ｲ)　廃棄物等の共同処理について、助け合いの実施をする。

⑺　避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア　必要な設備及び資機材

(ｱ)　通信機材

(ｲ)　放送設備

(ｳ)　照明設備（非常用発電機を含む。）

(ｴ)　炊き出しに必要な機材及び燃料

(ｵ)　給水用機材

(ｶ)　救護所及び医療資機材

(ｷ)　物資の集積所

(ｸ)　仮設の小屋又はテント

(ｹ)　仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ

(ｺ)　防疫用資機材

(ｻ)　清掃用資機材

(ｼ)　工具類

⑻　救援・救護のための標示

ア　公共建築物・病院への番号表示

町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

イ　孤立予想地域

町は、孤立する恐れがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、推進する。

⑼　応急仮設住宅

ア　供給体制の整備

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ　あっせん等体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

13　緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。

なお、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

14　災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。

また、町は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとし、その整備を推進する。

15　公共土木施設等の応急復旧

町及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材を整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

16　情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

17　緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両等の整備を図る。

また、法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について、事前届出を行うとともに、制度の周知徹底に努める。

18　文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

⑴　必要な対策

ア　文化財等の耐震措置の実施

イ　安全な公開方法、避難方法の設定

ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生における連絡体制の事前整備
エ　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ　文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

19　非常用発動発電機等（停電対応）の整備

町は、停電時において、自ら所有する電気通信機器を稼動するために、本庁舎、総合支所及び防災上重要な施設に必要な非常用発電機等のさらなる充実を図る。

また、町内の事業所に対してもその重要性の啓発を行う。

第３章　地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第１節　地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

⑴　多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること

⑵　地震発生後の被災住民等の生活を確保すること

⑶　地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

１　防災業務施設の整備

⑴　消防用施設の整備及び消火用水対策

ア　地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

イ　河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

⑵　通信施設及び情報処理体制の整備

ア　地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。

イ　このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

ウ　情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

エ　住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

２　地域の防災構造化

⑴　避難地の整備

避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

⑵　避難路の整備

幹線避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

⑶　消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

⑷　共同溝、電線共同溝等の整備

町は、災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び住民と調整を行いつつ整備を図る。

⑸　老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

３　緊急輸送路の整備

⑴　道路の整備

ア　地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。

イ　特に、知事の指定した緊急輸送路と町の重点拠点とを連絡する道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。

⑵　ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するために、既存のヘリポートに加え、ヘリコプターの離発着が可能な場所を選定、調査し、新たなヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

４　防災上重要な建物の整備

⑴　医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

⑵　社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

⑶　学校等施設の整備

児童・生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

⑷　不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等、不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

⑸　本庁舎、総合支所、消防施設等の整備

本庁舎、総合支所、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

⑹　地域防災拠点施設

ア　地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施す

るための拠点となる施設の整備を図る。

イ　地震災害時の災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

５　災害防止事業

⑴　山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

６　災害応急対策用施設等の整備

⑴　飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

⑵　備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

⑶　応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

⑷　緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両等の整備を図る。

第２節　地震対策緊急整備事業計画

東海地震等による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。

静岡県は、事業の実施期間を昭和 55 年度から令和６年度までの 45 年間としており、当町においては当該計画に次の事業を盛り込み、整備促進を図る。

第３節　地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。平成８年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度まで

の第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

第４章　南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、町の防災対応の概要を以下のとおり定める。

町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討　静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア　情報の伝達 イ　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。

※本体制は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。また、地域住民に対し、日頃から地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

３　災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 　全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 　また、臨時の課長会議等を開催し、必要な対応について検討を行う。 　その他に次の措置を講ずる。 ア　情報の伝達 イ　必要な事業を継続するための措置 ウ　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ　施設及び設備等の点検 オ　地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ　防災対応実施要員の確保等 キ　職員等の安全確保

※本体制は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

３　災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　避難対策等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、豪雨等の当時の気象状況、それまでの一定規模の地震発生の状況土砂災害危険区域での土砂崩落の前兆現象の有無等、科学的根拠と専門家の意見に基づき災害リスクを判断し、地元区等、関係者の意見を踏まえて、住民避難の要否、避難対象地域、避難のレベル（避難指示、高齢者等避難、自主避難等の呼びかけ、自宅等での垂直避難等）、避難時間帯（夜間のみの場合）等を決定する。

町長は、避難指示等を発表したときは、直ちに対象地域内の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

⑴　避難所の運営

ア　基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、町は、親類・知人 宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。 また、町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

イ　避難所の設置及び避難生活

⑺避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

⑴設置場所

町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

⑼設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした１週間とする。

⑽避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

５　消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、その対策を定めるものとする。

６　警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

⑴　正確な情報の収集及び伝達
⑵　不法事案等の予防及び取締り
⑶　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

７　水道、電気、ガス、通信、放送関係

⑴　水道

町及び関係団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

⑵　電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

⑶　ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

⑷　通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

⑸　放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係期間等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

８　金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

９　交通

⑴　道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

⑵　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

10　滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。
町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

11　町が管理等を行う施設等に関する対策

⑴　防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

ア　水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し氾濫の発生に備えて閉鎖手段を確認する。

イ　施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。

ウ　管理システム、防災システム等の操作手順を確認し必要な点検を実施する。

エ　ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は、減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

オ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

カ　土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・町等の連絡体制を整える。

キ　巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。

ク　地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。

ケ　本庁・総合支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落

下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

コ　溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

⑵　不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

ア　各施設が共通して定める事項

⑺情報の伝達

⑴必要な事業を継続するための措置

⑼日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

⑴施設及び設備等の点検

⑽地震に備えて普段以上に警戒する措置

⑿防災対応実施要員の確保等

⑷職員等の安全確保

イ　施設の特性に応じた主要な個別事項

⑺学校

児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について学校は、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

⑴社会福祉施設

情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における、町、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第 4 章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行なわれていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報の発表により、政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等が実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、住民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施に当たっては、町・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１節　防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

１　町

【東海地震注意情報発表時等】

⑴　防災体制の確保

町は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて川根本町地震災害警戒本部・支部（以下「町警戒本部」という。）を迅速に設置できるよう準備する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

⑵　応急対策の内容

町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に、地域の実情に応じて町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

ア　東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防

災関係機関との情報の共有化

イ　東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

ウ　東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設準備

エ　備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

オ　交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置

カ　県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

キ　物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請

ク　消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保

ケ　必要に応じて要配慮者の避難のための避難地の開設

コ　必要に応じて町警戒本部の設置準備

サ　県への要請・報告等県との応急対策活動の連携

(ｱ)　必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。

(ｲ)　必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を島田警察署に要請する。

(ｳ)　住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。

シ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

⑶　消防機関の措置

ア　消防団本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等

イ　消防団は、団員の連絡体制の確保

ウ　必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

⑴　川根本町地震災害警戒本部・支部の設置

町長は、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部・支部を設置する。

⑵　町警戒本部

町警戒本部は、概ね次の事項を実施する。

ア　警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ　県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(ｱ)　県中部方面本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。

(ｲ)　必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を島田警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等にそれぞれ要請する。

(ｳ)　住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

ウ　避難指示又は警戒区域の設定

エ　消防職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ　消防、水防等の応急措置

カ　避難者等の救護

キ　緊急輸送の実施

ク　活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入

ケ　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
コ　自主防災組織活動の指導及び連携
サ　その他地震防災上の措置

⑶　町警戒支部
町警戒支部は、概ね次の事項を実施する。
ア　警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
イ　町警戒本部への報告、要請等町警戒本部との地震防災活動の連携
住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を町警戒本部へ報告する。
ウ　消防、水防等の応急措置
エ　避難者等の救護
オ　緊急輸送の実施
カ　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
キ　自主防災組織活動の指導及び連携
ク　その他地震防災上の措置

２　県

【東海地震注意情報発表時等】

⑴　防災体制の確保
東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）（以下「県警戒本部等運営要領」という。）に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。
なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集させ、県警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。

⑵　主な業務内容
東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。
ア　東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有
イ　東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
ウ　備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検安全措置の準備
エ　交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
オ　市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
カ　「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備
キ　物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
ク　必要に応じて市町等への職員の派遣
ケ　県警戒本部の設置準備

コ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

⑴　県警戒本部

知事は、警戒宣言が発せられたときは、県警戒本部を設置する。

⑵　組織及び所掌事務

ア　県警戒本部、県警戒本部の方面本部（以下「方面本部」という。）の編成及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例（昭和 54 年条例第 30 号）及び県警戒本部等運営要領の定めるところによる。

イ　県警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。

(ｱ)　警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(ｲ)　市町や防災関係機関との情報の共有

(ｳ)　地震防災応急対策上必要な広報

(ｴ)　緊急輸送の実施又は調整

(ｵ)　災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備

(ｶ)　社会秩序を維持する活動

(ｷ)　市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

(ｸ)　「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調整

⑶　国の現地警戒本部との連携

国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、県警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。

３　静岡県警察（島田警察署）

⑴　地震関連情報（交通情報）の収集・提供（防災ヘリによる偵察含む。）

⑵　民心安定等のための広報

⑶　避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等

⑷　社会秩序維持のための取り締まり等

⑸　緊急交通路の確保のための規制、要請により避難路、緊急輸送路の確保のための規制

４　消防機関

⑴　静岡市消防局

ア　消防施設、消防局体制の整備

イ　救助及び救援施設、体制の整備

ウ　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

エ　防災知識の啓発、普及

オ　火災発生時の消火活動

カ　水防活動の協力、救援

キ　被災者の救助、救援

ク　被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

ケ　その他地震災害拡大防止のための措置

⑵　消防団本部

消防団本部は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

ア　情報の収集と伝達

イ　消火活動、救助活動の出動体制の確立

ウ　住民への避難指示の伝達

エ　出火防止のための広報

⑶　消防団

ア　情報の収集と伝達

イ　消火活動、水防活動又は救助活動の出動体制の確立

ウ　火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

エ　水利の確保（流水の堰止め等を含む。）

オ　住民の避難誘導

カ　水防資機材の点検、配備及び確保準備

キ　警戒区域からの避難確保のパトロール

ク　救助用資機材の確保準備

ケ　その他状況に応じた防災及び水防活動

５　自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

⑴　陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　各部隊の災害派遣準備

エ　情報組織の展開

オ　県庁等への連絡班の派遣

カ　通信組織の編成等

⑵　航空自衛隊第一航空団（浜松基地ほか）

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　情報組織の展開

エ　県庁等への連絡班の派遣

オ　偵察機の待機及び航空機の避難準備等

⑶　航空自衛隊第１１飛行教育団（静浜基地）

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　情報組織の展開

エ　県庁等への連絡班の派遣
オ　偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

⑴　陸上自衛隊東部方面隊ほか
ア　県庁等への方面現地調整所の開設
イ　地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
ウ　地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

⑵　航空自衛隊第一航空団
ア　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
イ　地上部隊の災害派遣の準備
ウ　浜松基地等の練習機の域外基地への避難
エ　救難機の周辺基地への集中
オ　地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

⑶　航空自衛隊第 11 飛行教育団（静浜基地）
ア　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
イ　地上部隊の災害派遣の準備
ウ　練習機の域外基地への避難
エ　救難機の周辺基地への集中
オ　地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

６　防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

⑴　防災体制の確保
防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

⑵　応急対策の内容
防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。
ア　東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、町や県との情報の共有化
イ　利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
ウ　備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
エ　利用者等の社会的混乱を防止する活動
オ　町及び県が実施する応急対策の連絡調整
カ　東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受け入れ準備
キ　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

⑴　指定地方行政機関

ア　総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ　財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

ウ　厚生労働省東海北陸厚生局

(ｱ)　災害状況の情報収集、連絡調整

(ｲ)　関係職員の派遣準備

(ｳ)　関係機関との連絡調整

エ　農林水産省関東農政局

(ｱ)　情報収集

(ｲ)　関係機関との連絡調整

(ｳ)　農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

オ　農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

カ　林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備

キ　経済産業省関東経済産業局

(ｱ)　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

(ｲ)　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保

(ｳ)　ガスの安定供給に関すること

ク　経済産業省中部経済産業局

(ｱ)　電気の安定供給に関すること

ケ　国土交通省中部地方整備局

(ｱ)　施設対策等

ａ　河川管理施設等の対策等

ｂ　道路施設対策等

ｃ　営繕施設対策等

ｄ　電気通信施設対策等

(ｲ)　災害対策用建設機械等の出勤及び管理

(ｳ)　他機関との協力

(ｴ)　広報

コ　国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

サ　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

(ｱ)　知事に対する東海地震予知情報の通報

(ｲ)　東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

(ｳ)　異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切

な措置を講ずること

⑵　指定公共機関

ア　日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）

(ｱ)　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

(ｲ)　郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報

(ｳ)　郵便物、施設等の被災防止

イ　日本赤十字社静岡県支部

(ｱ)　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

(ｲ)　血液製剤の確保及び供給のための措置

(ｳ)　被災者に対する救援物資の配布

(ｴ)　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(ｵ)　その他必要な事項

ウ　日本放送協会　（静岡放送局）

(ｱ)　地震に関する情報の迅速な伝達

(ｲ)　県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

エ　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

(ｱ)　通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施

(ｲ)　防災関係機関の重要通信の優先接続

(ｳ)　地震発災後に備えた資機材、人員の確保及び配置

オ　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グループ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、２次基地から充填所への LP ガスの配送

カ　日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

キ　中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所

(ｱ)　支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置

(ｲ)　動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請

(ｳ)　地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進

(ｴ)　電気による災害の予防広報の実施

(ｵ)　電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施

(ｶ)　工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

ク　ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

ケ　一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

⑶　指定地方公共機関

ア　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（株式会社大畑、川根ガス株式会社千頭営業所、株式会社長塚石油、平口鉄工所、森下商会）

(ｱ)　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報

(ｲ)　協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

イ　大井川鐵道株式会社

(ｱ)　警戒宣言の伝達、東海地震予知情報

(ｲ)　列車の運転規制

(ｳ)　列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報

ウ　一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

エ　民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社ＦＭ島田）

(ｱ)　報道特別番組の編成

(ｲ)　東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送

(ｳ)　知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

オ　一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会

(ｱ)　救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備

(ｲ)　救護班の派遣又は派遣準備

カ　土地改良区

(ｱ)　地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配

(ｲ)　緊急点検

第２節　情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

１　町

⑴　東海地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の受理、伝達及び周知

ア　県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては総務課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。

なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理、町警戒支部へ伝達するものとする。

イ　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、住民等に伝達するものとする。

ウ　東海地震注意情報及び東海地震予知情報は、ＩＰ告知放送システム、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

⑵　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア　避難の状況

イ　交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ　防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

エ　ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

オ　情報の変容、流言等の状況

カ　住民生活、社会・経済活動等の状況

キ　避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）

ク　消防団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）

ケ　地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

⑶　静岡県地震災害警戒本部等に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）等への報告は、県中部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

ア　避難の状況

イ　町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

２　防災関係機関

⑴　地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。

⑵　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

ア　収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集伝達するものとする。

イ　県警戒本部への報告

県が「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第３節　広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

１　町

⑴　広報事項

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

ア　東海地震注意報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味

イ　主な交通機関運行状況及び道路交通情報

ウ　家庭において実施すべき防災対策

エ　自主防災組織に対する防災活動の要請

オ　学校、保育園等の運営と児童・生徒の引渡し広報

⑵　広報実施方法

ア　ＩＰ告知放送システム、緊急速報メール、インターネット、広報車・消防車等

イ　自主防災組織を通じての連絡

ウ　県に対する広報の要請

２　防災関係機関

⑴　広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。

なお、その主なものは、次のとおりである。

ア　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況

イ　東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

⑵　広報実施の方法

住民等に対する広報は、町警戒本部との連携を密にし、それぞれの機関の責任において報道機関の協力を得て行うものとする。

３　住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各々がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

⑴　緊急警戒放送受信機付ラジオ・テレビ

警戒宣言

⑵　ラジオ・テレビ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等

⑶　ＩＰ告知放送システム、緊急速報メール、インターネット、広報車・消防車

主として、町内の情報、指示、指導等

⑷　携帯電話、スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等

⑸　自主防災組織を通じての連絡

主として、町からの指示、指導、救助措置等

⑹　サイレン・半鐘
　　警戒宣言が発令されたことの伝達

⑺　インターネット
　　地域の情報・指示・指導等

⑻　デジタルサイネージ
　　地域の情報・指示・指導等

第４節　自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

１　東海地震注意情報発表時

町は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

⑴　準備的措置

ア　自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保

イ　警戒宣言発令時の自主防災組織の設営のための資機材、備蓄食料等の確認

ウ　災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ

エ　住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ

オ　東海地震注意情報発表時に、がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

２　警戒宣言発令時

⑴　自主防災組織本部の設営
　　活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

⑵　情報の収集・伝達

ア　町からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ　東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。

ウ　応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

⑶　初期消火の準備
　　可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

⑷　防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

⑸　家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア　家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

イ　落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を施す。

ウ　出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等、出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

エ　備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

オ　診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、診療所での外来診療の受診を控える。

⑹　避難活動

ア　避難行動

⑺　山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、町に報告する。

⑴　自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。

⑼　山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

⑽　避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ　避難生活

⑺　避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

⑴　医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。

⑼　飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

⑺　社会秩序の維持

ア　ラジオ、テレビ、ＩＰ告知放送システム等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ　生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第５節　緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

１　町

⑴　緊急輸送対策の基本方針

ア　町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。

イ　警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。

ウ　地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

エ　警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県中部方面本部と協議し、緊急輸送を行う。

オ　自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、町長は、県に対し必要な措置を要求するものとする。

⑵　緊急輸送の対象となる人員、物資等

ア　防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材

イ　緊急の処置を要する患者

ウ　その他

輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

(ｱ)　食料

(ｲ)　日用品等

(ｳ)　その他緊急に輸送を必要とするもの。

⑶　緊急輸送体制の確立

ア　輸送の方法

(ｱ)　陸上輸送

１次、２次、３次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

(ｲ)　航空輸送

静岡市消防局、県及び県警察のヘリコプターによるほか、県中部方面本部長を通じて、県警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

イ　輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

(ｱ)　町有車両の活用

町有車両を状況に応じ配車する。

(ｲ)　民有車両の借上げ

あらかじめ輸送業者と協定を結び、状況に応じて車両を借上げる。

(ｳ)　県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求

(ｴ)　燃料等の確保のための関係業界への協力要請

燃料等の確保については、事前に関係団体と協定を結び、必要なとき手当する。

⑷　緊急輸送の調整

町、その他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町警戒

本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第１順位　住民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第２順位　防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第３順位　地震発生後の活動の準備のための輸送

２　防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第６節　自衛隊の支援

警戒宣言が発令された場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。

１　災害派遣要求事項

警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。

⑴　航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供

⑵　地震発生直前の現況航空写真の作成

⑶　特定の緊急患者の移送

⑷　防災要員等の輸送

２　県に対する応援要請

町長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請を要求する。

⑴　派遣を希望する理由

⑵　派遣を希望する期間

⑶　派遣を希望する区域及び活動内容

⑷　その他参考となるべき事項

３　地震防災派遣部隊の受入

⑴　町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。

⑵　町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部中部方面本部との連絡調整を行う。

第７節　避難活動

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者等も含む。）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

１　避難対策

⑴　避難対策の基本方針

ア　町が、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下、「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

町内の避難対象地区は、＜第２章平常時対策　第４節地震災害予防対策の推進　８「危険予想地域における災害の予防」＞のとおりである。

イ　避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

ウ　避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

エ　避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

オ　避難対象地区以外の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じ、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

⑵　避難のための指示

ア　指示の基準

町長は、警戒宣言が発せられたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

イ　指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地区の住民等に対し、ＩＰ告知放送システム、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請する。なお、町は必要に応じ、避難指示に関する放送を県に依頼する。

ウ　避難に際しての周知事項

町（消防団を含む。）及び島田警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、避難対象地区にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと等の伝達に努

める。

(ｱ)　避難対象地区の地区名

(ｲ)　出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

(ｳ)　避難経路及び避難先

(ｴ)　避難する時期

(ｵ)　避難行動における注意事項（携行品・服装等）

⑶　警戒区域の設定

ア　警戒区域設定対象地域

町は、警戒宣言が発せられた場合に、避難対象地区のうち、、大規模地震対策特別措置法第 26 条において準用する災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。

イ　警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

⑷　避難の方法

ア　住民の避難

町、自主防災組織があらかじめ協議して定めた避難地に避難するものとする。この場合も、安全な場所を集合場所としてここで人員等を確認し、まとまって避難地に移動する。

イ　病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難

(ｱ)　施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置をとるとともに、従事者に所要の訓練を実施するものとする。町が定めた避難地を避難先とする場合はあらかじめ町長と協議する。

(ｲ)　避難の実施にあたっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また管理者は可能な限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給、又はあっせんを行うものとする。

ウ　保育園、幼稚園、学校の避難

(ｱ)　児童・生徒は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。

(ｲ)　引き渡しができない児童・生徒については、校内等で適切な場所に避難するものとする。

⑸　避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活に配慮するものとする。

⑹　避難状況の報告

ア　町は、自主防災組織及び避難地の管理者等から直接に、又は島田警察署を通じて次の掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次の(ｲ)に関する報告を求めないものとする。

(ｱ)　避難の経過に関する報告は、危険な事態、その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

ａ　避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

ｂ　上記事態に対し、応急的にとられた措置
ｃ　町等に対する要請事項

⑷　避難の完了に関する報告は、避難完了後速やかに行う。
ａ　避難地名
ｂ　避難者数
ｃ　必要な救助、保護の内容
ｄ　町等に対する要請事項

イ　町は、避難状況について県及び島田警察署へ報告する。

２　避難地の設置及び避難生活

⑴　基本方針

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

⑵　避難地の設置及び避難生活

ア　避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ等の危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で、居住する場所を確保できない者とする。

イ　設置場所

⑺　山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。

⑴　原則として公園、学校グラウンド等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

ウ　設置期間

⑺　警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

⑴　避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

エ　避難地の運営

⑺　町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、避難地を運営する。

⑴　避難地には、避難地の運営等を行うために、必要な町職員、消防団員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

⑼　避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

⑽　自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

⑾　ビニールシート、テント、天幕等は、自主防災組織又は各家庭が準備することを原則とする。

⑿　食料、飲料水等の生活必需品は、各人が３日間分の非常持出品を含む１週間分を準備す

ることを原則とする。

(ｷ)　町長は、買い物客、旅行客等で、交通機関の停止等により帰宅不能となった者の避難生活については、交通機関、その他の施設の管理者と十分協議しておくものとする。

(ｸ)　町長は、生活必需品が不足している者に対し、生活必需品のあっせんに努める。

第８節　社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する。

１　予想される混乱

⑴　東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言

⑵　帰宅者による道路の混乱

⑶　電話のふくそう

⑷　避難による混乱

⑸　自動車による道路交通の混乱

⑹　買出し、旅行者等の混乱

２　実施事項

⑴　町長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報等により、各種の混乱の生ずる恐れがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について情報、広報ルート等による呼びかけを実施するものとする。

⑵　物資、物価対策

ア　東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、町警戒本部等を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発する。

イ　生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成 11 年条例第 35 号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

３　島田警察署の実施事項

⑴　警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線付き自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。

⑵　犯罪情報の収集を行う。

⑶　駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。

⑷　集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。

⑸　流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、活発な広報を行う。

⑹　自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。

⑺　放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第９節　交通の確保活動

町は、警戒宣言発令時の交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両及び歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

１　自動車運転者のとるべき措置

⑴　東海地震注意情報発表時

ア　走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

イ　東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

⑵　警戒宣言発令時

ア　走行中の車両は次により行動する。

㈠　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

㈡　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

㈢　駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ　避難のために車両を使用しない。ただし、山間地で避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

２　交通規制の基本方針（県公安委員会）

⑴　東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

ア　不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

イ　警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

ウ　警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

⑵　警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

ア　強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

ウ　東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。

エ　広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに、自動車利用の抑制を図る。

オ　交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

３　交通規制計画（県公安委員会）

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

⑴　町内への一般車両の流入制限

⑵　町内における車両の走行抑制

⑶　緊急交通路等を確保するための措置

ア　緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

イ　町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

４　緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

５　障害物の除去活動

町長は、幹線避難路及び緊急交通路の機能を確保するため指定された道路について、必要に応じ、障害物の除去指示、除去並びに除去のための広報活動を行う。

第10節　地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並

びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、町、県及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

⑴　準備的措置

ア　町は、緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

イ　町は、必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。

ウ　緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、町は県に対して調達又はその準備的措置を要請する。

エ　町は、必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。

オ　町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、住民に対して貯水の励行を呼びかける。

カ　町は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

キ　町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

ク　住民は、備蓄食料・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

１　食料及び日用品の確保

⑴　調達の方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の確保は、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本とする。

ア　警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

イ　町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。

ウ　町は、住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

⑵　警戒宣言発令時に町及び住民・自主防災組織がとる措置

ア　町

㈠　山、がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。

㈡　県に対し緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。

㈢　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

㈣　緊急物資集積場所の開設準備を行う。

イ　自主防災組織及び住民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置

を実施する。また、住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

⑶　警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、住民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

２　飲料水等の確保

町及び住民は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

⑴　町

ア　住民に対して、備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

イ　応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

ウ　給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水機材の点検、始動準備を行う。

エ　水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

オ　応急復旧体制の準備をする。

⑵　住民

ア　備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

イ　携帯容器に貯水し、持出しの準備をする。

ウ　自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

３　医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び住民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後における医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

⑴　医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

ア　町は、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

イ　町は、救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。

ウ　町は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

エ　町は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。

オ　町は、警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

カ　町の救護病院及び仮設救護病院の指定はないため、重症患者については島田市立総合医療センターに搬送する。

⑵　防疫及び保健衛生活動

ア　町

⑺　防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。

⑴　避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

イ　自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

⑶　廃棄物処理

ア　し尿処理

(ｱ)　町は、関係機関との連絡体制等について確認する。

(ｲ)　町は、医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(ｳ)　町は、し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。

(ｴ)　町は、し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

イ　廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

(ｱ)　町は、関係機関との連絡体制等について確認する。

(ｲ)　町は、仮集積場の確認を行う。

(ｳ)　町は、ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11節　町有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、住民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

１　無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

⑴　通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。

⑵　充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。

⑶　保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

２　公共施設等

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、道路、砂防等、工事中の施設等並びに本庁舎、総合支所については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

⑴　道路

ア　町は、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

イ　道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令

後の速やかな交通規制実施の協力等の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

⑵　砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、町・県・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

⑶　工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

⑷　災害応急対策上重要な庁舎

町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下・倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

⑸　水道用水供給施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

⑴　道路

ア　車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。

イ　緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ　災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ　地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ　幹線避難路における障害物除去に努める。

⑵　砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための町・県・住民間の連絡体制を整える。

⑶　工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

⑷　災害応急対策上重要な庁舎

町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下・倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

⑸　水道用水供給施設

溢水等を配慮した安全水位を確保し、送水を継続する。

３　コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

⑴　コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

⑵　重要なデータから順次安全な場所に保管する。

⑶　警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、住民の生活に密接に関係のある防災関係機関が住民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、住民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、住民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

１　東海地震注意情報発表時

⑴　水道（くらし環境課）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

⑵　電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

⑶　通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

⑷　町内金融機関

金融機関、郵便局については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。

また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

⑸　鉄道（大井川鐵道株式会社）

ア　列車の運転規則等

旅客列車については、運行を継続する。

イ　旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

⑹　町営バス（くらし環境課）

ア　平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。

イ　警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

ウ　帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

エ　警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

⑺　道路

ア　平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。

イ　警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

ウ　警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

⑻　診療所（健康福祉課）

ア　災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ　設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて患者の引渡しを実施することができる。

エ　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて患者の移送、引渡しを実施することができる。

⑼　スーパー等

ア　スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。

イ　警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

ウ　営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

２　警戒宣言発令時

⑴　水道（くらし環境課）

ア　飲料水の供給は継続する。

イ　地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに、応急給水の準備を行う。

⑵　電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）

ア　電力の供給は継続する。

イ　地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

⑶　通信（西日本電信電話株式会社 静岡支店、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社）

ア　あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。

イ　このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

ウ　災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

エ　地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員を準備する。

⑷　町内金融機関

ア　金融機関の営業

(ｱ)　営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

ａ　正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。

ｂ　営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

ｃ　現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

ｄ　窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(ｲ)　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

ａ　営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

ｂ　ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

ｃ　ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(ｳ)　営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

(ｴ)　警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。

イ　郵便局の営業

(ｱ)　警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱を行う。

(ｲ)　郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。

(ｳ)　警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する。

(ｴ)　警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常どおりの業務の取扱いを行う。

ウ　保険にかかる措置

警戒宣言が発せられた場合は、保険契約の取扱いは行わないものとする等、適切な応急措置をとらせる。

⑸　鉄道（大井川鐵道株式会社）

ア　列車の運転規制等

列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。

イ　旅客等に対する対応

(ｱ)　警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(ｲ)　滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、町の定める避難地

へ避難させる等必要な措置をとる。

⑹　町営バス（くらし環境課）

ア　バスには、町から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。

イ　警戒宣言が発せられたときは、町が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

⑺　道路

ア　強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

イ　強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

ウ　強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

エ　高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

オ　走行車両は低速走行する。

⑻　診療所（健康福祉課）

ア　救急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

⑼　スーパー等

ア　スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ　顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ　営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第７条第１項第１号から第４号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

１　各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

⑴　東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

⑵　警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

ア　東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

イ　情報収集・伝達手段の確保に関する事項

ウ　施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

エ　施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項

オ　避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項

カ　警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認

キ　その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

⑶　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

ア　東海地震注意情報の内容と意味等

イ　当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容

ウ　冷静な対応の実施

エ　公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報

オ　当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容

カ　警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容

キ　その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

⑷　避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

⑴　警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

⑵　地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

ア　地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制

イ　防災要員の参集連絡方法、参集手段等

⑶　地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

ア　利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項

イ　情報収集・伝達手段の確保

ウ　救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項

エ　施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

オ　設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項

カ　備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項

キ　警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項

ク　商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項

ケ　その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

⑷　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

ア　警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等

イ　当該施設における地震防災応急対策の内容

ウ　公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報

エ　その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

⑸　避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

２　各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

⑴　診療所（健康福祉課）

ア　東海地震注意情報発表時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の１　東海地震注意情報発表時　⑻　診療所に準ずる。

イ　警戒宣言発令時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の２　警戒宣言発令時　⑻　診療所に準ずる。

⑵　スーパー等

ア　東海地震注意情報発表時

⑺　警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。

⑴　警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

⑼　町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。

(ｴ)　食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

イ　警戒宣言発令時

(ｱ)　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により住民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(ｲ)　営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

(ｳ)　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。

(ｴ)　町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。

(ｵ)　食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

⑶　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設（大規模地震対策特別措置法第７条第１項第２号に掲げる施設又は事業所）

ア　東海地震注意情報発表時

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

イ　警戒宣言発令時

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

⑷　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第７条第１項第３号に掲げる事業所）

ア　東海地震注意情報発表時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」１　東海地震注意情報発表時　⑸　鉄道、⑹　町営バスに準ずる。

イ　警戒宣言発令時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」２　警戒宣言発令時　⑸　鉄道、⑹　町営バスに準ずる。

⑸　学校・幼稚園・保育所

町教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は保育所に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して、児童・生徒の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、児童・生徒の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

児童・生徒の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、児童・生徒の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。

ア　東海地震注意情報発表時

児童・生徒が在校・在園（所）中の場合、各学校等は、次の措置を講ずる。

(ｱ)　避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、児童・生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

(ｲ)　避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園（所）者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは児童・生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、児童・生徒等の安全確保のために必要な対策の準備をする。

(ｳ)　家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

イ　警戒宣言発令時

(ｱ)　児童・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、児童・生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。

(ｲ)　家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

⑹　社会福祉施設

ア　東海地震注意情報発表時

(ｱ)　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(ｲ)　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ａ　家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認等の準備的措置

ｂ　家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認等の準備的措置

イ　警戒宣言発令時

(ｱ)　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

(ｲ)　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ａ　家族等への引渡し

ｂ　家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

⑺　その他の施設又は事業

ア　道路

(ｱ)　東海地震注意情報発表時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の１　東海地震注意情報発表時　⑺　道路に準ずる。

(ｲ)　警戒宣言発令時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の２　警戒宣言発令時　⑺　道路に準ずる。

イ　水道

⑺　東海地震注意情報発表時

第 12 節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の１　東海地震注意情報発表時　⑴　水道に準ずる。

⑴　警戒宣言発令時

第 12 章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の２　警戒宣言発令時　⑴　水道に準ずる。

第14節　町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

１　東海地震注意情報発表時

⑴　各施設が共通して定める事項

ア　東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達

イ　東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立

ウ　施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置

エ　施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

⑵　施設の特性に応じた主要な個別事項

学校等、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 13 節の規定に準ずる。

ア　学校等

⑺　児童・生徒の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

⑴　住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

イ　社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

ウ　水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

２　警戒宣言発令時

⑴　各施設が共通して定める事項

ア　東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達

イ　地震防災応急対策を実施する組織の確立

ウ　避難誘導等、利用者等の安全確保措置

エ　消防、水防等の事前措置

オ　応急救護

カ　施設及び設備の整備及び点検

キ　防災訓練及び教育、広報

⑵　施設の特性に応じた主要な個別事項

学校等、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 13 節の規定に準ずる。

ア　学校等

㈠　児童・生徒の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

㈡　住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

イ　社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

ウ　水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

第５章　災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び住民等の災害応急対策について定める。

第１節　防災関係機関の活動

地震発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに町警戒本部との関連について定める。

１　町

⑴　川根本町災害対策本部の設置

ア　町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、川根本町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置する。

イ　事務の継続性の確保

町警戒本部から町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

⑵　職員動員及び配備

ア　予知型大地震発生時の動員体制

(ｱ)　町災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部員は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、災害応急対策にあたる。

(ｲ)　災害対策要員は、あらかじめ定められた配備計画に基づき、直ちに所定の場所に赴き、その任にあたる。

(ｳ)　町災害対策本部は、地震発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

イ　突発型大地震発生時の動員体制

町内に突然大地震が発生した場合、速やかに救助態勢（全職員）による動員配備を行い、災害対策活動を実施するものとする。

(ｱ)　勤務時間内における配備

各班長は、救助態勢が発令されたときは、あらかじめ定めた職員を速やかに各班ごとに配備し、災害対策活動を命令するものとする。

(ｲ)　勤務時間外における動員

勤務時間外に大地震が発生し、交通機関の途絶等により町災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、次の要領で自主的に非常参集した職員により本部編成を行い、初動態勢をとるものとする。

ウ　職員の参集

(ｱ)　職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後に町災害対策本部に参集する。

(ｲ)　職員は町災害対策本部に参集する際に、情報の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。

(ｳ)　交通機関の途絶等により町災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの公共施設に参集し、交通機関等が復旧するまで、そこにおいて救援活動に従事する。なおその場合、職員はできる限り速やかに町災害対策本部にあらゆる方法を用い連絡をとるよう努め、被害

状況等の情報交換を行い今後の方策を立てるものとする。

エ　責任者への報告

参集した職員は、責任者に直ちに収集した情報の報告を行った後、必要な業務を実施する。

オ　業務の実施

(ｱ)　責任者は、職員の参集状況を把握し、速やかに本部長（本部長が欠ける場合は、代理者）に報告する。

(ｲ)　職員の参集遅延により必要な初動態勢がとれない場合、又は災害状況の変化により必要と認めた場合は、いち早く参集した職員が初動態勢に必要な本部業務を行うものとする。

⑶　町災害対策本部の所掌事務

町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア　地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

ウ　消防、水防その他の応急措置

エ　「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入

オ　被災者の救助、救護、その他の保護

カ　施設及び設備の応急の復旧

キ　防疫その他の保健衛生

ク　避難指示又は警戒区域の設定

ケ　緊急輸送の実施

コ　被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

サ　県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携

シ　自主防災組織との連携及び指導

ス　ボランティアの受入れ

２　静岡県警察（島田警察署）

⑴　情報の収集・提供

⑵　救出・救護

⑶　死体の検死及び検分

⑷　避難指示の伝達、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持

⑸　警戒区域の防犯パトロール

⑹　社会秩序維持等のための取り締まり等

⑺　交通路、避難路、緊急輸送路の確保

３　静岡市消防局

町災害対策本部と、緊密な連携をとるものとする。

⑴　消防体制・配備に関すること

⑵　救助及び救急体制に関すること

⑶　地域住民等への避難指示の伝達

⑷　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

⑸　火災予防の広報及び火災発生時の消火活動
⑹　水防活動における救助・救急に関すること
⑺　被災者の救助・救急
⑻　被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
⑼　その他地震災害拡大防止のための措置

４　町消防団

町消防団は、特に次の事項を重点的に実施する。

⑴　消防団本部
ア　被害状況等の情報の収集と伝達
イ　消火活動、水防活動及び救助活動
ウ　住民等への避難指示の伝達
エ　火災予防の広報

⑵　消防団
ア　被害状況等の情報の収集と伝達
イ　消火活動、水防活動及び救助活動
ウ　一次避難地の安全確保及び避難路の確保
エ　住民等の避難地への誘導
オ　危険区域からの避難の確認
カ　自主防災組織との連携、指導、支援

５　指定地方行政機関

（共通対策編第１章総則第２節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

６　指定公共機関

（共通対策編第１章総則第２節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

７　指定地方公共機関

（共通対策編第１章総則第２節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第２節　情報活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第４節「通信情報計画」＞に準ずる。

第３節　広報活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第５節「災害広報計画」＞に準ずる。

第４節　緊急輸送活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第19節「輸送計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第５節　広域応援要請

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第３節「動員・応援・受援計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第６節　災害の拡大及び二次災害防止活動

１　消防活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第23節「消防計画」＞に準ずる。

２　水防活動

川根本町水防計画の定めるところによる。

３　人命の救出活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第７節「避難救出計画」＞に準ずる。

４　被災建築物等に対する安全対策

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

５　災害危険区域の指定

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

第７節　避難活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第７節「避難救出計画」＞に準ずる。

第８節　社会秩序を維持する活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 18 節「社会秩序維持計画」に準ずる。＞

第９節　交通の確保対策

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 20 節「交通応急対策計画」＞に準ずる。

第10節　地域への救援活動

日常の生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、町、自主防災組織、住民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第９節「食料供給計画」及び第 10 節「衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画」＞に準ずる。

２　給水活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 11 節「給水計画」＞に準ずる。

３　燃料の確保

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 10 節「衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画」＞に準ずる。

４　医療救護活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 13 節「医療・助産計画」＞に準ずる。

５　し尿処理

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

６　廃棄物（生活系）処理

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

７　災害廃棄物処理

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

８　防疫活動

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 14 節「防疫計画」＞に準ずる。

９　遺体の捜索及び措置

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 16 節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」＞に準ずる。

10　応急住宅の確保

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 12 節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

11　ボランティア活動への支援

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 25 節「ボランティア活動支援計画」＞に準ずる。

第11節　学校における災害応急対策及び応急教育

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 21 節「応急教育計画」＞に準ずる。

第12節　被災者の生活再建等への支援

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第 22 節「社会福祉計画」＞に準ずる。

第13節　町有施設及び設備等の対策

＜第１編共通対策編　第3章災害応急対策計画　第32節「町有施設及び設備等の対策」＞に準ずる。

第14節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策

住民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

１　水道（くらし環境課）

⑴　災害発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。

⑵　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

⑶　配管の仮設、給水車等による応急給水に努める。

⑷　医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

２　電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）

⑴　電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。

⑵　電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。

⑶　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

⑷　電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

⑸　水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

３　ガス

⑴　LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

⑵　LP ガスの施設の安全点検を実施する。

⑶　避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。

⑷　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

４　通信

⑴　西日本電信電話株式会社（静岡支店）

ア　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(ｱ)　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆

電話を設置する。

⑷　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービス、災害用音声お届けサービスを提供する。

⑺　防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。

イ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

ウ　通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

⑵　株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店）

ア　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

⑺　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

⑷　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。

イ　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

ウ　通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

５　放送（日本放送協会、民間放送会社）

⑴　放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。

⑵　応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。

⑶　臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

６　市中金融

⑴　被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。

⑵　災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

⑶　財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。

ア　必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等

イ　預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い

ウ　被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

７　鉄道（大井川鐵道株式会社）

⑴　不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める.

⑵　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。

⑶　早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

８　道路（国、県、町）

⑴　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。

⑵　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。

⑶　道路管理者は、道路の応急復旧のため、建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。

⑷　道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会（県警察）に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第15節　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前２節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

１　各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

⑴　災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項

ア　災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制

イ　防災要員の参集連絡方法、参集手段等

⑵　出火防止措置、消防用施設等の点検

⑶　その他必要な災害応急対策に関する事項

２　各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

⑴　診療所、スーパー等

ア　患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ　地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

ウ　診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

⑵　石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

⑶　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

⑷　学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする児童・生徒の保護、移動が不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

⑸　水道、電気及びガス事業

ア　水道（くらし環境課）

水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ　電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

ウ　ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

⑹　貯木場

貯木の流出防止措置を講ずる。

⑺　道路

避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第６章　復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第１節　防災関係機関の活動

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については町災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

１　町

⑴　川根本町震災復興本部の設置

町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、川根本町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。

⑵　町復興本部と町災害対策本部との併設

町復興本部は町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

⑶　町復興本部の所掌事務

町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア　町震災復興計画の策定

イ　震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ　県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ　静岡県震災復興基金への協力

オ　相談窓口等の運営

カ　民心安定上必要な広報

キ　その他の震災復興対策

⑷　町災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、町災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

⑸　防災会議の開催等

ア　町復興本部が設置された場合、必要に応じ、町防災会議を開催し、復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。

イ　招集される町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

ウ　町防災会議は、町復興本部との調整を図るものとする。

２　静岡県警察（島田警察署）

⑴　社会秩序を維持する活動

本編第４章地震防災応急対策　第８節「社会秩序を維持する活動」３　島田警察署の実施事項に準じた活動を行う。

⑵　交通の確保対策

本編第５章災害応急対策　第９節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

３　指定地方行政機関

⑴　総務省東海総合通信局

ア　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

イ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

ウ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

⑵　財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア　被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

⑶　厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）

ア　復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

イ　労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置

ウ　離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

⑷　農林水産省関東農政局

ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

イ　応急用食料・物資の支援に関すること

ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること

エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること

カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること

キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること

ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

ケ　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

コ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

サ　被害農業者に対する金融政策に関すること

⑸　農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

⑹　林野庁関東森林管理局

町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給

⑺　経済産業省関東経済産業局

ア　商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集

イ　中小企業の復旧・復興資金の融通

ウ　生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導

エ　ガスの安定供給に関すること

⑻　経済産業省中部経済産業局

ア　電気の安定供給に関すること

⑼　国土交通省中部地方整備局

ア　管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ　復旧・復興事業に関する広報を実施する。

⑽　国土交通省中部運輸局

ア　陸上輸送に関すること

㈠緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置

㈡県からの要請に対する車両等の調達のあっせん

イ　海上輸送に関すること

㈠県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

㈡県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

⑾　国土地理院中部地方測量部

ア　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。

イ　地理情報システムの活用を図る。

ウ　位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

⑿　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む）等の発表又は通報並びに解説

⒀　環境省関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

⒁　環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

⒂　防衛省南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

４　指定公共機関

⑴　日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）

ア　被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

ウ　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

エ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

オ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

⑵　日本赤十字社静岡県本部

ア　義援金の募集・義援金配分委員会への参加

イ　協力奉仕者の連絡調整

⑶　日本放送協会（静岡放送局）

ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施

エ　県外疎開者を対象とした震災関連番組の放送の実施

⑷　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店）

ア　施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

⑸　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、２次基地から充填所への LP ガスの配送

⑹　日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）

復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

⑺　中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所

ア　変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

⑻　一般社団法人日本建設業連合会中部支部

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

５　指定地方公共機関

⑴　一般社団法人静岡県 LP ガス協会（株式会社大畑、川根ガス株式会社千頭営業所、株式会社長塚石油、平口鉄工所、森下商会）

必要に応じ、代替燃料の供給に協力する。

⑵　大井川鐵道株式会社

ア　鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

⑶　一般社団法人静岡県トラック協会

復旧・復興事業に係る車両の確保及び運行

⑷　民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社ＦＭ島田）

ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施

エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

⑸　土地改良区

ア　管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する.

ウ　復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

⑹　公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

⑺　一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第２節　激甚災害の指定

＜第１編共通対策編　第４章復旧・復興対策　第３節「激甚災害の指定」＞に準ずる。

第３節　震災復興計画の策定

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者等の多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

１　計画策定の体制

町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする川根本町震災復興計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

２　計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、農山村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

３　計画の基本方針

計画策定に当たっては、町の総合計画等との調整を図るものとする。

４　計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

５　国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第４節　復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

１　予算の編成

⑴　基本方針

復旧・復興事業を迅速かつ的確に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

⑵　予算の執行方針及び編成方針等

ア　財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

(ｱ)　復旧・復興事業
(ｲ)　震災復興基金への出損金及び貸付金
(ｳ)　その他

イ　発災年度の予算の執行方針の策定
　緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ　予算の編成方針の策定
　復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

２　復興財源の確保

⑴　基本方針

ア　災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。

イ　復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

⑵　財源の確保

ア　地方債の発行
　復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。
(ｱ)　災害復旧事業債
(ｲ)　歳入欠かん等債
(ｳ)　その他

イ　その他の財源確保策
　復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第５節　震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金の設立に協力する。

１　震災復興基金の設立

⑴　町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

⑵　町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第６節　復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点

をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

１　復旧計画の策定

⑴　基本方針

ア　被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。

イ　そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

⑵　被害状況の把握及び復旧計画の策定

ア　町

(ｱ)　被害調査の報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

(ｲ)　復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

イ　防災関係機関

(ｱ)　状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

(ｲ)　復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

２　基盤施設の復旧

⑴　基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

⑵　復旧事業の実施及び復旧完了予定時期の明示

ア　町

(ｱ)　復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(ｲ)　復旧完成予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

(ｳ)　地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

イ　防災関係機関

(ｱ)　復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(ｲ)　復旧完成予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第７節　農山村の復興

被災した農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

１　農山村復興計画の策定

⑴　基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、農山村の復興方針を定めた農山村復興計画を策定する。

⑵　農山村復興計画の策定

農山村の復興方針を定めた農山村復興計画を策定する。

２　農山村の復興

⑴　基本方針

農山村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

⑵　町の実施事項

ア　被害状況の把握

各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

イ　集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

ウ　集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

エ　集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第８節　被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、住民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

１　恒久住宅対策

⑴　基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

⑵　公的住宅の供給等

ア　住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

イ　県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

ウ　災害公営住宅等の供給

㈠　公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

㈡　買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を促進する。

㈢　特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

エ　住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

２　災害弔慰金等の支給

⑴　基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

⑵　支給対象者及び支給方法

ア　支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

イ　支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

３　被災者の経済的再建支援

＜第１編共通対策編　第４章復旧・復興対策　第４節「被災者の生活再建支援」＞に準ずる。

４　雇用対策

⑴　基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

⑵　再就職支援

ア　雇用維持の要請

町は、県とともに町内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

イ　離職者に対する生活支援の要望

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

ウ　再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。

(ｱ)　きめ細かな職業相談の実施

(ｲ)　職業訓練、能力開発の実施

(ｳ)　合同就職説明会等の開催

(ｴ)　求人開拓の実施

(ｵ)　公共事業を通じた雇用の場の確保

エ　相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

５　要配慮者の支援

⑴　基本方針

ア　高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

イ　生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、メンタルケア等の精神的支援策を実施する。

⑵　支援方法等

ア　被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ｱ)　要配慮者の被災状況及び生活実態

(ｲ)　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ　一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。

ウ　福祉サービスの拡充

(ｱ)　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

(ｲ)　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

(ｳ)　被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

エ　健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理、栄養指導等を実施する。

６　生活再建支援策等の広報・ＰＲ

⑴　基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を町広報等の活用により積極的に行う。

⑵　生活再建支援策の広報・ＰＲ

町は、「広報かわねほんちょう」等を活用し、震災関連情報の広報・ＰＲを行う。

７　相談窓口の設置

⑴　基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

⑵　相談窓口業務

ア　相談窓口等の開設

(ｱ)　発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

(ｲ)　相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

イ　相談窓口等の業務の遂行

(ｱ)　電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

(ｲ)　県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

ウ　相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

８　保険の適用

⑴　地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第９節　地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

１　産業復興計画の策定

⑴　基本方針

経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

⑵　産業復興計画の策定

町は、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

２　中小企業を対象とした支援

⑴　基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

⑵　中小企業の被災状況の把握

町は、県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

⑶　事業の場の確保

町は、事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

⑷　支援制度・施策の周知

町は、中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

３　農林業者を対象とした支援

⑴　基本方針

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

⑵　農林業者の被災状況の把握

町は、農林業者の被災状況調査を県と連携し実施する。

⑶　支援制度・施策の周知

町は、農林業者を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

４　地域全体に影響を及ぼす支援

⑴　基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

⑵　イベント・商談会等の実施

町は県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。

⑶　誘客対策の実施

町は県や関係団体等と連携し、必要に応じ、誘客対策を実施する。

川根本町地域防災計画

風水害対策編

令和７年４月

川根本町防災会議

目　次

第１章　総則 1

第１節　過去の顕著な災害 1
１　風水害 1
２　土石流・地すべり・がけ崩れ 2
第２節　予想される災害と地域 3
１　風水害 3
２　土石流・地すべり・がけ崩れ 3

第２章　災害予防計画 5

第1節　総則 5
第2節　河川災害予防計画 5
１　河川の特徴 5
２　河川の治水対策 5
３　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 6
４　連絡体制の構築 7
第３節　道路・橋りょう災害防除計画 7
第４節　土砂災害防除計画 8
１　土砂災害対策 8
２　砂防事業 8
３　地すべり対策事業 8
４　急傾斜地崩壊対策事業 8
５　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用 9
６　土砂災害防止法の施行 9
７　その他のソフト対策 11
第５節　山地災害防除計画 11
１　山地災害対策 11
２　治山事業 11
３　総合的な山地災害対策 12
第６節　林道災害防除計画 12
第７節　農地災害防除計画 12
１　ため池等整備事業 12
２　農地保全事業 12
３　たん水防除事業 12
第８節　倒木被害防除計画 13
第９節　盛土災害防除計画 13
第10節　避難情報の事前準備計画 13
１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 13
２　住民への周知・意識啓発 14

第11節　避難誘導体制の整備計画 14
第12節　防災知識の普及計画 15
第13節　自主防災活動 15

第３章　災害応急対策計画 16

第１節　指定水防管理団体・水防機関 16
１　指定水防管理団体 16
２　水防機関 16
第２節　水防管理団体の水防計画 16
第３節　水防組織及び非常配備体制 17
１　町水防本部 17
２　町災害対策本部 17
３　非常配備体制 17
第４節　水防に関する予警報 17
１　「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置 17
２　水位周知河川における水位到達情報 18
３　道路の通行規制に関する情報 18
第５節　情報収集・伝達 18
第６節　広報活動 18
第７節　水防信号及び水防標識 18
第８節　避難のための立退 18
第９節　重要水防箇所 18
第10節　水防用資機器材及び設備の整備運用並びに輸送 19

第１章　総則

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、町民の生命、身体及び財産を風水害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、＜第１編共通対策編　第４章復旧・復興対策＞によるものとする。

章	記載内容
第１章　総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第３章　災害応急対策計画	指定水防管理団体・水防機関、水防管理団体の水防計画、水防組織及び非常配備体制、水防に関する予警報、情報収集・伝達、広報活動、水防信号及び水防標識、避難のための立退、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第１節　過去の顕著な災害

１　風水害

大雨や強風等の風水害は、最も発生するおそれの高い災害である。当町を流れる大井川は、日本屈指の急流河川で、これまで多くの災害を引き起こしてきた。

大井川上流は、県下では天城山付近と並んで降水量が多い地域であり、中上流部山地は地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因となっている。

近年は、堤防整備等の治水工事や治水ダム建設、水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。以下に、当町における近年の顕著な水害について示す。

発生年月日	災害種	川根本町における気象状況等	主な被害状況
平成３年９月 19 日	台風 18 号 秋雨前線	日降水量 260 ㎜ 日最大１時間降水量 36.0 ㎜	建設中の長島ダムの「仮締切」が半壊 NTT のケーブルの切断により、市外通話が不能 床上浸水 52 戸、床下浸水 18 戸 大井川鉄道の寸断　等
平成 15 年８月８～９日	台風 10 号	日降水量 233 ㎜（９日） 日最大１時間降水量 30.0 ㎜（９日）	大井川増水　等
平成 21 年 10 月８日	台風 18 号	日降水量 112.0 ㎜ 日最大１時間降水量 36.5 ㎜ 最大瞬間風速 10.9m	国・県・町道等で倒木や路肩決壊が多発、一部通行不能、300 戸が停電　等

発生年月日	災害種	川根本町における気象状況等	主な被害状況
平成 23 年7月 19 日 ～20 日	台風6号	24 時間降水量 414.5 ㎜ （19 日、1976 年以降最大） 最大１時間降水量 54.0 ㎜（20 日） 最大瞬間風速 9.3m（20 日） 洪水警報、土砂災害警戒情報の発表	一部道路において崩土による通行止め 大井川増水　等
平成 23 年9月2日 ～4日	台風 12 号	最大１時間降水量 50.5mm（４日） ８月 31 日～５日までの総降水量 814.0 ㎜ 土砂災害警戒情報の発表 554 世帯 1,532 人に避難勧告発令。 内、177 世帯 363 人が避難（本町で初の避難勧告発令）	島田川根線において倒木 一部道路の通行止め 大井川増水　等
平成 23 年9月 19 日 ～21 日	台風 15 号	日降水量 374.0 ㎜ （21 日、年の極値更新） 最大１時間降水量 62.0 ㎜ （21 日、９月の極値更新） 最大 24 時間降水量 399.5 ㎜ （21 日、９月の極値更新） 最大瞬間風速 14.2m 暴風警報、洪水警報の発表 避難準備情報の発令	島田川根線、国道 362 号、国道 473 号において倒木 国道 473 号において崩土 一部道路の通行止め 大井川増水 一部家屋の浸水被害 崩土等の道路寸断により集落孤立　等
平成 24 年6月 19 日 ～20 日	台風４号	日降水量　250.0mm （19 日、６月の極値更新） 土砂災害警戒情報、洪水警報の発表	一部地域で停電
令和２年７月３日 ～１１日	令和２年 ７月豪雨	期間累計雨量　842.5 ㎜ ６日　236.5 ㎜ 最大水位　川根大橋　3.44m 中徳橋　2.61m 長島ダム最大放流量　842.87㎥ 大雨警報、土砂災害警戒情報の発表 避難準備情報の発令	林道坂京河内線、町道坂京線、林道南赤石線において、崩土や倒木による一部通行止め
令和４年９月２３日～ ２４日	台風１５号	最大１時間降水量 94.0 ㎜ 最大 24 時間降水量 359.0 ㎜ 連続降水量 346.0 ㎜ 大雨警報、土砂災害警戒情報の発表 高齢者等避難の発令	町内道路において、倒木・崩土による一部通行止め多数 人的被害　死者１ 物的被害　全壊 1、半壊２ 床下浸水５

※日降水量：日付を区切りとし、当日の０時 01 分～24 時 00 分までの 24 時間降水量
※24 時間降水量：任意の時刻から 24 時間の降水量
出典：静岡地方気象台、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、広報かわねほんちょう

２　土石流・地すべり・がけ崩れ

大雨による災害は洪水だけでなく、土石流や地すべり、がけ崩れ等の災害が発生する危険性がある。大井川流域の地質は、中生代白亜紀の四万十層や第三紀層の瀬戸川層が帯状に配列され、砂岩や泥岩から構成されている。

また、中央構造線と糸魚川ー静岡構造線に挟まれていることから、地殻変動や風化を受けて非常に脆弱な地質で、上流域からの土砂流出が多く、特に上中流域は標高が高く気温の較差が大きいことから風化が顕著であり、降水量も多いことから崩壊地が拡大している。

当町を通過している大井川鐵道の沿線では、これまで土砂崩れを数度経験している。近年では、

平成 15 年８月 17 日に大井川鐵道の神尾駅付近で大規模斜面崩落が発生し、約 10,000m^{3}の崩落土砂が大井川鐵道の線路敷を覆い、一部土砂は大井川まで流出し、交通機関が寸断された。

また、平成 22 年の８月には、井川線・川根両国～沢間間で土砂崩れが発生し、一部区間においてバス代行輸送が実施された。令和４年台風第 15 号による豪雨により、大井川鐵道本線においては全線で運転を見合わせる事態となった。現在においても土砂撤去等の見込みがたたず、川根温泉笹間渡駅～千頭駅間で運転見合わせとなっている。さらに、令和６年９月には、寸又峡プロムナードコース内において落石があり一時 33 人が孤立状態となったが、夕方までに全員がヘリで救助された。

なお、町内での土砂災害による人的被害は、近年の砂防事業等の進捗により発生していない。

参考：日本地すべり学会、大井川鐵道株式会社

第２節　予想される災害と地域

１　風水害

当町の平均年間降水量は、2,500～3,000 ㎜であり、全国平均約 1,700 ㎜よりも多い。

現在は、国・県・町が管理する河川では治水や治山事業等の工事が行われ、また、治水ダムである長島ダムにより災害への安全性は向上しているが、河床勾配が急な地形的特徴や河床の上昇等の影響から、特に大井川においては台風や集中豪雨等によって浸水被害が発生しやすい状況にある。特に近年は、局地的な降雨の発生が増加傾向にあり、河川の急速な水位上昇による越水や溢水にも注意が必要である。

また、季節的には初夏から秋にかけて台風や前線の影響で大雨、洪水、暴風等による災害が発生しやすいため注意が必要である。

【町内の河川】

種別	河川数	河　川　名
一級河川	16	大井川、川根境川、下泉河内川、中津川、川根長尾川、水川川、榛原川、小長井河内川、寸又川、関の沢川、横沢川、栗代川、大間川、平野沢、湯沢、奥湯沢
準用河川	21	サワガレ沢川、杉沢川、桃沢川、田原沢川、柿間沢川、神谷沢川、ホンタリ沢川、ミコノ上沢川、清水沢川、坂京河内川、三ツ野沢川、神光寺沢川、筒沢川、椿沢川、沢奥沢川、門前川、大間沢川、本沢川、幡住川、幡住川派川、島沢川

注）町内に二級河川はない。　　出典：静岡県河川指定調書（平成 25 年４月 30 日現在）

２　土石流・地すべり・がけ崩れ

当町は、町域の約９割が森林で傾斜地が多く、現在、砂防指定地が 23 箇所あるほか、急傾斜地崩壊危険区域が 17 箇所及び土砂災害警戒区域が 260 箇所、土砂災害特別警戒区域が 227 箇所（いずれも令和３年１月現在）指定されている。

大井川上流部の地域では、地質が弱いため、降雨による土砂崩れ等がたびたび発生し、道路の寸断により、災害の規模を大きくする原因ともなっている。

また、指定外の地区においても、山麓や渓流沿いの住宅では崖崩れ、地すべり、土石流等の災

害の危険を有しており、今後、大雨時あるいは降雨が連続する梅雨期、地震等には十分な警戒が必要である。

【土砂災害防止法区域指定･箇所状況】　（カ所）

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地すべり	急傾斜	計	土石流	地すべり	急傾斜	計
55	10	195	260	34	-	193	227

出典：県砂防課（令和３年１月現在）

第２章　災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節　総則

- 町及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 町及び県は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 町及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 町及び県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節　河川災害予防計画

１　河川の特徴

当町は町のほぼ中央を北から南に大井川が流れ、そこに寸又川、榛原川、水川川、川根長尾川等、数多くの河川が流れ込んでいる。

大井川には発電及び洪水調整のためにダムが設けられ、現在では台風等による集中豪雨時でも溢水することはほとんどなくなった。中小河川は、いずれも流れが急で、流路が狭小であるため、集中豪雨等により出水し、災害が発生しやすい状況にある。

こうした災害を未然に防止するためにも堤防、護岸等の整備、堆積土砂の除去、しゅんせつ、狭窄部の拡幅整備等が必要である。

また、水防関係者は、随時河川堤防、その他水防に影響ある工作物を監視することはもちろんのこと、気象台の予報により異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置を取る必要がある。

２　河川の治水対策

⑴　一級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修の促進を積極的に働きかけるものとする。

⑵　準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進するものとする。

⑶　普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業等の他事業との調整を図り、計画的に整備を推進するものとする。

⑷　既に整備がなされている区間についても、平常から巡視を行い、河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは、すみやかに補修工事を行うものとする。

３　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

⑴　町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

⑵　町は、本計画において、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合には、名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（資料編 22-2）浸水想定区域に係る要配慮者利用施設

⑶　町長は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑷　事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

⑸　要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア　浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

　また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

エ　町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

４　連絡体制の構築

当水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第３節　道路・橋りょう災害防除計画

災害時における交通の確保は、応急対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため極めて重要である。そこで、道路、橋梁等については、災害防除事業を実施するとともに、随時安全点検を行い、危険箇所の解消を図る。

⑴　道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

ア　幹線道路網の整備

国道 362 号、国道 473 号、主要地方道川根寸又峡線、県道接岨峡線等の崩落危険箇所や狭隘箇所、曲折箇所等の解消について、国・県及び静岡市に要望する。

イ　町道等の整備

町道については、補助事業等により拡幅、改良、舗装等を推進するとともに、一部路線については、県施工の過疎代行事業の計画改良を進め、その他の町道についても計画的に整備を図り、基幹道路に接続する集落間交通網の確立を推進する。

さらに、山間の道路は、豪雨や台風によって土砂崩れや落石等の災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工等の対策を実施するものとする。

ウ　橋梁の整備

橋梁の長寿命化及び耐震補強を推進する。

⑵　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

⑶　町及び県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第４節　土砂災害防除計画

１　土砂災害対策

本町は、地形的に急峻な山地やがけが多い上に、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜の崩壊）危険箇所が多数存在している。

このため、土砂災害から住民の生命と財産を守るため、平素から危険予想箇所を把握し、パトロールを実施するものとする。

また、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、迅速かつ適切な避難指示等に係る対策の整備や防災情報の提供等のソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

２　砂防事業

県は、土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調整を図るために、砂防設備の整備を実施するものとし、町は県と連携を図りながら事業を推進する。

⑴　砂防事業

町は、国や県と連携を図り、砂防えん堤、渓流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。

⑵　災害関連緊急砂防事業

風水害、震災等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、町は、国や県と連携を図り、緊急に砂防設備の整備を実施する。

３　地すべり対策事業

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施するものとし、町は県と連携を図りながら事業を推進する。

⑴　地すべり対策事業

町は、国や県と連携を図り、地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

⑵　災害関連緊急地すべり対策事業

風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、町は、国や県と連携し、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

４　急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊防止施設等の整備を実施するものとし、町は国や県と連携を図り事業を推進する。

⑴　急傾斜地崩壊対策事業

町は、国や県と連携し、法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

⑵　災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大のおそれがある場合、町は国や県と連携し、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

５　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

⑴　土砂災害警戒情報の提供と活用

ア　県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル４に相当）を発表する。

イ　町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

ウ　町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

エ　町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

⑵　土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町長が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

６　土砂災害防止法の施行

⑴　土砂災害警戒区域等の指定、公表

ア　県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

イ　県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

⑵　土砂災害特別警戒区域における規制等

ア　県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するも

のを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

イ　県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

⑶　町地域防災計画

ア　町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ｱ)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(ｲ)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ｳ)　災対法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ｴ)　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

（資料編 22-1）土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設

(ｵ)　救助に関する事項

(ｶ)　(ｱ)～(ｵ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ　町防災会議は、町地域防災計画において前項(ｴ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

⑷　要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア　土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

エ　町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

⑸　住民への周知

ア　町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び

避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ　県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする

⑹　避難指示等の解除

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

⑺　事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害認定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

７　その他のソフト対策

⑴　土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

⑵　「土砂災害に対する防災訓練」の実施

町は県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第５節　山地災害防除計画

１　山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

２　治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止軽減を図る。

３　総合的な山地災害対策

町は、県等と連携して、毎年度、６月１日～15 日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

また、町は、山地災害危険地区の情報を住民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して、地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第６節　林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められているほか、近年の都市住民の森林への関心の高まりにより、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急カーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあることから、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第７節　農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、農地防災工事等により、災害に強い農山村づくりを目指す。

１　ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

また、防災重点農業用ため池について、定期的に点検（定期点検の頻度：１回／年、定期点検を行うもの：ため池の管理者）を行い、決壊の危険性を早期に把握し、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図るものとする。

２　農地保全事業

農地保全事業は、農地面積が小さく急傾斜が多いなど、農業を営むための地理的条件が平坦地域と比べて不利な中山間地域等の農地や農業用施設を自然災害から守るための事業である。

町は、これらの農地の保全を図るため、県等と連携し、崩落を防止するために行う排水路及びこれらに付帯する農道の整備を図るものとする。

３　たん水防除事業

この事業は、多量の降雨により排水量が増加し自然排水が不能となるなど、排水条件の悪化した地域に対しあらかじめ排水機、排水樋門等の防止施設を設置して、予想される被害を未然に防止する事業である。

町は、国や県と連携し、豪雨等により農地に冠水被害が生じないよう、排水機場の計画的な整備と維持管理に努めるものとする。

第８節　倒木被害防除計画

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な移設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第９節　盛土災害防除計画

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第10節　避難情報の事前準備計画

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

⑴　町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

⑵　町は、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

２　住民への周知・意識啓発

⑴　町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上階層に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

⑵　町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

⑶　町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節　避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節　防災知識の普及計画

原則として、共通対策編　第２章　災害予防計画　第４節　防災知識の普及計画、第２章　災害予防計画　第６節　住民の避難体制に準ずる。

加えて、町は、国や県等の関係機関の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

①浸水想定区域、避難場所、避難路など水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に避難を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

②土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

③山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第13節　自主防災活動

（共通対策編　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の防災活動」に準ずる。）

第３章　災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管下各河川による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編　第３章　災害応急対策計画」による。

第１節　指定水防管理団体・水防機関

１　指定水防管理団体

指定水防管理団体は「川根本町水防計画書」（第１章）、（第２章）、（第３章）、（第４章）に定めるところによる。

なお、指定水防管理団体が管理する主要な河川は以下のとおり。

管理団体名	主要河川名
川根本町	大井川、大間川、寸又川

２　水防機関

水防業務を処理する水防の機関は、静岡市消防局及び消防団をもって充てる。

第２節　水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、本計画においておおむね次の事項について定めるものとする。

⑴　水防組織
⑵　避難
⑶　決壊等の通報及び決壊後の処置
⑷　重要水防箇所
⑸　ダム、水こう門等及びその操作
⑹　水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送
⑺　通信連絡
⑻　気象庁が行う予報及び警報とその措置
⑼　判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報
⑽　水防活動
⑾　協力応援
⑿　水防報告等
⒀　水防協力団体
⒁　その他

第３節　水防組織及び非常配備体制

水防管理者（町長）は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、川根本町役場に川根本町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

１　町水防本部

水防本部長（町長）は、洪水等において水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解除するまでの間、町水防本部を設置するとともに、町水防本部、静岡市消防局、消防団が一体となって水防活動を実施するものとする。

なお、水防本部に係る活動の詳細については、「川根本町水防計画書」に準ずる。

２　町災害対策本部

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。本部長（町長）は、必要に応じて本部員会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

なお、災害対策本部の設置及び任務の詳細については、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第２節「組織計画」＞に準ずる。

⑴　任務

ア　防災対策の総合調整

イ　情報収集、発信、広報

ウ　関係機関への支援要請

(ｱ)　自衛隊への災害派遣要請の要求

(ｲ)　防災協定締結機関等への支援要請

(ｳ)　医療機関等への協力要請

(ｴ)　その他関係機関への応援要請

エ　二次災害等発生防止措置

オ　県への報告

カ　広報に関する事項

３　非常配備体制

非常配備体制については、川根本町水防計画書による。

第４節　水防に関する予警報

１　「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象等予警報とその措置について「川根本町水防計画書」（第 12 章）に定めるところによる。

２　水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「川根本町水防計画書」（第８章）（第 12 章）の定めるところによる。

３　道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第５節　情報収集・伝達

情報収集・伝達に関しては、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第４節「通信情報計画」＞に準ずるものとする。

第６節　広報活動

広報活動に関しては、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第５節「災害広報計画」＞に準ずるものとする。

第７節　水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は「川根本町水防計画書」（第 10 章）の定めるところによる。

第８節　避難のための立退

避難のための立退に関しては、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第７節「避難救出計画」＞に準ずるものとする。

第９節　重要水防箇所

重要水防箇所は「川根本町水防計画書」（第７章）の定めるところによる。

第10節　水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

水防資機材の整備及び調達は「川根本町水防計画書」（第 11 章）の定めるところによる。

川根本町地域防災計画

大火災対策編

令和７年４月

川根本町防災会議

目　次

大火災対策編の構成 1

Ⅰ　大火災対策計画 2

第１章　総則 2

第１節　町、防災関係機関の業務の大綱 2
１　町 2
２　消防機関 2
３　静岡地方気象台 3
第２節　過去の顕著な災害 3
第３節　予想される災害 4

第２章　災害予防計画 5

第１節　消防体制の整備 5
１　消防組織の確立 5
２　消防施設の整備 5
３　消防救急の広域化の実施 5
４　消防力の現況 5
５　消防職員・消防団員の教育 5
６　消防団の活性化 5
７　緊急消防援助隊の受援体制の確立 6
第２節　火災の予防対策 6
１　建物の不燃化の指導 6
２　査察体制の強化及び町民の防災意識の向上 6
３　防火思想の普及 6
４　消防団員等によるパトロール 6
第３節　林野火災対策の推進 7
１　林野火災関係機関 7
２　林道（防火道）等の整備 7
３　予防設備の整備 7
４　巡視員、監視員によるパトロール 7
５　消防資機材の配備 7
６　防災知識の普及啓発 7
第４節　火災気象通報の取扱い 7
１　火災気象通報の基準 8
２　火災警報の発表 8

第３章　災害応急対策計画 9

第１節　大規模火災及び林野火災に対する消防活動 9
１　消防活動体制 9
２　広域協力活動体制 9
３　大規模林野火災対策 9
４　緊急消防援助隊の応援出動要請 9
第２節　情報伝達系統図 10
第３節　町の対応 10

第４章　災害復旧計画 11

第１節　各機関が実施する対策 11
１　町 11
２　県 11
３　関係機関 11

Ⅱ　大爆発対策計画 12

第１章　総則 12

第１節　町、防災関係機関の業務の大綱 12
１　町 12
２　消防局、町消防団 12
３　県 12
４　警察 13
５　関係事業者 13
第２節　過去の顕著な災害 13
１　爆発事故 13
第３節　予想される災害と地域 14

第２章　災害予防計画 15

第１節　ガス災害予防計画 15
１　高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築 15
２　高圧ガス関係団体等の保安体制の構築 15
３　LPガスの保安推進 15
４　高圧ガス運搬車両の保安指導 16
５　防災訓練 16
第２節　危険物災害予防計画 17
１　~~予防査察~~危険物関係事業者の自主保安体制の構築 17
２　危険物事故防止対策 17
３　危険物安全週間 17
４　危険物運搬車両の安全指導 17
５　防災訓練 17
第３節　火薬類災害予防計画 18

第３章　災害応急対策計画 19

第１節　町、関係機関の業務の大綱 19
１　町 19
２　消防局・町消防団 19
３　県 19
４　警察 19
５　発災事業者 20
第２節　情報伝達系統 20
第３節　町の対応 20
１　突発的災害応急体制 20
２　災害対策本部 20
３　事故の報告 21
４　町災害対策本部の設置及び任務 21

第４章　災害復旧計画 22

第１節　原因究明と是正措置 22
１　発災事業者の対応 22
２　関係機関の対応 22
３　産業や住民生活に関する普及措置 22
４　情報公開、広報 22

大火災対策編の構成

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、住民の生命、身体及び財産を大火災及び大爆発災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、次の「Ⅰ　大火災対策計画」及び「Ⅱ　大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ　大火災対策計画

章	記載内容
第１章　総則	町、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第３章　災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、町の対応
第４章　災害復旧計画	各機関が実施する対策

Ⅱ　大爆発対策計画

章	記載内容
第１章　総則	町、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第３章　災害応急対策計画	町、関係機関の業務の大綱、情報伝達系統、町の対応
第４章　災害復旧計画	原因究明と是正措置

Ⅰ　大火災対策計画

第１章　総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第１節　町、防災関係機関の業務の大綱

１　町

⑴　防災に関する組織の整備
⑵　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
⑶　情報の収集、伝達及び被害調査
⑷　被害を受けた児童及び生徒の応急教育
⑸　清掃、防疫その他保健衛生
⑹　緊急輸送の確保
⑺　災害復旧の実施
⑻　その他災害の防御又は拡大防止のための措置

２　消防機関

⑴　消防体制の整備
　ア　消防組織の確立
　イ　消防施設の整備
　ウ　消防救急の広域化の実施
　エ　消防職員・消防団員の教育
　オ　消防団の活性化
　カ　緊急消防援助隊の受援体制の確立
⑵　火災予防対策
　ア　建物の不燃化の指導
　イ　予防査察の実施
　ウ　消防用設備等の整備
　エ　防火管理体制の整備
　オ　防火対象物の火災予防
　カ　防火思想の普及
⑶　林野火災予防対策
　ア　林道（防火道）等の整備
　イ　予防設備の整備

ウ　消防資機材の配備

⑷　災害応急対策

ア　消防活動

イ　広域活動協力体制

３　静岡地方気象台

⑴　火災気象通報の発表

第２節　過去の顕著な災害

本町では、これまでに記録に残る大火災の発生事例はない。

なお、静岡県内における昭和時代以降の主要な大火は、次のとおりである。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発生年月日	焼失数	場　所	記　事
昭和７年４月 21 日～22 日	1,300 戸	大宮町 （富士宮市）	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速 WSW2.8m/s、最小湿度 33%
昭和 15 年１月 15 日～16 日	1,521 戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速 W9.6m/s、最小湿度 22%
昭和 18 年３月 13 日～14 日	林　野 1,280ha 40 戸	磐田郡竜山村 秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速 WNW9.8m/s、最小湿度 33%
昭和 18 年３月 17 日	林　野 1,050ha	富士郡上井手村 （富士宮市）人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。 三島で WSW7.7m/s、最小湿度 29%
昭和 21 年４月 ２日～３日	林　野 千数百 ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。 網代で最大風速 SW13.3m/s、最大湿度 50%
昭和 25 年４月 13 日	1,416 戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。 網代で ENE11.2m/s、最大湿度 54%
昭和 32 年２月 28 日	104 戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が 15 時ごろ通過して西よりの風が強くなった。 最大風速 W12.9m/s、最小湿度 19%
昭和 35 年 11 月 17 日	119 戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。 静岡で最大風速 NNE4.6m/s、最小湿度 52%

第３節　予想される災害

⑴　風速、湿度等の気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

⑵　大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

ア　冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風

イ　春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

⑶　林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

⑷　林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

【川根本町の気象条件】

～気温年較差や日較差が大きい～

- 本町は太平洋岸式気候に属し、夏は太平洋の高温多湿な空気が吹き込むため雨が多く、冬には北寄りの季節風の影響により、空気は乾燥して少雨となる。
- 最近 10 年間の平均気温は 14.1℃で、気温年較差や日較差が大きい。
- 年間降水量は約 3,000mm で、梅雨（6 月）から台風（10 月）の時期が多くなっている。
- 10 年間の平均風速は 0.8m/s と比較的弱く、冬季に風が強くなる。また、冬季の積雪は少ないものの、氷点下になることが多くある。

第２章　災害予防計画

町及び静岡市消防局（以下、本編において「消防局」という。）においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備、一般家庭の火災予防対策の啓発指導等を行い、被害の軽減を図る。

第１節　消防体制の整備

１　消防組織の確立

町は、地域内の各種災害による被害の軽減を図るため、消防団の組織編成及びその運用等に万全を期するものとする。

２　消防施設の整備

⑴　町及び消防局は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。

⑵　町は、各分団の拠点施設の整備や消防機器等の計画的な維持・更新を図り、地区の防火水槽の適正な維持・管理に努めるものとする。

３　消防救急の広域化の実施

静岡地域（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）による消防救急の広域化を平成 28 年４月から継続実施する。

４　消防力の現況

町及び消防局における消防力の現況は、（資料編 8-1）消防団組織図に示すとおりである。

５　消防職員・消防団員の教育

⑴　町及び消防局は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

⑵　町は、消火訓練の機会の拡充等により、団員の資質の向上を図るものとする。また、団員に対して、高度資機材を搭載した車両等の技能習得を図るものとする。

６　消防団の活性化

町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、機能別分団員への導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

７　緊急消防援助隊の受援体制の確立

町及び消防局は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第２節　火災の予防対策

１　建物の不燃化の指導

町内の建物の多くは木造で、鉄骨、鉄筋コンクリート等による耐震耐火構造の建物は少ない。

そこで町は、住民に対し燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建築物の不燃化、難燃化を指導していくものとする。また、町は災害時に避難所等になる公共用施設の新改築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震耐火構造化を推進するものとする。

２　査察体制の強化及び町民の防災意識の向上

消防局は、火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く町民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

⑴　消防用設備等の整備

町及び消防局は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

⑵　防火管理体制の整備

町は、旅館、ホテル、診療所又は病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、消防局が実施する防火管理者講習会の受講を指導する。

⑶　防火対象物の火災予防

町及び消防局は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

３　防火思想の普及

⑴　町は、広報「かわねほんちょう」や町ホームページ、地区の防災委員や消防団員を通じての情報発信など、住民の防火意識の高揚を図り、火災ゼロに努める。

⑵　町は、消防局や消防団と協力し、消火器具等の取扱い方法の指導や地域の防火訓練等において、家庭・地域・職場における初期消火方法の周知を図る。

４　消防団員等によるパトロール

町長は、知事から火災気象通報の通知を受けた場合、消防団員等による巡回パトロールを実施する等の火災発生時に即応できる体制を整備するものとする。

第３節　林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

１　林野火災関係機関

町、消防局、島田警察署、県危機管理部、県消防防災航空隊、県島田土木事務所、県志太榛原農林事務所、森林組合おおいがわ、大井川鐵道㈱、一般社団法人静岡県猟友会、陸上自衛隊第 34 普通科連隊、航空自衛隊（静浜基地）第 11 飛行教育集団司令部

２　林道（防火道）等の整備

町は、林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

３　予防設備の整備

町及び消防局は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

４　巡視員、監視員によるパトロール

町及び消防局は、巡視員、監視員を配置し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。

５　消防資機材の配備

町及び消防局は、林野火災に対する消防資機材を整備する。

６　防災知識の普及啓発

町及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や町、県、協力団体の職員等による自主パトロールの実施等を通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く町民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

第４節　火災気象通報の取扱い

町長は、「消防法」第 22 条第３項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由して伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

１　火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
概ね市町単位（二次細分区域）	・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ・毎朝（５時頃）、24 時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 ・注意すべき事項は次の３つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報する。

２　火災警報の発表

静岡地方気象台から通報を受けた知事は、防災行政無線等により町長に伝達する。

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第１節　大規模火災及び林野火災に対する消防活動

１　消防活動体制

消防局は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、消防隊等災害出動計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

２　広域協力活動体制

町長（消防の事務委託に係るものは静岡市長）は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」及び隣接市町と締結している消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対する応援要請について、消防局と協議するものとする。

その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

⑴　その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

⑵　発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

⑶　その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

３　大規模林野火災対策

⑴　町は、大規模な林野火災が発生し、消防局のヘリコプターのみでは人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

⑵　消防局は、必要に応じて他のヘリコプターによる応援を要請するとともに、要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

４　緊急消防援助隊の応援出動要請

町長は、県内の広域協力活動体制の消防力だけでは対応できない場合には、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、静岡市長から知事に対し、緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するよう求めるものとする。

第２節　情報伝達系統図

大火災に係る情報伝達系統は、次に示すとおりである。

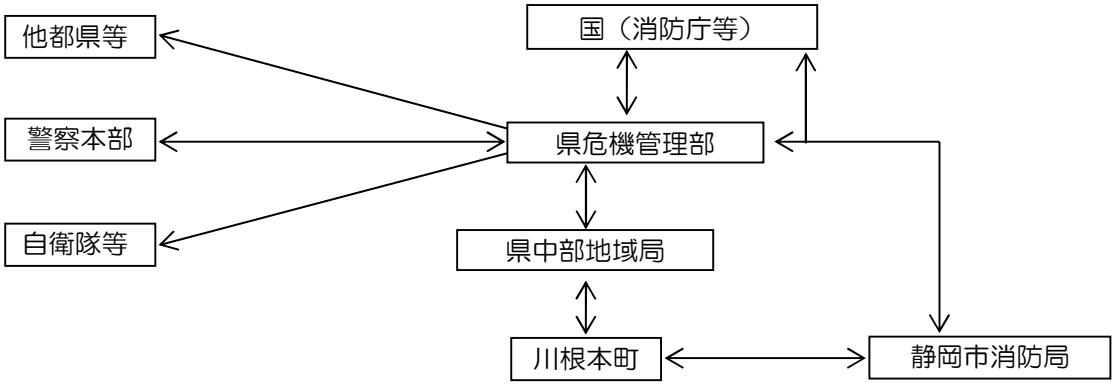

第３節　町の対応

町は、大規模火災が発生し、必要な場合には「災害対策本部」を設置し、情報収集、応急対応を行う。災害対策本部の設置及び任務については、＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第２節「組織計画」＞に準ずる。

第４章　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第１節　各機関が実施する対策

１　町

町は、関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。

２　県

県は、被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。

３　関係機関

関係機関は、県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ　大爆発対策計画

第１章　総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱い等の関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第１節　町、防災関係機関の業務の大綱

１　町

⑴　防災に関する組織の整備
⑵　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
⑶　情報の収集、伝達及び被害調査
⑷　被害を受けた児童及び生徒の応急教育
⑸　清掃、防疫その他保健衛生
⑹　緊急輸送の確保
⑺　災害復旧の実施
⑻　その他災害の防御又は拡大防止のための措置

２　消防局、町消防団

⑴　危険物事業者の許認可
⑵　煙火の消費許可
⑶　災害発生時の消火、人命救助活動
⑷　爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

３　県

⑴　高圧ガス、火薬類事業者の許認可
⑵　高圧ガス、火薬類事業者の保安指導
⑶　高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整
⑷　大規模事故発生時の危機管理対応
⑸　高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導

４　警察

⑴　火薬類事業者の保安指導

⑵　高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策

⑶　高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

５　関係事業者

⑴　自主保安体制の構築

⑵　危害予防規程、地震防災計画等の策定

⑶　防災資機材の整備

⑷　防災訓練等の実施

⑸　災害発生時の関係機関への通報

⑹　事故原因の究明、再発防止措置の実施

第２節　過去の顕著な災害

本町においてはこれまで、高圧ガス、危険物等による爆発事故の発生はない。
県内における発生事例は、次のとおりである。

１　爆発事故

⑴　静岡駅前地下街の爆発事故

ア　発生年月日：昭和 55 年８月 16 日

イ　発生場所：JR 静岡駅前地下街

ウ　事故状況

・ガスによると見られる２回の爆発と、これに伴う火災が発生した。

・1 回目の爆発の原因は不明である。2 回目の爆発は、1 回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径 100m の区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。

エ　被害状況

通行人、消防隊員ら 15 名が死亡、222 人が重軽傷を負った。

オ　対応措置

この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス漏れ火災警報設備の設置、LP ガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

⑵　掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

ア　発生年月日：昭和 58 年 11 月 22 日

イ　発生場所：掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス

ウ　事故状況

・施設の改装工事により調理器具の撤去を行った際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。

・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したもの。

エ　被害状況

客や従業員等 14 名が死亡し、27 名が重軽傷を負った。

第３節　予想される災害と地域

危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内でも発生する危険性がある。

【町内危険物製造所等現有数】　（令和６年３月 31 日現在）

施設等			現有数
危険物施設	製造所		－
	貯蔵所	屋内貯蔵所	3
		屋外タンク貯蔵所	10
		屋内タンク貯蔵所	7
		地下タンク貯蔵所	3
		簡易タンク貯蔵所	－
		移動タンク貯蔵所	10
		屋外貯蔵所	1
		小　計	34
	取扱所	給油取扱所	9
		第１種販売取扱所	－
		第２種販売取扱所	－
		移送取扱所	－
		一般取扱所	15
		小　計	24
合　計			58

出典：静岡市消防年報（令和６年）

第２章　災害予防計画

第１節　ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

１　高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築

高圧ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の提言を図る。

⑴　危害予防規定、地震防災計画等の策定

⑵　保安管理体制の確保、防災資機材の整備

⑶　従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施

⑷　事故や災害への対処訓練の実施

⑸　関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

２　高圧ガス関係団体等の保安体制の構築

⑴　緊急応援体制の整備

静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を想定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。

⑵　防災資機材の整備

災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。

⑶　防災訓練

高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。

⑷　LP ガスの自主保安の推進

ア　製造事業所相互援助協定の締結

県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。

イ　一般消費先の安全対策

㈠　安全機器、地震対策機器の普及促進

㈡　安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発

㈢　ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起

３　LP ガスの保安推進

LP ガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と（一社）静岡県 LP ガス協会、関係事業者が、LP ガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。

⑴　液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施

⑵　液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備

⑶　液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収

⑷　液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進

４　高圧ガス運搬車両の保安指導

高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。

５　防災訓練

県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第２節　危険物災害予防計画

静岡市消防局が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

１　危険物関係事業者の自主保安体制の構築

危険物関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

⑴　予防規定、地震防災計画等の策定

⑵　保安管理体制の確保、防災資機材の整備

⑶　従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施

⑷　自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施

⑸　関係機関との災害防止協定や関係事業者との相互援助協定等の締結

２　危険物事故防止対策

危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

３　危険物安全週間

⑴　毎年６月第２週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。

⑵　危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。

４　危険物運搬車両の安全指導

危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。

⑴　事故対応マニュアルの策定

⑵　危険物運搬車両の監視指導

⑶　事故対応合同訓練

５　防災訓練

県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的

な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第３節　火薬類災害予防計画

県は、火薬類の消費・使用場所等の構造設備や火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。

こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第１節　町、関係機関の業務の大綱

１　町

⑴　町災害対策本部の設置

⑵　情報の収集、伝達及び被害調査

⑶　緊急輸送の確保

⑷　その他災害の防御又は拡大防止のための措置

２　消防局・町消防団

⑴　火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報

⑵　消火活動

⑶　人命救助活動

⑷　避難誘導

⑸　事故調査

３　県

⑴　災害対策本部の設置

⑵　防災対策の総合調整

⑶　情報収集・発信、広報

⑷　国等との連絡調整

⑸　自衛隊等への支援要請

⑹　事故調査

４　警察

⑴　事故捜査

⑵　交通規制

⑶　避難誘導

５　発災事業者

⑴　事故通報

⑵　自衛防災対応

⑶　災害拡大防止措置

⑷　関係機関への協力

⑸　相互援助協定事業者等への支援依頼

第２節　情報伝達系統

大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達系統は、次に示すとおりである。

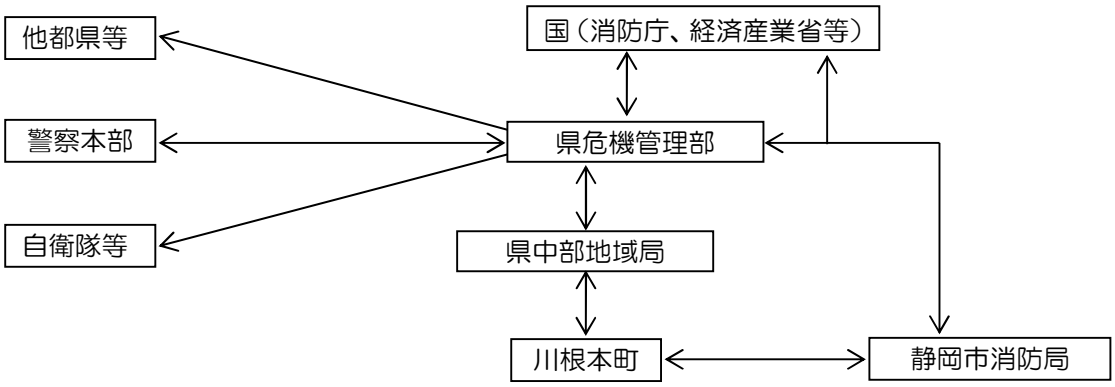

第３節　町の対応

大規模な爆発事故が発生した際は、「突発的災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

１　突発的災害応急体制

⑴　体制配備基準

ア　多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故

イ　その他、町長が指示したとき

⑵　組織

危機管理課、総務課長、その他必要とする者

⑶　任務

ア　初期情報の収集・整理

イ　災害対策本部に設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

２　災害対策本部

⑴　災害対策本部の設置

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。

⑵　任務

ア　防災対策の総合調整

イ　情報収集、発信、広報

ウ　関係機関への支援要請

(ｱ)自衛隊への災害派遣要請

(ｲ)静岡市消防局、県、他市町等への支援要請

(ｳ)医療機関等への協力要請

(ｴ)その他関係機関への応援要請

エ　２次災害等発生防止措置

３　事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を町、消防機関及び警察に行う。

４　町災害対策本部の設置及び任務

大規模な爆発事故が発生し、必要な場合には「災害対策本部」を設置する。

＜第１編共通対策編　第３章災害応急対策　第２節「組織計画」＞に準ずる。

第４章　災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第１節　原因究明と是正措置

１　発災事業者の対応

⑴　爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。

⑵　関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。

⑶　事故により、他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

２　関係機関の対応

⑴　関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や再発防止のための是正措置の指導を行う。

⑵　必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

３　産業や住民生活に関する普及措置

⑴　発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。

⑵　ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。

⑶　復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。

⑷　該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。

⑸　発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

４　情報公開、広報

⑴　発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。

⑵　町及び消防局は、町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

川根本町地域防災計画

大規模事故対策編

令和７年4月

川根本町防災会議

目　次

大規模事故対策編の構成 1

Ⅰ　道路事故対策計画 2

第１章　総則 2

第１節　町、防災関係機関の業務の大綱 2
１　町 2
２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団） 2
３　道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、町） 2
４　県 2
５　警察 3
６　国土交通省中部地方整備局 3
７　静岡地方気象台 3
８　医療機関 3
９　建設事業者 3
第２節　過去の顕著な事故 3
１　国内における大規模道路事故災害 3
第３節　道路の状況と予想される事故の態様 5
１　町内の道路状況 5
２　町内の交通量 5
３　町内の交通事故件数等 6
４　予想される道路事故の態様 6

第２章　災害予防計画 7

第１節　道路構造物の災害予防 7
第２節　道路管理者等の防災体制の整備 7
１　町 7
２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団） 7
３　道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、町） 7
４　県 7
５　警察 7
６　医療機関 8
７　建設事業者 8
第３節　危険物流出等に備えた資機材等の整備 8
第４節　防災訓練 8
第５節　道路トンネル事故の予防対策 8
１　事故防止対策 8
第６節　関係機関との相互連携体制の整備 9

１　連絡窓口の明確化 9
２　防災訓練の合同実施 9

第３章　災害応急対策計画 10

第１節　情報の収集・伝達 10
１　情報の収集・伝達体制 10
第２節　応急体制 10
１　町の体制 10
２　防災関係機関の対応事項 11
第３節　危険物等の流出・散乱に対する応急措置 12
１　拡散防止措置等 12
２　住民の安全確保 13

第４章　災害復旧計画 14

第１節　災害復旧計画の策定 14
第２節　施設の復旧 14
第３節　安全性の確認 14
第４節　被害者等へのフォロー 14
１　健康相談の実施 14
２　心の健康相談の実施 14
第５節　再発防止対策の検討 14
１　対応の評価 14
２　マニュアル等の見直し 15

Ⅱ　鉄道事故対策計画 16

第１章　総則 16

第１節　過去の主な事故（死傷者を伴うもの） 16
第２節　予想される事故と地域 17
１　事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則） 17
２　町内の鉄道事業者及び運行路線 17

第２章　災害予防計画 18

第１節　防災体制の整備 18
１　町 18
２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団） 18
３　県 18
４　警察 18
５　中部運輸局 18
６　鉄道事業者 19
７　医療機関 19

８　関係団体 19
第２節　鉄道交通の安全確保 19
１　踏切事故対策 19
２　鉄道妨害の防止 20
３　鉄道交通の障害となりうる植物等の除去 20
第３節　応急対策用資機材等の整備 20
第４節　防災訓練 20
第５節　関係機関との相互連携体制の整備 20

第３章　災害応急対策計画 21

第１節　情報連絡体制の整備 21
第２節　応急体制 21
１　町の体制 21
２　防災関係機関の対応事項 22
＜特記事項＞ 23
１　情報の収集・伝達 23
２　広報活動 23
３　消防活動 23
４　救助・救急活動 23
５　避難 23
６　危険物等搭載貨車事故に対する応急対策 23

Ⅲ　航空機事故対策計画 25

第１章　総則 25

第１節　過去の顕著な災害 25
１　静岡県内で発生した主な航空機関連事故 25
２　国内で発生した主な航空機関連事故 25
第２節　予想される事故 26
１　事故の形態 26

第２章　災害予防計画 28

第１節　防災体制の整備 28
１　町 28
２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団） 28
３　県 28
４　富士山静岡空港株式会社 28
５　警察 28
６　東京航空局（東京空港事務所、静岡空港出張所） 29
７　航空事業者 29
８　医療機関 29

９　静岡地方気象台、東京航空地方気象台、東京航空地方気象台静岡空港出張所 29
10　自衛隊 29

第３章　災害応急対策計画 30

第１節　情報の収集・伝達 30
１　静岡空港等※において航空機事故が発生した場合 30
２　１以外の地域において航空機事故が発生した場合 31
第２節　応急対策 31
１　町の体制 31
２　防災関係機関の対応事項 32
＜特記事項＞ 33
１　捜索救難活動 33
２　消火・救助活動 34
３　医療救護活動 34
４　避難（関係市町） 35
５　入国管理、検疫、動植物検疫、税関 35
６　広　報 35

大規模事故対策編の構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、町民の生命、身体及び財産を大規模事故災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき当町の地域に係る「大規模事故対策編」（「共通対策編」で定めたものを除く。）を定めるものとする。

「大規模事故対策編」は、以下のとおり、「Ⅰ　道路事故対策計画」、「Ⅱ　鉄道事故対策計画」、「Ⅲ　航空機事故対策計画」から構成する。

なお、「Ⅱ　鉄道事故対策計画」及び「Ⅲ　航空機事故対策計画」における災害復旧計画については、「Ⅰ　道路事故対策計画」の災害復旧計画に準ずるものとする。

Ⅰ　道路事故対策計画

章	記載内容
第１章　総則	町、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な事故、道路の状況と予想される事故の態様
第２章　災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、道路トンネル事故の予防対策、関係機関との相互連携体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出・散乱に対する応急措置
第４章　災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

Ⅱ　鉄道事故対策計画

章	記載内容
第１章　総則	過去の主な事故（死傷者を伴うもの）、予想される事故と地域
第２章　災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
（災害復旧計画）	（Ⅰ　道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

Ⅲ　航空機事故対策計画

章	記載内容
第１章　総則	過去の顕著な災害、予想される事故
第２章　災害予防計画	防災体制の整備
第３章　災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
（災害復旧計画）	（Ⅰ　道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。）

Ⅰ　道路事故対策計画

第１章　総則

町内の県道、国道等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　町、防災関係機関の業務の大綱

１　町

⑴　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること
⑵　被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること
⑶　事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること
⑷　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること
⑸　県又は他の市町村に対する応援要請
⑹　関係防災機関との調整に関すること

２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）

⑴　救助・救出用資材、車両等の整備
⑵　救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成
⑶　事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立
⑷　携帯電話からの１１９番通報に対し的確に対応できる体制の確立

３　道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、町）

⑴　管理道路の災害予防に関すること
⑵　管理道路の防災体制の整備に関すること
⑶　事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
⑷　道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること

４　県

⑴　的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報に関すること
⑵　自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
⑶　国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること
⑷　医療救護体制の確保に関すること

５　警察

⑴　災害関係情報の収集及び伝達
⑵　被害実態の早期把握
⑶　負傷者等の救出救助
⑷　緊急交通路の確保等交通上の措置
⑸　避難誘導及び二次災害の防止措置
⑹　検視及び行方不明者の捜索
⑺　町民の安全確保と不安解消のための広報
⑻　関係機関の行う災害復旧への協力
⑼　その他必要な警察業務

６　国土交通省中部地方整備局

⑴　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること
⑵　関係防災機関との調整に関すること

７　静岡地方気象台

⑴　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
⑵　気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報
⑶　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
⑷　気象業務にかかわる各種の研究
　また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。

８　医療機関

搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立

９　建設事業者

事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第２節　過去の顕著な事故

これまで、当町内で大規模な道路事故が発生した事例はない。
国内における主な大規模道路事故災害の発生事例は、次に示すとおりである。

１　国内における大規模道路事故災害

⑴　飛騨川バス転落事故

1968 年（昭和 43 年）８月 18 日、岐阜県加茂郡白川町の国道 41 号において、乗鞍岳へ向かっていた観光バス 15 台のうち、岡崎観光自動車所有の２台のバスが、集中豪雨に伴う土砂崩れに巻き込まれて増水していた飛騨川に転落し、乗員・乗客 107 名のうち 104 名が死亡した。

⑵　東名日本坂トンネル火災事故

1979 年（昭和 54 年）７月 11 日 18 時 40 分ごろ、東名高速道路下り線、日本坂トンネル内の出口から約 400m の地点で大型貨物自動車４台、小型乗用自動車２台が関係する追突事故に伴う車両火災が発生し、後続車両に延焼した。

この追突事故、車両火災により死者７名、負傷者２名、消失車両 173 台の被害となった。トンネルはスプリンクラーや排煙装置等当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。トンネル本体の損壊及び防災設備のほとんどが焼損という被害が生じたほか、流通の大動脈が一時的に機能麻痺し、交通網にも大きな混乱が生じた。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の大事故である。

⑶　豊浜トンネル崩落事故

1996 年2月 10 日午前８時 10 分頃、国道 229 号（北海道後志管内古平町）豊浜トンネルの古平町側の坑口付近において岩盤（最大高さ 70m、最大幅 50m、最大厚さ 13m、体積 11,000 ㎥、重さ 27,000ｔと推計）が崩落。トンネル内を走行中だった北海道中央バスの積丹町余別発小樽駅前行き路線バス（乗客 18 名、運転手１名）と後続の乗用車（１名乗車）の２台が直撃を受け、20 名全員が死亡した。

⑷　熊野町ジャンクション火災事故

2008 年（平成 20 年）８月３日５時 52 分、首都高速５号池袋線下り走行中のタンクローリーが、熊野町ジャンクション内の急な右カーブを曲がりきれずに横転し、左側側壁に衝突炎上する事故が発生した。タンクローリーはガソリン１６キロリットルと軽油４キロリットルを輸送中であった。

運転手は腰を強く打ち重傷、積荷は５時間半あまりに渡って炎上し、11 時 34 分に鎮火した。

火災の熱により、上下２階建構造で上を走る上り線の路面がゆがみ、鉄製の橋桁が長さ 40m に渡って変形、最大 60 ㎝沈み込んだ。また、熊野町ジャンクションの近隣のマンションの外壁が火災の熱で焼けるという単独車両としては国内史上最大規模の損壊事故となった。

⑸　笹子トンネル天井板崩落事故

2012 年（平成 24 年）12 月２日、中央自動車上り線笹子トンネル（延長 4.7 ㎞）内において、天井板のコンクリート板（1.2ｔ/板）が約 330 枚落下し、死者９名、負傷者２名、車両３台被害の大惨事となった。

事故の主な原因としては、天井板の吊り金具がアンカーボルトごと天井のコンクリートから抜け落ちたこと等が指摘されている。

第３節　道路の状況と予想される事故の態様

１　町内の道路状況

⑴　国道・県道の状況（R5.4.1 現在）　　単位：m

	実延長	道路延長	橋梁		トンネル	
			箇所	延長	箇所	延長
国道 362 号	36,279	32,799	38	2,314	4	1,165
国道 473 号	5,730	5,676	4	55	0	0
県道川根寸又峡線	35,906	32,395	28	1,511	4	2,000
県道接岨峡線	7,626	5,065	14	792	7	1,768
春野下泉停車場線	4,532	4,249	4	283	0	0
合計	90,073	80,184	88	4,955	15	4,933

出典：静岡県道路現況調書

⑵　町道の状況（R5.4.1 現在）　　単位：m、％

総延長	重複延長	未使用延長	実延長	実延長の内訳			舗装済延長	舗装率
				道路	橋梁	トンネル		
199,144	9,632	3,627	185,885	183,030	2,003	852	151,689	81.6

出典：静岡県道路現況台帳

２　町内の交通量

町内を通過している国道 362 号及び県道川根寸又峡線の令和３年度の平日一般交通量は下表に示すとおりであり、概ね平成 27 年度の交通量よりも増加している。

⑴　平日一般交通量（R3年度）　　単位：台

	交通量調査観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量			平成 27 年度昼間 12 時間交通量
		小型車	大型車	合計	
国道 362 号	川根本町 上長尾 283-2	4,754	630	5,384	5,143
県道川根寸又峡線	川根本町 地名 194-7	938	301	1,239	788
	川根本町 下泉 58-1	4,669	726	5,395	4,748
	川根本町 千頭 985-25	2,815	172	2,987	2,117

出典：道路交通情勢調査（道路交通センサス）（静岡県道路局道路企画課）

３　町内の交通事故件数等

当町では、主要幹線道路を中心に、令和４年中に 108 件の交通事故が発生しており、死傷者数は８人となっている。

	総数	人身事故件数	物損事故件数	死者	傷者
平成 30 年	171	21	150	1	34
平成 31 年 令和元年	122	19	103	1	23
令和２年	130	19	111	1	22
令和３年	171	28	143	0	36
令和４年	108	8	100	0	8

出典：静岡県警察本部令和４年度交通年鑑、町統計要覧

４　予想される道路事故の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては次のものが考えられる。

要　因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	⑴　落石・土砂崩れ等による道路法面の崩壊 ⑵　土砂崩れ等による道路への土砂の流出 ⑶　河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	⑴　トンネル内での車両火災 ⑵　道路上での危険物等の漏えい ⑶　バスの転落等事故
その他	⑴　沿道での大規模火災等

第２章　災害予防計画

第１節　道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

第２節　道路管理者等の防災体制の整備

１　町

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備

３　道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、町）

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　安全設備等の整備

⑶　防災体制の確立（情報連絡を含む）

⑷　異常気象時の通行規制区間の指定

⑸　通行規制の実施及び解除

⑹　通行規制の実施状況に関する広報

⑺　防災訓練の実施

４　県

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

５　警察

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　防災体制の確立（情報連絡を含む）

⑶　通行の禁止等の措置

⑷　信号機等の点検

６　医療機関

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備

７　建設事業者

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　応援業務に関連する情報連絡体制の整備

⑶　応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第３節　危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第４節　防災訓練

町、県、防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第５節　道路トンネル事故の予防対策

１　事故防止対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は事故防止のため次のとおり、設備及び体制の整備に努める。

⑴　道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努めるものとする。

⑵　大規模車両火災を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努めるものとする。

⑶　道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努めるものとする。

⑷　道路管理者、警察及び消防機関等は、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

第６節　関係機関との相互連携体制の整備

１　連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

２　防災訓練の合同実施

防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第１節　情報の収集・伝達

１　情報の収集・伝達体制

⑴　町は、道路災害発生の通報を受けた場合は、県中部地域局に内容を連絡する。

⑵　町は、災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路等の情報と併せて随時町や道路管理者のホームページに掲載するとともに、ＩＰ告知放送システム等を活用した広報活動を行う。

⑶　町、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】

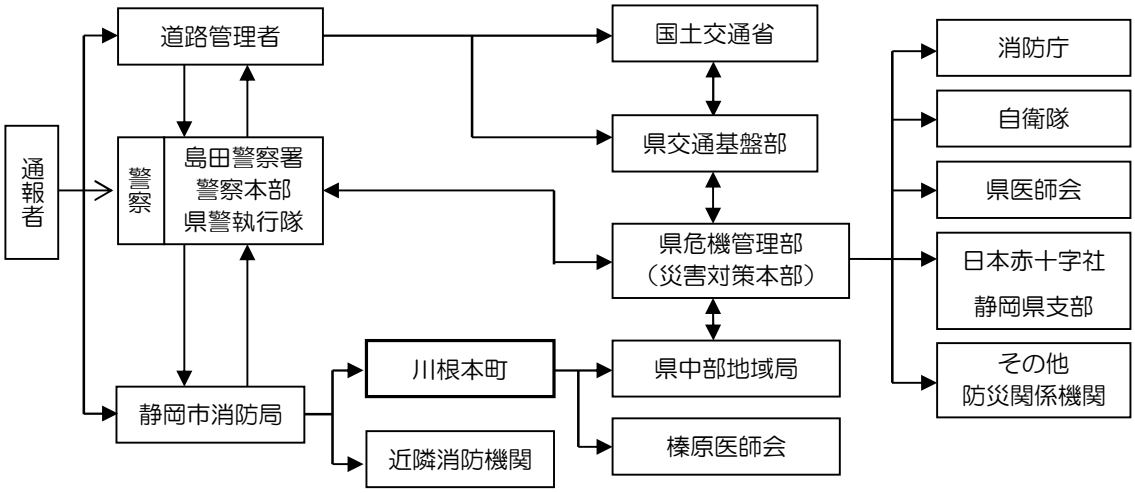

第２節　応急体制

１　町の体制

⑴　情報収集

町は、事故の連絡を受けたとき、県警察（島田警察署）、静岡市消防局等の関係機関から情報を収集し、事故の状況に応じて、必要に応じ関係部課職員の参集、事故対策資機材の事前準備等の初動体制確立のための措置をとり、次の事項を処理する。

ア　初期情報の収集･整理

イ　消火活動に関する応援体制の確保

ウ　救出救助に関する応援体制の確保
エ　現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討
オ　災害対策本部設置の検討
カ　その他必要な活動の検討
キ　県への報告
ク　広報に関する事項

⑵　処理すべき事項
ア　現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
イ　死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
ウ　遺体の措置
エ　道路の応急復旧

⑶　町災害対策本部
町は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

２　防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

⑴　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）
ア　消火活動
イ　被災者の救助、救護
ウ　負傷者の医療機関への搬出

⑵　道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、町）
ア　負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力
(ｱ)　主要交通路（迂回路）の確保
(ｲ)　災害時における通行の禁止又は制限
イ　道路施設の応急復旧活動に関すること
(ｱ)　道路の応急復旧
(ｲ)　類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施

⑶　県（災害対策本部）
ア　防災対策の総合調整
イ　情報収集、発信、広報
ウ　関係機関への支援要請
(ｱ)　自衛隊への災害派遣要請
(ｲ)　消防庁、他都県等への支援要請
(ｳ)　医療機関等への協力要請
(ｴ)　消防庁への緊急消防援助隊の出動要請
(ｵ)　その他関係機関への応援要請
エ　二次災害等発生防止措置
オ　消防庁への報告
カ　広報に関する事項

⑷　県（現地災害対策本部）

ア　消火活動に関する調整

イ　トリアージ及び救急医療活動に係る調整

ウ　負傷者搬送に係る調整

エ　負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整

オ　被災者情報に関すること

カ　広報に関すること（緊急を要する事項）

キ　遺体措置に関する調整

ク　その他必要な活動

⑸　警察（島田警察署）

ア　災害関係情報の収集及び伝達

イ　被害実態の早期把握

ウ　負傷者等の救出救助

エ　緊急交通路の確保等交通上の措置

オ　避難誘導及び二次災害の防止措置

カ　検視及び行方不明者の捜索

キ　町民の安全確保と不安解消のための広報

ク　関係機関の行う災害復旧への協力

ケ　その他必要な警察業務

⑹　医療機関

ア　救護所の開設

イ　負傷者に対する医療処置

ウ　患者搬送

⑺　建設事業者

負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第３節　危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏えい事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

１　拡散防止措置等

⑴　流出危険物の拡散防止及び除去

ア　警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。

イ　輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。

⑵　二次災害の防止

ア　消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。

イ　流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。

ウ　流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び健康福祉センター等は必要に応じて調査を実施する。

エ　必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

２　住民の安全確保

⑴　町は、危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の住民等の避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また、付近の住民等を避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

⑵　町は、災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

⑶　町は、危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

第４章　災害復旧計画

第１節　災害復旧計画の策定

町は、関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節　施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節　安全性の確認

町は、応急対策が概ね完了したときは、県及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報「かわねほんちょう」や町ホームページ、ＩＰ告知放送システム等各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第４節　被害者等へのフォロー

１　健康相談の実施

町は、危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

２　心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、町は、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第５節　再発防止対策の検討

１　対応の評価

町は、当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

２　マニュアル等の見直し

県は、関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

Ⅱ　鉄道事故対策計画

第１章　総則

町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　過去の主な事故（死傷者を伴うもの）

県内における過去な主な鉄道事故は、下表に示すとおりである。

発生年月日	事故名称	事故状況
1955 年５月 17 日（昭和 30 年）	東海道本線東田子の浦列車衝突事故	・東海道本線原駅ー東田子の浦駅間を走行中の京都発東京行修学旅行列車（客車 11 両、乗客 837 名）が東田子の浦駅を通過し植田踏切（原町）まで来たところで、踏み切りで立ち往生していた米軍トレーラーに衝突し、現場から 120m で停車 ・衝突でトレーラーの荷台が大破し積荷のペンキに引火して、列車に燃え移り、機関車と客車４両を全焼し１両が半焼 ・重傷者２名、軽傷者 31 名（旅客 11 名を含む）
1964 年４月 24 日（昭和 39 年）	「第一富士」脱線事故	・東海道本線草薙駅ー静岡駅間走行中の東京駅発宇野駅行き、下り昼行特急「第一富士」が、踏切でダンプカーと激突し、先頭から６両目までが脱線 ・ダンプカー運転手が死亡し、乗客 10 名が重軽傷
1964 年 11 月 23 日（昭和 39 年）	東海道新幹線保線作業員死傷事故	磐田市の東海道新幹線の線路内で砂利固めをしていた保線作業員 10 名が、見張り担当者の不注意から、静岡発新大阪行きのこだま 207 号にはねられ、５名が即死、５名が重軽傷
1968 年６月 18 日（昭和 43 年）	伊豆急行川奈駅構内列車接触事故	伊豆急行川奈駅構内でホームに入ろうとしていた熱海駅発伊豆急下田駅行き下り７両編成電車に、伊豆急下田駅発伊東駅行き上り３両編成電車が上り電車３両目に接触し、傾き 60 名負傷
1992 年６月 28 日（平成４年）	東海道線来宮駅構内列車衝突事故	・7 時頃、東海道本線来宮信号所（伊東線来宮駅構内）で出発待機中の品川行回送列車（185 系電車 10 両編成）が、出発信号の見誤り等で隣の本線に侵入し、走行中の貨物列車第 1066（EF66 形電気機関車 102 号機＋コンテナ貨車 19 両編成）と衝突 ・回送列車の先頭車両と貨物列車の機関車が脱線し、負傷者 1 名（回送列車の運転士）
1997 年８月 12 日（平成９年）	東海道線片浜列車追突事故	東海道本線沼津駅ー片浜駅間で、停車中の泉発百済行き下り第 67 貨物列車（列車番号：67、電気機関車 EF65 1139 牽引）に、三島発静岡行き下り普通列車 839M（クハ 111-549 先頭）が追突し、43 名が負傷

第２節　予想される事故と地域

１　事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内　　容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記５種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損を生じた事故（上記６種類の事故に伴うものを除く）

２　町内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区　間	営業キロ（㎞）
大井川鐵道㈱	大井川本線	地名～千頭	19.5
	井川線	千頭～尾盛	17.8

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

１　町

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄

⑶　防災訓練への参加

⑷　関係機関との相互連携体制の整備

２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　消火・救助・救急・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄

⑶　防災訓練への参加

⑷　関係機関との相互連携体制の整備

３　県

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄

⑶　災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備

⑷　防災訓練の実施

⑸　関係機関との相互連携体制の整備

４　警察

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄

⑶　防災訓練への参加

⑷　関係機関との相互連携体制の整備

５　中部運輸局

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　鉄道事業者に対する安全指導
　管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査

⑶　救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄

⑷　防災訓練への参加

⑸　関係機関との相互連携体制の整備

６　鉄道事業者

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施

⑶　乗務員に対する適性検査の定期的実施

⑷　車両や施設に関する安全確保の実施

ア　土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査

イ　列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等安全性の向上につながる施設の整備

⑸　安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成

⑹　応急対策用資機材の整備

⑺　防災訓練への参加

⑻　関係機関との相互連携体制の整備

７　医療機関

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄

⑶　防災訓練への参加

⑷　関係機関との相互連携体制の整備

８　関係団体

情報連絡体制の整備

第２節　鉄道交通の安全確保

大井川鐵道㈱は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。
また、一般公衆に対する啓発を行う。

１　踏切事故対策

大井川鐵道㈱及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

２　鉄道妨害の防止

大井川鐵道㈱及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

３　鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

大井川鐵道㈱及び関係機関は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第３節　応急対策用資機材等の整備

大井川鐵道㈱は、社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第４節　防災訓練

大井川鐵道㈱は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。また、消防、警察、町、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第５節　関係機関との相互連携体制の整備

大井川鐵道㈱は、事故災害発生時の消防、警察、町、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

第３章　災害応急対策計画

災害が発生した場合、次の対策を行う。

第１節　情報連絡体制の整備

大井川鐵道㈱は、乗客、乗員、地域住民等に多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに下記の経路により関係機関に通報するものとする。

このほか、地域住民からの 110 番、119 番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は下記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、町及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

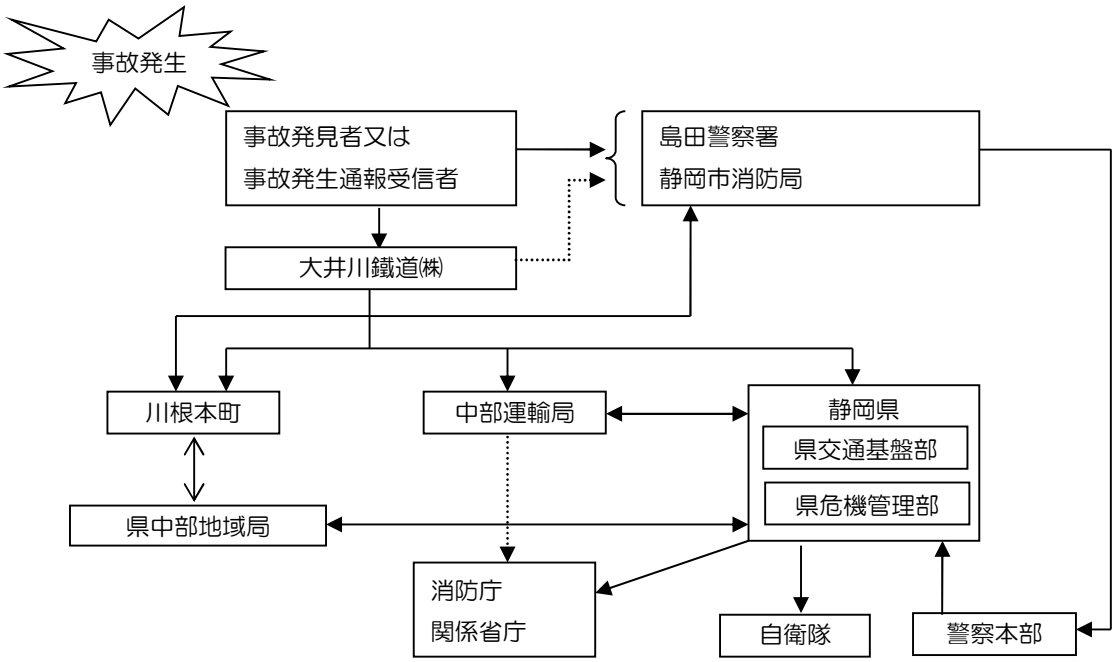

第２節　応急体制

１　町の体制

⑴　情報収集等

連絡を受けた事故が多数の死傷者等を伴い、対応が困難と思われる場合は、町は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて必要な職員を配置し、初動体制の確立のために必要な措置をとるものとする。

ア　情報の収集・伝達

イ　職員の非常参集、災害対策本部設置等必要な体制の確立

ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請

エ　医療救護活動の支援

傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

オ　避難誘導、避難所の開設

カ　遺体安置所の設置

キ　住民に対する広報

⑵　町災害対策本部

町は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

２　防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

⑴　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）

ア　情報の収集・伝達

イ　消火活動

ウ　捜索活動

エ　救助・救急活動

オ　医療救護活動

カ　負傷者の搬送

⑵　警察

ア　災害関係情報の収集及び伝達

イ　被害実態の早期把握

ウ　負傷者等の救出救助

エ　緊急交通路の確保等交通上の措置

オ　避難誘導及び二次災害の防止措置

カ　検視及び行方不明者の捜索

キ　町民の安全確保と不安解消のための広報

ク　関係機関の行う災害復旧への協力

ケ　その他必要な警察業務

⑶　中部運輸局

情報の収集・伝達

⑷　大井川鐵道㈱

ア　情報の収集・伝達

イ　社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置

ウ　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配

エ　町や県に対する必要な支援の要請

オ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動

カ　後続列車の衝突等の二次災害の防止活動

キ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告

ク　被災者の家族等への情報提供

ケ　被災者及び被災家族に対する必要な手配

コ　代行輸送等の手配

サ　避難誘導

シ　乗客等に対する広報

⑸　関係団体

ア　日本赤十字社静岡県支部

(ｱ)　医療及び遺体措置に関すること

(ｲ)　血液製剤の確保及び供給のための措置

＜特記事項＞

１　情報の収集・伝達

⑴　町は、鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部課に内容を連絡する。また、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日消防防第 246 号消防庁長官）に基づき、県へ必要事項を報告する。

⑵　町は、災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部課、その他関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。なお、広報の必要がある場合には、町ホームページ、ＩＰ告知放送システム等を活用して広く住民に周知を図る。

２　広報活動

大井川鐵道㈱は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

３　消防活動

静岡市消防局及び町消防団は、火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

４　救助・救急活動

町は、現場において救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

５　避難

町は、乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。また、避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

６　危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

⑴　初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場

所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。

⑵　二次災害防止及び住民の安全確保

現地に出動した消防隊の指揮者又は大井川鐵道㈱の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を町長に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、町及び河川管理者等の必要な機関に連絡する。

（災害復旧計画については、原則としてⅠ　道路事故対策計画　第４章「災害復旧計画」に準ずる。加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。）

Ⅲ　航空機事故対策計画

第１章　総則

静岡空港等、（「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径９キロメートルの範囲をいう。）及び町内において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　過去の顕著な災害

１　静岡県内で発生した主な航空機関連事故

発生年月日	事故名	事　故　状　況
1958 年８月 12 日 （昭和 33）	全日本空輸ＤＣ－３ 伊豆半島下田沖 （全日空伊豆沖墜落事故）	・羽田発名古屋行き全日本空輸 25 便 DC-3（JA5045）が、伊豆半島下田沖に墜落 ・乗員３名、乗客 30 名、計 33 名全員が死亡
1966 年３月５日 （昭和 41）	BOAC（英国航空の前身） ボーイング 707 富士山上空 （BOAC 機空中分解事故）	・ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港経由ロンドン行き BOAC 社 911 便ボーイング 707-436（G-APFE）が、羽田空港離陸約 15 分後、富士山上空高度 15,000 フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 ・乗員 11 名、乗客 113 名、計 124 名全員が死亡
2001 年１月 31 日 （平成 13）	日本航空（日本航空インターナショナルの前身）ボーイング 747 と同社 DC-10 静岡県上空	・羽田発那覇行き日本航空 907 便ボーイング 747-400D（JA8904）と韓国・釜山発成田行き日本航空 958 便 DC-10-40（JA8546）が、焼津市上空 37,000 フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907 便は衝突回避のため急降下 ・907 便の乗員 16 名、乗客 411 名、計 427 名のうち、重傷５名、軽傷 37 名（国土交通省調査：重軽傷者 100 名） ・958 便の乗員 13 名、乗客 237 名、計 250 名は全員無事

２　国内で発生した主な航空機関連事故

（近年国内で発生した航空機事故のうち、死者を伴うもの）

発生年月日	事故名	事　故　状　況
1985 年８月 12 日 （昭和 60 年）	日本航空（日本航空インターナショナルの前身） ボーイング 747 群馬県多野郡上野村	・羽田発伊丹行き日本航空 123 便ボーイング 747SR－46 が相模湾上空を飛行中、機体尾部及び垂直尾翼が破損し、ダッチロールの末、御巣鷹山尾根に墜落 ・自衛隊、消防、警察等が応援に入り、捜索、救難活動に当たった ・乗員乗客計 524 名のうち死者 520 名、生存者４名
1994 年４月 26 日 （平成６年）	中華航空 エアバス A300	・台北発名古屋行き中華航空エアバス A300-600R が、名古屋空港滑走路への ILS 進入中に失速し、滑走路東

発生年月日	事故名	事　故　状　況
	名古屋空港（現・名古屋飛行場）	脇に墜落、炎上 ・警察、消防、自衛隊、医療関係機関等が協力し救助活動が行われた ・乗員乗客計 271 名のうち死者 264 名、生存者７名
1996 年６月 13 日 （平成８年）	ガルーダ・インドネシア航空ＤＣ―10 福岡空港	・福岡発ジャカルタ行きガルーダ・インドネシア航空ＤＣ－10－30 が、離陸滑走中にエンジン故障のため離陸を中止したが、滑走路内で止まりきれずオーバーランし滑走路端の緑地帯で擱座、炎上 ・乗員乗客計 275 名のうち、死者３名、生存者 272 名（うち重傷者 18 名、軽症者 91 名）

第２節　予想される事故

１　事故の形態

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては次のような形があげられる。

事故の形態	内　　容
墜落	・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・「胴体が寸断」又は「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	・離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	・飛行中、あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によって

は地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

　南アルプス等の山岳は、富士山、天城山と並んで気流変化が激しいため、航空機事故に対して注意する必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

町、県及び防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

１　町

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

２　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　消火・救助・救急・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

３　県

⑴　富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認
⑵　情報連絡体制の整備
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

４　富士山静岡空港株式会社

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
⑶　航空交通の安全確保等のための規定等の整備
⑷　防災訓練の実施
⑸　関係機関との相互連携体制の整備

５　警察

⑴　情報連絡体制の整備

⑵　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

６　東京航空局（東京空港事務所、静岡空港出張所）

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　航空交通の安全確保等のための規程等の整備
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

７　航空事業者

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

８　医療機関

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

９　静岡地方気象台、東京航空地方気象台、東京航空地方気象台静岡空港出張所

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　航空機の安全運航に必要な気象観測の実施
⑶　気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡空港出張所を除く）
⑷　防災訓練への参加
⑸　関係機関との相互連携体制の整備

10　自衛隊

⑴　情報連絡体制の整備
⑵　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
⑶　防災訓練への参加
⑷　関係機関との相互連携体制の整備

第３章　災害応急対策計画

静岡空港周辺及び町内において、航空機事故が発生した場合、町、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第１節　情報の収集・伝達

航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を以下に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

１　静岡空港等※において航空機事故が発生した場合

（詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。）

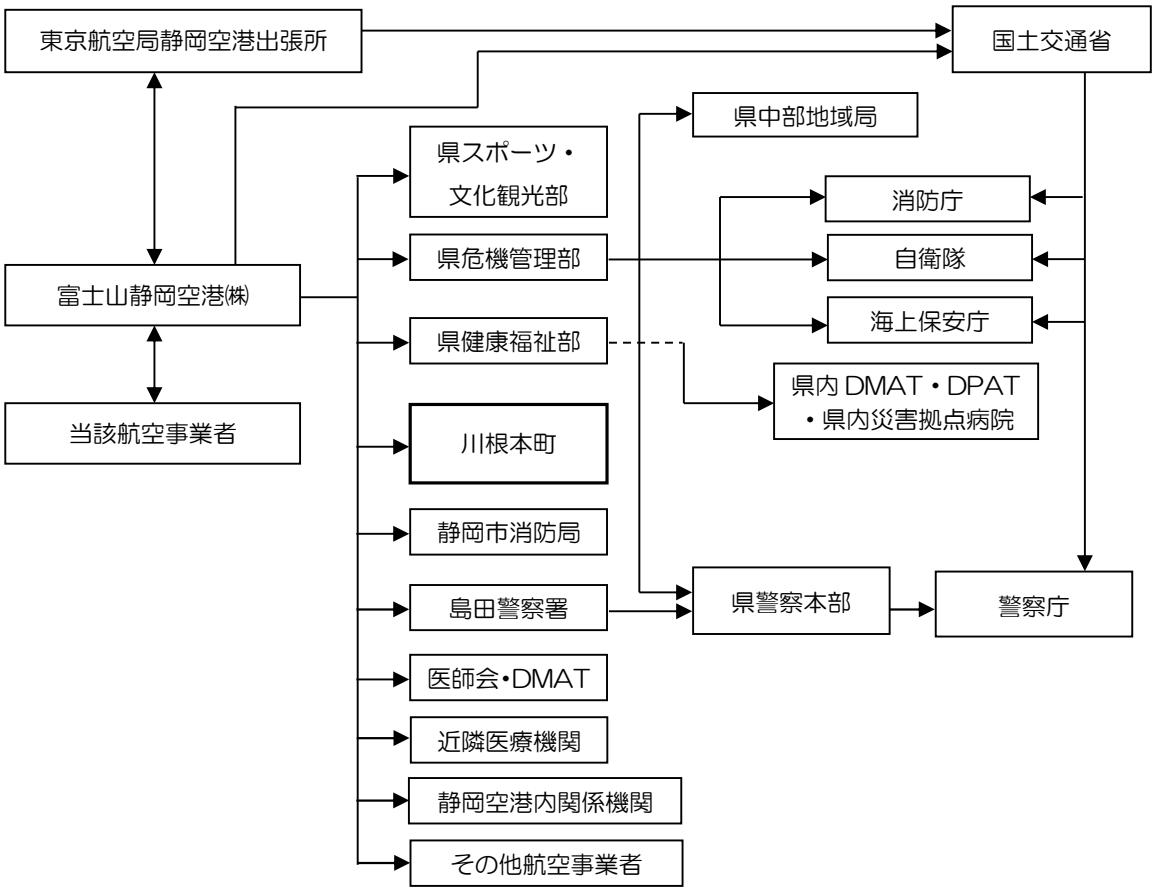

※　静岡空港等：静岡空港及びその周辺（空港の滑走路からおおむね半径９㎞の範囲）

２　１以外の地域において航空機事故が発生した場合

静岡空港等以外の地域において航空機事故が発生した場合の連絡系統は、次図に示すとおりである。

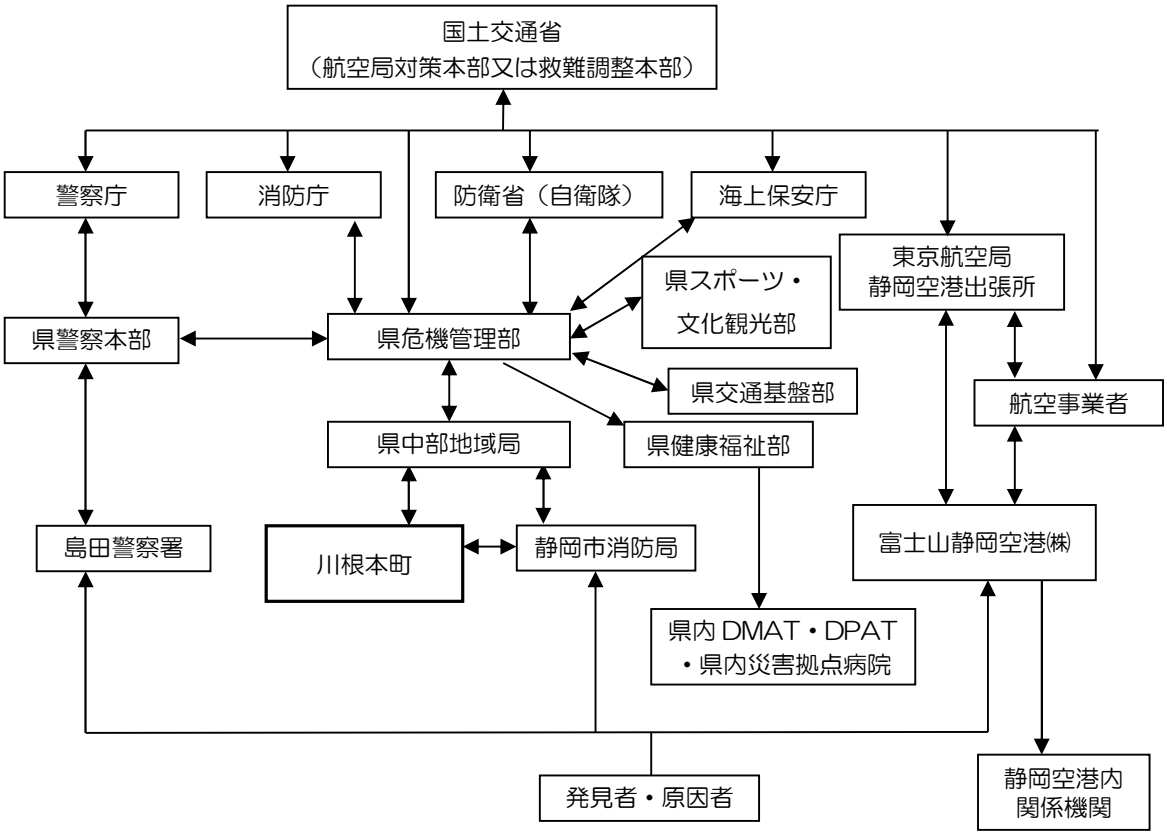

第２節　応急対策

１　町の体制

⑴　情報収集

当町において発生した航空機事故が、多数の死傷者等を伴い、対応が困難と思われる場合は、町は防災関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、必要な職員を配置し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。

ア　情報の収集・伝達

イ　職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立

ウ　県又は防災関係機関への協力・応援要請

エ　医療救護活動の支援

オ　避難誘導、避難所の開設

カ　遺体安置所の設置

キ　住民に対する広報

⑵　町災害対策本部

当町で発生した航空機事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合で、町長が必要と認めるときは、町災害対策本部を設置する。

２　防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

⑴　消防機関（静岡市消防局及び町消防団）

ア　情報の収集・伝達

イ　消火救難活動

ウ　捜索活動

エ　救助・救急活動

オ　医療救護活動

カ　負傷者の搬送

⑵　県（現地災害対策本部）

ア　災害対策本部及び被災市町等との連絡調整

イ　航空機事故等空港現地対応本部又は被災市町に対する連絡員・応援要員の派遣

ウ　航空機事故等空港現地対応本部が行う現地活動の支援（静岡空港において航空機事故が発生した場合）

⑶　県（航空機事故等空港現地対応本部）

ア　消火活動に関する調整

イ　トリアージ及び救急医療活動に係る調整

ウ　現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整

エ　搭乗員名簿の入手及び確認

オ　負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整

カ　広報に関すること（空港現地対応に関する事項）

キ　食事、飲み物、衣料等の手配に関すること。

ク　遺体収容所の調整

ケ　空港の入場規制に係る調整

コ　その他必要な活動

⑷　富士山静岡空港株式会社（静岡空港等における航空機事故発生時）

「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施

⑸　警察

ア　情報の収集・伝達

イ　捜索活動

ウ　救助・救出活動

エ　避難誘導

オ　行方不明者の捜索

カ　検視及び死傷者の身元確認

キ　警戒区域の設定、交通規制の実施

⑹　東京航空局東京空港事務所、東京航空局静岡空港出張所

ア　情報の収集・伝達
イ　必要な飛行情報の提供
ウ　捜索救難調整

⑺　航空事業者（事故機体所有事業者）
ア　情報の収集・伝達
イ　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置
ウ　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配
エ　市町や県に対する必要な支援の要請
オ　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
カ　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告
キ　被災者の家族等への情報提供
ク　被災者及び被災家族に対する必要な手配
ケ　代行輸送等の手配
コ　避難誘導
サ　搭乗者等に対する広報

⑻　医療機関
ア　救護所の開設
イ　医療救護活動
ウ　患者搬送

⑼　静岡地方気象台、東京航空地方気象台、東京航空地方気象台静岡空港出張所
必要な気象情報の提供

⑽　自衛隊
ア　情報の収集・伝達
イ　捜索活動
ウ　救助・救出活動
エ　医療従事者、負傷者等の搬送
オ　現場医療活動の支援

＜特記事項＞

１　捜索救難活動

捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。町、県及び防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

⑴　静岡空港等以外の地域における航空機事故
ア　災害対策本部は、救難調整本部等、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索救難活動に関し次の措置を講じる。
⑺　防災ヘリコプターの出動

⑷　周辺市町・消防機関等への応援要請等

イ　警察は、円滑な捜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。

ウ　警察は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。

エ　地元消防機関は、捜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。

オ　事故機体所有航空事業者は、捜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。

カ　自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき捜索救難活動を実施する。

２　消火・救助活動

⑴　静岡空港等以外の地域における航空機事故

ア　県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。

⑺　防災ヘリコプターの出動

⑴　自衛隊、消防庁等への支援要請等

イ　警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。

ウ　警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。

エ　地元消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。

オ　事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。

カ　自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

３　医療救護活動

⑴　静岡空港等以外の地域における航空機事故

ア　県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。

⑺　防災ヘリコプターの出動

⑴　消防庁等への支援要請等

⑼　災害拠点病院、DMAT、DPAT 等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請

⑽　救護所の設置、医薬品の手配等

イ　警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。

ウ　地元消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。

エ　被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体収容施設の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該

市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

オ　医療機関は、医療救護活動を行う。

４　避難（関係市町）

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、町は、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

５　入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

６　広　報

⑴　町は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、町ホームページ及び報道機関を通じて広報する。

⑵　静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、住民等に対し報道機関を通じて広報する。

⑶　事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

（災害復旧については、＜本編　Ⅰ道路事故対策計画　第４章「災害復旧」＞に準ずる。）